

## (1) 医療保険

### 医療保険制度

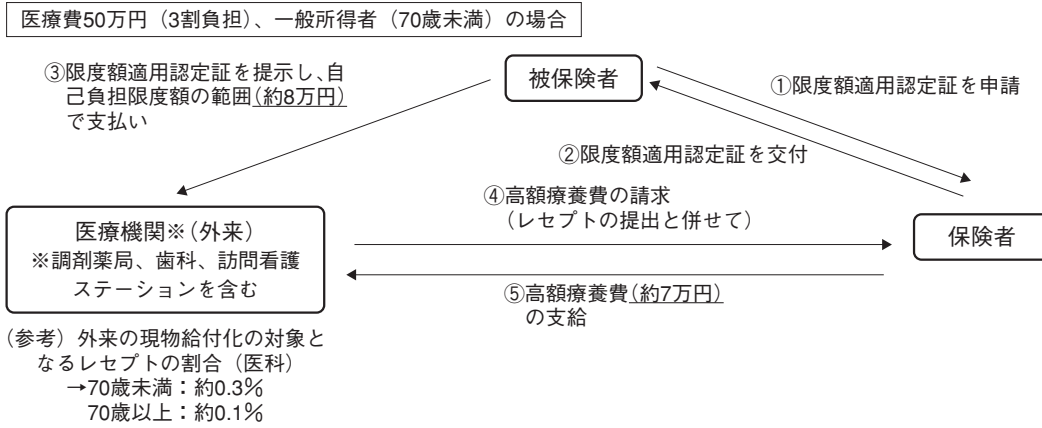
#### 概要 医療保険制度の概要 (平成24年6月現在)

制度名	加入者数 (平成23年3月末)	保険給付				財源			
		医療給付				現金給付	保険料率	国庫負担・補助	
		一部負担	高額療養費制度、 高額医療・介護合算制度	入院時食事療養費	入院時生活療養費				
健康被用者	協会けんぽ 全国健康保険協会	34,845 [19,580 15,265]	(高額療養費制度) ・自己負担限度額 (70歳未満の者) (上位所得者) 150,000円+(医療費-500,000円)×1% (一般) 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (低所得者) 35,400円  (70歳以上75歳未満の者) (現役並み所得者) 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 外来(個人ごと) 44,400円 (一般(※)) 62,100円、外来(個人ごと) 24,600円 (低所得者) 24,600円、外来(個人ごと) 8,000円 (低所得者のうち特に所得の低い者) 15,000円、外来(個人ごと) 8,000円  ・世帯合算基準額 70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給 ・多数該当の負担軽減 12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額 (70歳未満の者) (上位所得者) 83,400円 (一般) 44,400円 (低所得者) 24,600円 (70歳以上の現役並み所得者及び一般(※)) 44,400円  ・長期高額疾病患者の負担軽減 血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額 10,000円 (ただし、上位所得者で人工透析を行う70歳未満の患者の自己負担限度額 20,000円)  (※) 70歳以上75歳未満の一般所得区分の者については、平成20年4月から平成25年3月までの間、自己負担限度額を44,400円(外来12,000円)に据え置くことから、多数該当の負担軽減措置はない。  (高額医療・高額介護合算制度) 1年間(毎年8月～翌年7月)の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組み。自己負担限度額は、所得と年齢に応じきめ細かく設定。	(食事療養標準負担額) ・一般 1食につき 260円  ・低所得者 90日目まで 1食につき 210円 91日目から 1食につき 160円  ・特に所得の低い低所得者 1食につき 100円	(生活療養標準負担額) ・一般(Ⅰ) 1食につき 460円 +1日につき 320円  ・一般(Ⅱ) 1食につき 210円 +1日につき 320円  ・特に所得の低い低所得者 1食につき 130円 +1日につき 320円	・傷病手当金 ・出産育児一時金等  同上(附加給付あり)	10.00% (全国平均)	給付費の16.4% (後期高齢者支援金分16.4%)	
健康被用者	健康保険組合 1,458	29,609 [15,574 14,035]		義務教育就学後から70歳未満 3割  義務教育就学前 2割  70歳以上75歳未満 2割(※) (現役並み所得者3割)  (※) 70歳以上75歳未満の者については、平成20年4月から平成25年3月までの間1割に据え置く	・一般 1食につき 260円  ・低所得者 90日目まで 1食につき 210円 91日目から 1食につき 160円  ・特に所得の低い低所得者 1食につき 100円	・一般(Ⅰ) 1食につき 460円 +1日につき 320円  ・一般(Ⅱ) 1食につき 210円 +1日につき 320円  ・特に所得の低い低所得者 1食につき 130円 +1日につき 320円	・傷病手当金 ・出産育児一時金等  同上	各健康保険組合によって異なる	定額 (予算補助)
健康被用者	健康保険法第3条第2項被保険者 全国健康保険協会	18 [12 6]	同上	同上	同上	・傷病手当金 ・出産育児一時金等  同上	1級日額 390円 11級 3,230円	給付費の16.4% (後期高齢者支援金分16.4%)	
船員保険	全国健康保険協会	136 [60 76]	同上	同上	同上	同上	9.45% (疾病保険料率)	定額	
各種共済	国家公務員 20共済組合 地方公務員等 64共済組合 私学教職員 1事業団	9,189 [4,523 4,665]	同上	同上	同上	同上	同上	なし	
国民健康保険	市町村 1,723 農業者自営業者等 国保組合 165 被用者保険の退職者 市町村 1,723	38,769 35,493 国保組合 3,277	同上	同上	同上	・産育児一時金 ・葬祭費  同上	世帯毎に応益割(定額)と応能割(負担能力に応じて)を賦課  保険者によって賦課算定方式は多少異なる	給付費等の41% 給付費等の47%  なし	
後期高齢者医療制度	[運営主体] 後期高齢者医療広域連合 47	14,341	1割(現役並み所得者3割)	同上	自己負担限度額 外来(個人ごと) (現役並み所得者) 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 44,400円 (多数該当の場合) 44,400円 (一般) 44,400円 12,000円 (低所得者) 24,600円 8,000円 (低所得者のうち特に所得の低い者) 15,000円 8,000円	同上 ただし、 ・高齢福祉年金受給者 1食につき 100円	葬祭費等	各広域連合によって定められた被保険者均等割額と所得割率によって算定されている	・保険料 約10% ・支援金 約40% ・公費 約50% (公費の内訳) 国：都道府県：市町村 4：1：1

- (注) 1. 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で一定の障害にある旨の広域連合の認定を受けた者。  
 2. 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円(月収28万円以上)以上の者。(ただし、収入が高齢者複数世帯で520万円未満若しくは高齢者単身世帯で383万円未満の者は除く。)  
 上位所得者は、月収53万円以上(国民健康保険においては世帯内のすべての加入者の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額の合計額が600万円超)の者。低所得者は、市町村住民税非課税世帯に属する者等。特に所得の低い者は、年金収入80万円以下の者等。  
 3. 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については協会けんぽ並とする。  
 4. 加入者数は四捨五入により、合計と内訳の和とが一致しない場合がある。  
 5. 全国健康保険協会(一般被用者及び健康保険法第3条第2項被保険者)に対する国庫補助率は、平成22年7月から平成24年度までは、給付費の16.4%。  
 6. 船員保険の保険料率は、被保険者保険料負担軽減措置(0.35%)による控除後の率。

## 詳細資料① 外来診療の現物給付化への対応について

- 高額な薬剤費等がかかる患者の負担を軽減するため、従来の入院診療に加え、外来診療についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（現物給付化）を導入（平成24年4月施行）。



### 現物給付化の基本的な仕組み

- ①被保険者等から保険者に対して、限度額適用認定証の交付を申請。(入院の場合と同様の取扱い)
- ②保険者から被保険者に対して、世帯の所得区分に応じた限度額適用認定証を交付。(個人単位)
- ③被保険者は医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示。医療機関はその被保険者等の自己負担額を個人単位で集計し、限度額を超える一部負担金等の徴収は行わない。  
※1%加算分については、自己負担が限度額を超えた後も毎回自己負担が発生する。
- ④医療機関はレセプト請求時に併せて高額療養費分を保険者に請求。

詳細資料②

高額介護合算療養費の支給開始（平成20年4月施行。平成21年8月より順次支給開始）

<同一世帯において医療と介護でかかった費用の合計の負担を緩和します。>

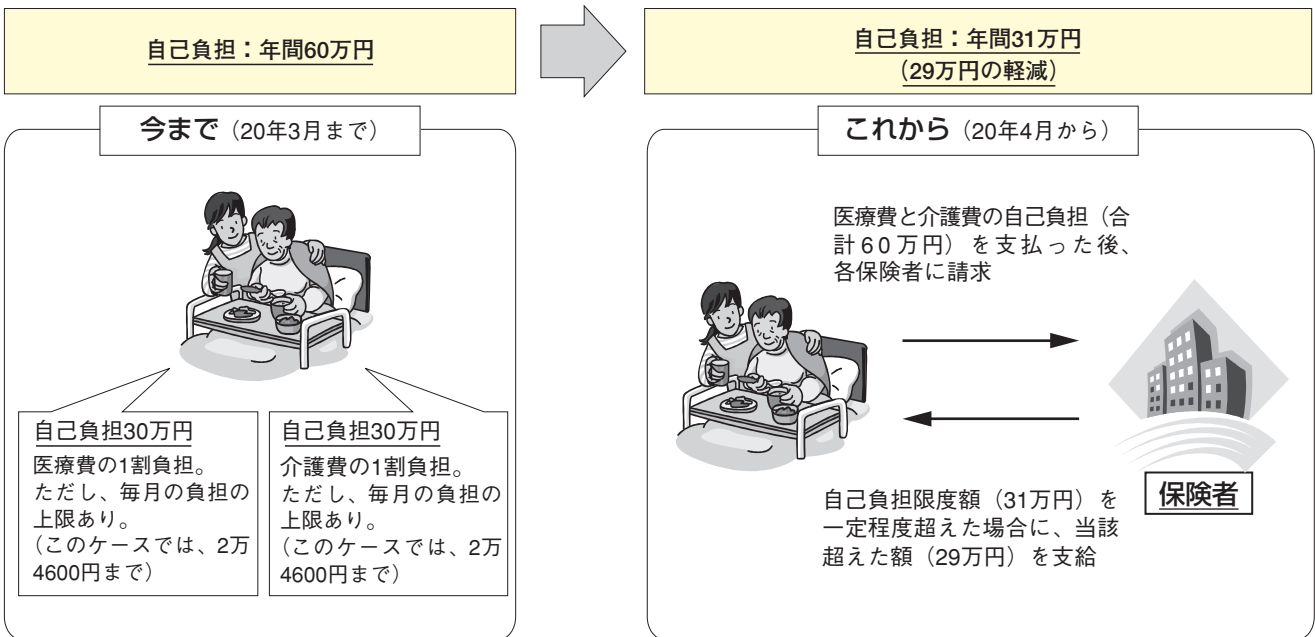
- ・今までは、医療保険と介護保険の制度ごとに、自己負担の毎月の上限を設定
- ・これらに加え新たに両制度の自己負担を合計した額についても年間の上限を設定

※自己負担の限度額は、年齢、所得区分によりきめ細かく設定します。  
 ※食費・居住費については、別途負担が必要です。

高額医療・高額介護合算療養費制度の参考事例

○ 夫婦とも75歳以上（住民税非課税）で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯の場合

- (医療サービス) 病院に入院 (※)  
 (介護サービス) 要介護4で小規模多機能型居宅介護を利用  
 (年金収入) 夫婦で年間211万円以下 (住民税非課税)

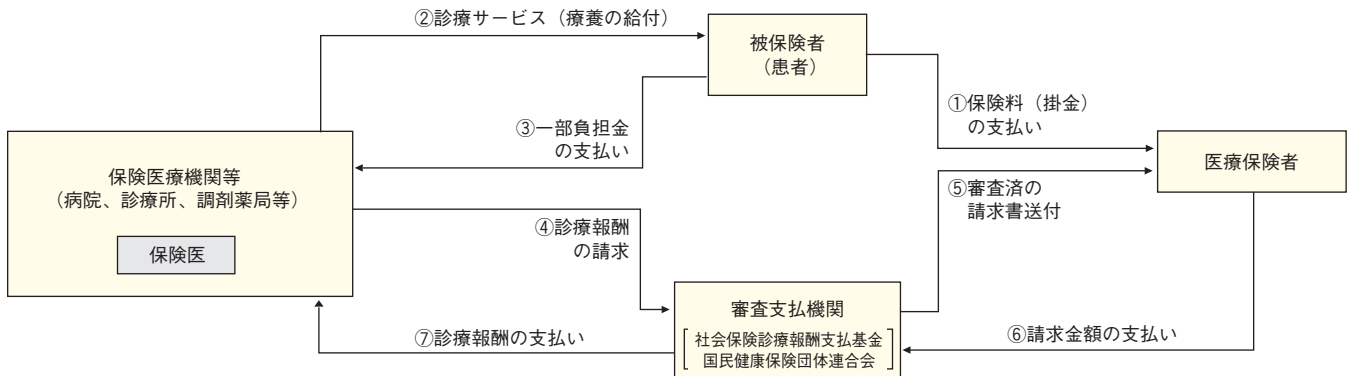


(※) 療養病床に入院した場合にかかる食費・居住費及び差額ベッド代等については、別途負担が必要となる（現行の高額療養費等の制度と同様）。

## 保険診療の仕組み

### 概要

### 保険診療の概念図



診療報酬は、まず医科、歯科、調剤報酬に分類される。

具体的な診療報酬は、原則として実施した医療行為ごとに、それぞれの項目に対応した点数が加えられ、1点の単価を10円として計算される（いわゆる「出来高払い制」）。例えば、盲腸で入院した場合、初診料、入院日数に応じた入院料、盲腸の手術代、検査料、薬剤料と加算され、保険医療機関は、その合計額から患者の一部負担分を差し引いた額を審査支払機関から受け取ることになる。

### 詳細資料

### 平成24年度診療報酬改定の概要

#### 平成24年度診療報酬改定の概要①

- ・「社会保障・税一体改革成案」で示した2025年のイメージを見据えつつ、あるべき医療の実現に向けた第一歩の改定。
- ・国民・患者が望む安心・安全で質の高い医療が受けられる環境を整えていくために必要な分野に重点配分

全体改定率	+	0.004%	
診療報酬（本体）	+	1.38%	（約5,500億円）
{ 医科 歯科 調剤           }	+	1.55%	（約4,700億円）
	+	1.70%	（約500億円）
	+	0.46%	（約300億円）
薬価等	▲	1.38%	（約5,500億円）

## 平成24年度診療報酬改定の概要②

### 医科における重点配分（4,700億円）

- I 負担の大きな医療従事者の負担軽減
  - ◎今後とも急性期医療等を適切に提供し続けるため、病院勤務医をはじめとした医療従事者の負担軽減を講じる。  
(1,200億円)
- II 医療と介護等との機能分化や円滑な連携、在宅医療の充実
  - ◎今回改定は、医療と介護との同時改定であり、超高齢社会に向けて、急性期から在宅、介護まで切れ目のない包括的なサービスを提供する。  
(1,500億円)
- III がん治療、認知症治療などの医療技術の進歩の促進と導入
  - ◎日々進化する医療技術を遅滞なく国民皆が受けることができるよう、医療技術の進歩の促進と導入に取り組む。  
(2,000億円)

### 歯科における重点配分（500億円）

- I チーム医療の推進や在宅歯科医療の充実等
  - ◎医療連携により、誤嚥性肺炎等の術後合併症の軽減を図り、また、超高齢社会に対応するために在宅歯科医療の推進を図る。
- II 生活の質に配慮した歯科医療の適切な評価
  - ◎う蝕や歯周病等の歯科疾患の改善のため、歯の保存に資する技術等の充実を図る。

### 調剤における重点配分（300億円）

- I 在宅薬剤管理指導業務の推進や薬局における薬学的管理及び指導の充実
  - ◎在宅薬剤関連業務を推進するとともに、残薬確認、お薬手帳を含めた薬剤服用歴管理指導の充実を図る。
- II 後発医薬品の使用促進
  - ◎薬局からの後発医薬品の情報提供等を推進する。

## 平成24年度診療報酬改定の概要③

### 重点課題1 急性期医療等の適切な提供に向けた病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減

- ① 救急・周産期医療の推進
- ② 病院医療従事者の勤務体制の改善等の取組
- ③ 救急外来や外来診療の機能分化
- ④ 病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進

### 重点課題2 医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化及び在宅医療等の充実

- ① 在宅医療を担う医療機関の役割分担や連携の促進
- ② 看取りに至るまでの医療の充実
- ③ 在宅歯科・在宅薬剤管理の充実
- ④ 訪問看護の充実、医療・介護の円滑な連携

### 医療技術の進歩の促進と導入、その他の分野

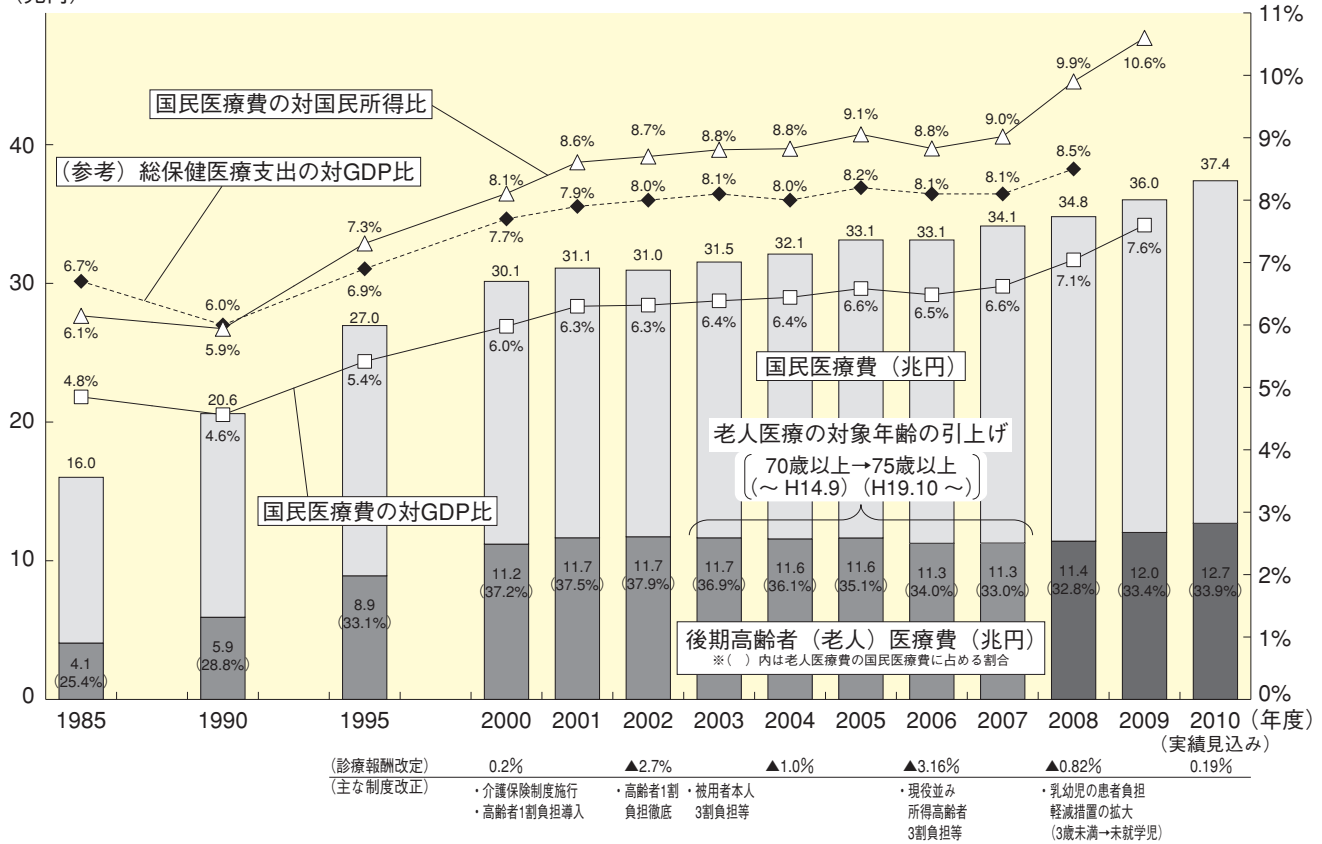
- ① 医療技術の適切な評価、がん医療や生活習慣病対策、精神疾患・認知症対策、リハビリの充実、生活の質に配慮した歯科医療
- ② 医療安全対策、患者への相談支援対策の充実
- ③ 病院機能にあわせた入院医療、慢性期入院医療の適正評価、資源の少ない地域への配慮、診療所の機能に応じた評価
- ④ 後発医薬品の使用促進、長期入院の是正、市場実勢価格を踏まえた医薬品等の適正評価など

## 医療費

## 概要

## 医療費の動向

(兆円)



## 〈対前年度伸び率〉

(%)

	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	▲0.0	3.0	2.0	3.4	3.9
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.5
国民所得	7.2	8.1	▲0.3	2.0	▲2.8	▲1.5	0.7	1.6	0.5	2.6	0.9	▲7.1	▲3.6	—
GDP	7.2	8.6	1.7	0.9	▲2.1	▲0.8	0.8	1.0	0.9	1.5	1.0	▲4.6	▲3.7	—

- (注) 1. 国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算(2010.12)。総保健医療支出は、OECD諸国の医療費を比較する際に使用される医療費で、予防サービスなども含んでおり、国民医療費より範囲が広い。2009年のOECD加盟国の医療費の対GDP比の平均は9.5%
2. 2010年度の国民医療費及び後期高齢者医療費は実績見込みであり、前年度の国民医療費及び後期高齢者医療費に当該年度の概算医療費の伸び率をそれぞれ乗じることにより、推計している。また、斜体字は概算医療費の伸び率である。

詳細データ① OECD加盟国の医療費の状況（2009年）

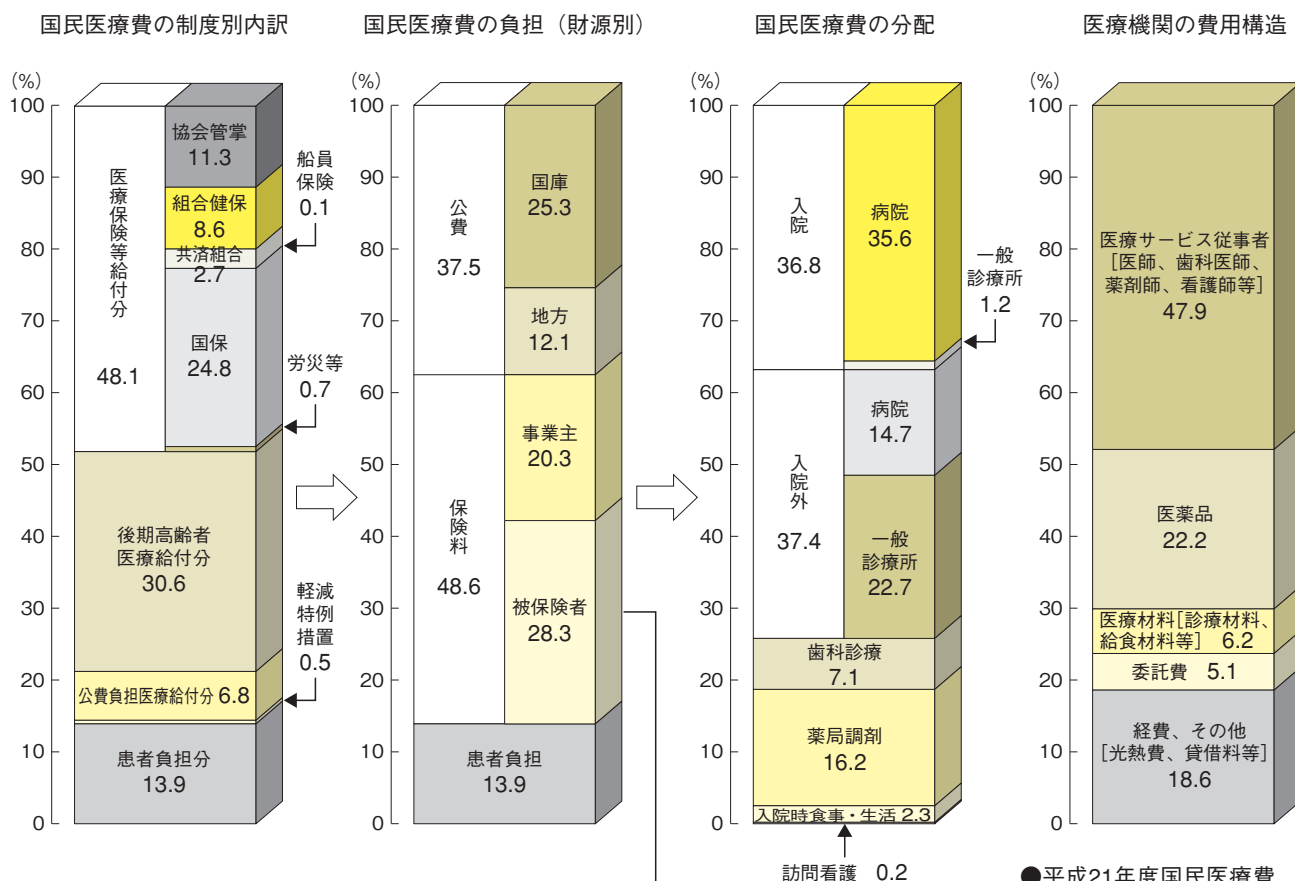
国名	総医療費の対GDP比 (%)		一人当たり医療費 (ドル)		備考	国名	総医療費の対GDP比 (%)		一人当たり医療費 (ドル)		備考
		順位		順位				順位		順位	
アメリカ合衆国	17.4	1	7,960	1		イタリア	9.5	17	3,137	18	
オランダ	12.0	2	4,914	4	*	スロベニア	9.3	20	2,579	23	
フランス	11.8	3	3,978	10		フィンランド	9.2	21	3,226	17	
ドイツ	11.6	4	4,218	9		スロバキア	9.1	22	2,084	27	
デンマーク	11.5	5	4,348	7		オーストラリア	8.7	23	3,445	16	※
カナダ	11.4	6	4,363	6		日本	8.5	24	2,878	21	※
スイス	11.4	6	5,144	3		チリ	8.4	25	1,186	32	
オーストリア	11.0	8	4,289	8		チェコ	8.2	26	2,108	26	
ベルギー	10.9	9	3,946	11		イスラエル	7.9	27	2,164	25	
ニュージーランド	10.3	10	2,983	20		ハンガリー	7.4	28	1,511	29	
ポルトガル	10.1	11	2,508	24	※	ポーランド	7.4	28	1,394	30	
スウェーデン	10.0	12	3,722	13		エストニア	7.0	30	1,393	31	
イギリス	9.8	13	3,487	15		韓国	6.9	31	1,879	28	
アイスランド	9.7	14	3,538	14		ルクセンブルク	6.8	32	4,451	5	※
ギリシャ	9.6	15	2,724	22	※	メキシコ	6.4	33	918	33	
ノルウェー	9.6	16	5,352	2	*	トルコ	6.1	34	902	34	※
アイルランド	9.5	17	3,781	12							
スペイン	9.5	17	3,067	19		OECD平均	9.5		3,223		

出典：「OECD HEALTH DATA 2011」

- (注) 1. 上記各項目の順位は、OECD加盟国間におけるもの  
 2. ※の数値は2008年のデータ（ただし、ギリシャは2007年のデータ）  
 3. \*の数値は予測値

詳細データ② 国民医療費の構造（平成21年度）

国民医療費 36兆67億円  
 人口一人当たり国民医療費 282,400円



●被保険者負担には、国民健康保険の保険料が含まれている。

●平成21年度国民医療費、医療経済実態調査（平成21年7月）結果等に基づき推計

## 詳細データ③ 国民医療費及び構成割合の推移

診療種類	昭和37年度 (1962)	40 ('65)	45 ('70)	50 ('75)	55 ('80)	60 ('85)	平成2年度 ('90)	7 ('95)	12 (2000)	18 ('06)	19 ('07)	20 ('08)	21 ('09)
	推 計 額 (億円)												
国民医療費	6,132	11,224	24,962	64,779	119,805	160,159	206,074	269,577	301,418	331,276	341,360	348,084	360,067
一般診療医療費	5,372	10,082	22,513	59,102	105,349	140,287	179,764	218,683	237,960	250,468	256,418	259,595	267,425
病院	2,948	5,499	12,121	32,996	62,970	92,091	123,256	148,543	161,670	168,943	173,102	174,801	181,411
一般診療所	2,424	4,583	10,392	26,106	42,379	48,195	56,507	70,140	76,290	81,525	83,316	84,794	86,014
入院医療費	2,344	4,104	8,799	25,427	48,341	70,833	85,553	99,229	113,019	122,543	126,132	128,248	132,602
病院	2,072	3,635	7,801	22,640	43,334	65,054	80,470	94,545	108,642	117,885	121,349	123,822	128,348
一般診療所	272	469	998	2,787	5,007	5,778	5,082	4,684	4,376	4,658	4,782	4,426	4,254
入院外医療費	3,028	5,978	13,714	33,675	57,008	69,454	94,211	119,454	124,941	127,925	130,287	131,347	134,823
病院	875	1,864	4,320	10,356	19,636	27,037	42,786	53,997	53,028	51,058	51,753	50,979	53,063
一般診療所	2,153	4,113	9,394	23,319	37,372	42,417	51,425	65,456	71,913	76,867	78,534	80,368	81,760
歯科診療医療費	759	1,143	2,448	5,677	12,807	16,778	20,354	23,837	25,569	25,039	24,996	25,777	25,587
薬局調剤医療費	3)	...	...	...	1,649	3,094	5,290	12,662	27,605	47,061	51,222	53,955	58,228
入院時食事・生活医療費	4)	.	.	.	.	.	.	10,801	10,003	8,229	8,206	8,152	8,161
老人保健施設療養費	5)	.	.	.	.	.	666	3,385	.	.	.	.	.
訪問看護医療費	.	.	.	.	.	.	.	210	282	479	518	605	665
	構 成 割 合 (%)												
国民医療費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一般診療医療費	87.6	89.8	90.2	91.2	87.9	87.6	87.2	81.1	78.9	75.6	75.1	74.6	74.3
病院	48.1	49.0	48.6	50.9	52.6	57.5	59.8	55.1	53.6	51.0	50.7	50.2	50.4
一般診療所	39.5	40.8	41.6	40.3	35.4	30.1	27.4	26.0	25.3	24.6	24.4	24.4	23.9
入院医療費	38.2	36.6	35.2	39.3	40.3	44.2	41.5	36.8	37.5	37.0	36.9	36.8	36.8
病院	33.8	32.4	31.3	34.9	36.2	40.6	39.0	35.1	36.0	35.6	35.5	35.6	35.6
一般診療所	4.4	4.2	4.0	4.3	4.2	3.6	2.5	1.7	1.5	1.4	1.4	1.3	1.2
入院外医療費	49.4	53.3	54.9	52.0	47.6	43.4	45.7	44.3	41.5	38.6	38.2	37.7	37.4
病院	14.3	16.6	17.3	16.0	16.4	16.9	20.8	20.0	17.6	15.4	15.2	14.6	14.7
一般診療所	35.1	36.6	37.6	36.0	31.2	26.5	25.0	24.3	23.9	23.2	23.0	23.1	22.7
歯科診療医療費	12.4	10.2	9.8	8.8	10.7	10.5	9.9	8.8	8.5	7.6	7.3	7.4	7.1
薬局調剤医療費	3)	...	...	...	1.4	1.9	2.6	4.7	9.2	14.2	15.0	15.5	16.2
入院時食事・生活医療費	4)	.	.	.	.	.	.	4.0	3.3	2.5	2.4	2.3	2.3
老人保健施設療養費	5)	.	.	.	.	.	0.3	1.3	.	.	.	.	.
訪問看護医療費	.	.	.	.	.	.	.	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

- (注) 1. 平成12年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、従来国民医療費の対象となっていた費用のうち、介護保険の費用に移行したものがあがるが、これらは平成12年度以降、国民医療費に含まれていない。
2. 本表は昭和37年度から推計している。
3. 薬局調剤医療費は、昭和52年度から項目を設けたもので、51年度までは入院外医療費に含まれる。
4. 平成17年度は「入院時食事医療費」(入院時食事療養費及び標準負担額の合計額)、平成18年度は入院時食事療養費、食事療養標準負担額、入院時生活療養費及び生活療養標準負担額の合計額。
5. 老人保健施設療養費は、介護認定を受けた者が入所対象者であるため、平成12年度以降、国民医療費に含まれていない。

②

保健医療



詳細データ④ 後期高齢者（老人）医療費の推移

	年度	計	診療費			薬剤の 支給	食事療養 生活療養	老人保健 施設療養	訪問看護	療養費等	
			入院	入院外	歯科						
実額  (億円)	昭和59年度	36,098	34,645	19,725	14,025	895	689	・	・	・	764
	昭和60年度	40,673	38,986	22,519	15,433	1,034	785	・	・	・	902
	昭和61年度	44,377	42,445	24,343	16,924	1,178	902	・	・	・	1,030
	昭和62年度	48,309	46,104	26,247	18,605	1,252	1,037	・	・	・	1,168
	昭和63年度	51,593	49,138	27,798	19,975	1,365	1,133	・	・	・	1,296
	平成元年度	55,578	52,573	29,400	21,743	1,430	1,312	・	26	・	1,441
	平成2年度	59,269	55,669	30,724	23,315	1,630	1,457	・	253	・	1,523
	平成3年度	64,095	59,804	32,325	25,705	1,773	1,689	・	619	・	1,633
	平成4年度	69,372	64,307	35,009	27,249	2,049	1,992	・	970	5	1,626
	平成5年度	74,511	68,530	36,766	29,536	2,228	2,529	・	1,442	29	1,535
	平成6年度	81,596	72,501	38,235	31,790	2,476	3,133	1,855	1,888	86	1,439
	平成7年度	89,152	75,910	38,883	34,319	2,708	3,909	4,678	2,582	174	1,224
	平成8年度	97,232	82,181	42,314	36,789	3,078	4,620	4,816	3,259	323	1,094
	平成9年度	102,786	85,475	44,205	37,965	3,305	5,606	4,869	4,198	479	1,073
	平成10年度	108,932	88,881	46,787	38,584	3,511	6,900	4,967	5,285	657	1,101
	平成11年度	118,040	94,653	49,558	41,181	3,915	8,809	5,115	6,426	858	1,169
	平成12年度	111,997	94,640	48,568	41,871	4,200	10,569	4,612	7,436	235	1,271
	平成13年度	116,560	97,954	50,296	43,243	4,416	12,462	4,677	670	191	1,277
	平成14年度	117,300	97,155	51,198	41,434	4,522	13,913	4,689	-2	192	1,352
	平成15年度	116,523	95,653	51,828	39,609	4,216	14,711	4,645	-1	174	1,342
	平成16年度	115,763	94,429	52,048	38,371	4,010	15,143	4,654	-1	190	1,347
	平成17年度	116,443	94,441	52,867	37,726	3,848	15,777	4,679	0	205	1,342
平成18年度	112,594	91,492	51,822	36,129	3,540	15,579	3,970	0	225	1,329	
平成19年度	112,753	91,048	52,167	35,524	3,357	16,345	3,877	0	239	1,344	
平成20年度	114,145	91,558	53,009	35,029	3,520	17,035	3,850	—	264	1,438	
平成21年度	120,108	95,672	55,594	36,381	3,698	18,717	3,914	0	289	1,517	
平成22年度	127,213	101,630	55,594	37,654	3,981	19,631	4,015	0	318	1,620	

(注) 1. 用語の定義は次のとおりである。

- ア 診療費 : 保険医療機関等（保険薬局等を除く。）において医療を受けた場合に支払われる費用をいう。（現物給付）
- イ 薬剤の支給 : 保険薬局等において薬剤の支給を受けた場合に支払われる費用をいう。（現物給付）
- ウ 食事療養・生活療養 : 入院中の食費・居住費をいう。（現物給付）
- エ 訪問看護 : 訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護を行う事業所により行われる訪問看護を受けた場合に支払われる費用をいう。（現物支給）
- オ 療養費等 : 高齢者の医療の確保に関する法律77条及び83条に基づき補装具の支給、柔道整復師の施術を受けた場合に支払われる費用等をいう。（現物給付）
- カ 老人保健施設療養 : 老人保健施設から施設療養を受けた場合に支払われる費用をいう。（現物給付）（老人保健での給付対象は平成12年3月分まで）
- キ 費用には一部負担金、食事療養・生活療養の標準負担額及び訪問看護に係る基本利用料を含む。

2. 平成20年3月以前は老人保健法による老人医療受給対象者に係るものである。

3. 後期高齢者（老人）医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と昭和57年度、昭和57年度と昭和58年度は単純に比較できない。また、平成20年4月以降は後期高齢者医療費であり、制度が異なるため平成19年度と平成20年度についても単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業年報」

## 医療保険制度の財政状況

## 概 要

## 医療保険制度の財政状況（2009（平成21）年度決算）

（単位：億円）

		全国健康保険協会 管掌健康保険	組管管掌健康保険	国民健康保険 (市町村分)	船員保険	後期高齢者医療制度
経常 収入	保険料（税）収入	59,555	59,671	27,955	348	8,565
	国庫負担金	9,678	39	29,246	30	35,842
	後期高齢者交付金	-	-	-	-	47,235
	前期高齢者交付金	-	-	26,690	-	-
	その他	501	2,007	30,024	-	19,837
	合 計	69,735	61,718	113,914	378	111,480
経常 支出	保険給付費	44,513	34,385	85,550	251	110,403
	後期高齢者支援金	15,069	12,685	15,776	64	-
	前期高齢者納付金	10,961	11,094	45	47	-
	退職者拠出金	2,742	2,851	-	12	-
	その他	1,343	5,938	18,633	0	571
	合 計	74,628	66,952	120,005	374	110,974
経常収支差引額		▲4,893	▲5,234	▲6,090	3	505

		全国健康保険協会管掌健康保険	組管管掌健康保険
経常外 収入	国庫補助繰延返済	—	—
	給付費臨時補助金等	—	198
	調整保険料収入	—	1,015
	財政調整事業交付金	—	1,365
	準備金等からの繰入れ・繰越金	—	6,754
	その他	—	54
	合 計	—	9,386
経常外 支出	財政調整事業拠出金	—	1,007
	その他	—	161
	合 計	—	1,168
経常外収支差引額		—	8,218 (1,464)
総収支差引額		▲4,893	2,984 (▲3,770)
準備金等		▲3,179	44,532

- (注) 1. 医療分の収支である。  
2. 市町村国保の経常収入には、決算補填のための市町村一般会計の法定外繰入3,153億円が含まれている。  
また、国保及び後期高齢者医療制度について翌年度に精算される国庫負担等の額を調整している。  
3. 組合健保の（ ）内は、準備金等からの繰入れ、繰越金を除いたネットの経常外収支差引額及び総収支差引額である。  
4. 各制度における病床転換支援金は経常支出の「後期高齢者支援金」に含まれており、老人保健拠出金は経常支出の「その他」に含まれている。  
5. 準備金等とは、協会けんぽでは準備金を指す。健保組合では準備金・積立金（38,809億円）のほか、土地・建物等の財産を含む。  
6. 協会けんぽ、組合健保の総収支差引額は、経常収支差引額と経常外収支差引額の合計である。  
7. 数値については、端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 詳細データ

## 国の一般歳出に占める医療費国庫負担額の割合

（単位：億円、％）

区 分	1980年度 (昭和55)	85 (60)	90 (2)	91 (3)	92 (4)	93 (5)	94 (6)	95 (7)	96 (8)	97 (9)	98 (10)	99 (11)
金 額	35,871	39,699	51,872	53,301	55,040	55,362	58,573	62,017	64,242	65,785	68,632	72,353
割 合	11.7	12.2	14.7	14.4	14.2	13.9	14.3	14.7	14.9	15.0	15.4	15.4
区 分	2000年度 (平成12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)	09 (21)	10 (22)	11 (23)
金 額	67,956	72,083	74,782	77,772	81,445	80,862	81,586	84,285	85,644	90,252	94,594	99,250
割 合	14.1	14.8	15.7	16.3	17.1	17.1	17.6	17.9	18.1	17.4	17.7	18.4

資料：厚生労働省保険局調べ

## (2) 医療提供体制

### 医療提供体制

#### 概要

#### 良質な医療を提供する体制の確立を図るための 医療法等の一部を改正する法律の概要（平成18年改正）

政府・与党医療改革協議会により、平成17年12月1日に取りまとめられた「医療制度改革大綱」に沿って、国民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、患者等への医療に関する情報提供の推進、医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進、地域や診療科による医師不足問題への対応等の措置を講ずる。

#### I 概要

##### 1 患者等への医療に関する情報提供の推進

〔患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援する。〕

- 都道府県が医療機関等に関する情報を集約し、分かりやすく住民に情報提供し、住民からの相談等に適切に応じる仕組みの制度化〔医療法、薬事法〕
- 入退院時における治療計画等の文書による説明の位置付け
- 広告規制の見直しによる広告できる事項の拡大〔以上 医療法〕

##### 2 医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進

〔医療計画制度を見直し、地域連携クリティカルパスの普及等を通じ、医療機能の分化・連携を推進し、切れ目のない医療を提供する。〕

〔早期に在宅生活へ復帰できるよう在宅医療の充実を図る。〕

- 医療計画に、脳卒中、がん、小児救急医療等事業別の具体的な医療連携体制を位置付け
- 医療計画に分かりやすい指標と数値目標を明示し、事後評価できる仕組みとすること〔以上 医療法〕
- 退院時調整等在宅医療の推進のための規定整備〔医療法、薬剤師法〕

##### 3 地域や診療科による医師不足問題への対応

〔へき地等の特定地域、小児科、産科などの特定の診療科における医師不足の深刻化に対応し、医師等医療従事者の確保策を強化する。〕

- 都道府県の「医療対策協議会」を制度化し、関係者協議による対策を推進
- 医療従事者への地域医療確保への協力の位置付け〔以上 医療法〕

##### 4 医療安全の確保

- 医療安全支援センターの制度化、医療安全確保の体制確保の義務付け等〔医療法〕
- 行政処分を受けた医師、歯科医師、薬剤師及び看護師等に対する再教育の義務化、行政処分の類型の見直し等〔医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法〕

##### 5 医療従事者の資質の向上

- 行政処分を受けた医師等の再教育の義務化等（再掲）
- 看護師、助産師等について、現行の業務独占規定に加え名称独占規定を設けること〔保健師助産師看護師法〕
- 外国人看護師、救急救命士等について、臨床修練制度の対象とすること〔外国医師等の臨床修練法〕

##### 6 医療法人制度改革

〔医療経営の透明性や効率性の向上を目指す。〕

〔公立病院等が担ってきた分野を扱う医療法人制度を創設する。〕

- 解散時の残余財産の帰属先の制限等医療法人の非営利性の徹底
- 医療計画に位置付けられたへき地医療、小児救急医療等を担うべき新たな医療法人類型（「社会医療法人」）の創設等〔以上 医療法〕

##### 7 その他

- 施設規制法の性格が強い現行の医療法を、患者の視点に立ったものとなるよう、目的規定及び全体的な構造の見直し
- 有床診療所に対する規制の見直しその他所要の改正〔以上 医療法〕

#### II 施行期日

- ◎ 平成19年4月1日を基本
- ※ 有床診療所の見直しは、平成19年1月1日
- ※ 薬剤師、看護師等の再教育の義務化、行政処分の類型の見直し等は、平成20年4月1日

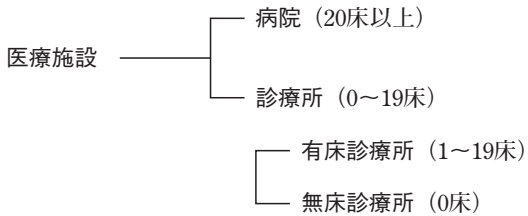
## 医療施設の類型

## 概 要

## 医療施設の類型

## 1. 病院、診療所

医療法においては、医業を行うための場所を病院と診療所とに限定し、病院と診療所との区分については、病院は20床以上の病床を有するものとし、診療所は病床を有さないもの又は19床以下の病床を有するものとしている。



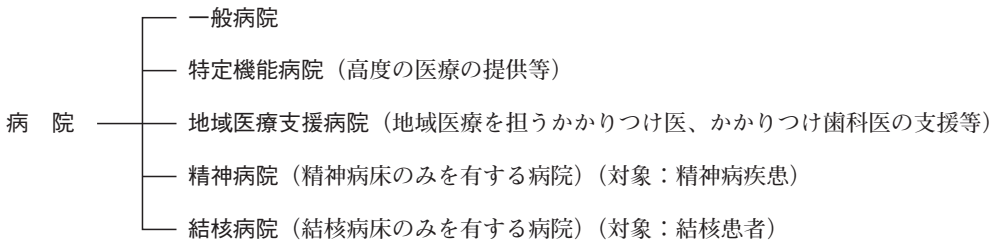
病院については傷病者に対し真に科学的かつ適正な診療を与えることが出来るものであることとし、構造設備等についても相当程度、充実したものであることを要求している。

また、診療所については19床以下の病床を有する診療所について構造設備等に関し病院に比べて厳重な規制をしていない。

## 2. 病院の類型

医療法においては、病院のうち一定の機能を有する病院（特定機能病院、地域医療支援病院）について、一般の病院とは異なる要件（人員配置基準、構造設備基準、管理者の責務等）を定め、要件を満たした病院については名称独占を認めている。

また、対象とする患者（精神病患者、結核患者）の相違に着目して、一部の病床については、人員配置基準、構造設備基準の面で、取扱いを別としている。



## 詳細資料① 特定機能病院

### 趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認するもの。

### 役 割

- 高度医療の提供
- 高度医療技術の開発・評価
- 高度医療に関する研修

### 承認要件

- 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること
- 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること  
(紹介率30%以上の維持)
- 病 床 数……………400床以上の病床を有することが必要
- 人員配置
  - ・医 師……………通常の病院の2倍程度の配置であること 等
- 構造設備……………集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要。 等

※承認を受けている病院 平成21年9月30日現在 … 83病院

## 詳細資料② 地域医療支援病院（平成9年～）

### 趣 旨

地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認するもの。

### 役 割

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

### 承認要件

- 【開設主体】  
原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること
    - ・紹介率80%を上回っていること 等
  - 救急医療を提供する能力を有すること
  - 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
  - 地域医療従事者に対する教育を行っていること
  - 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

※承認を受けている病院 平成21年9月30日現在 … 267病院

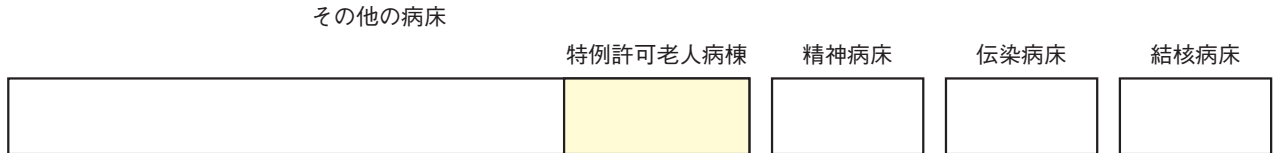
### 詳細資料③ 病床区分に係る改正の経緯

【制度当初（昭和23年）～】



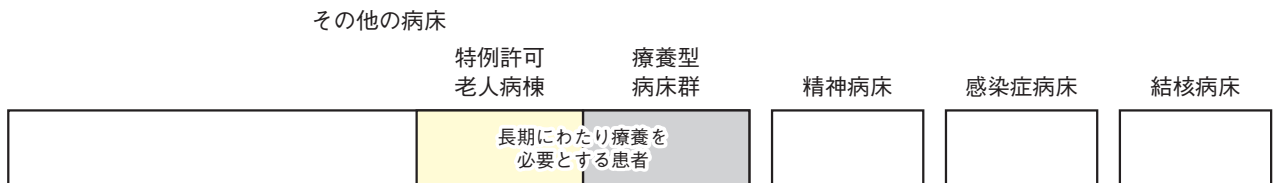
- ・高齢化の進展
- ・疾病構造の変化

【特例許可老人病棟の導入（昭和58年）】



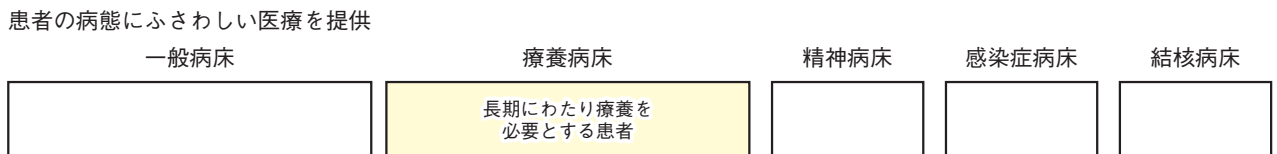
- ・高齢化の進展、疾病構造の変化に対応するためには、老人のみならず、広く「長期療養を必要とする患者」の医療に適した施設を作る必要が生じる。

【療養型病床群制度の創設（平成4年）】



- ・少子高齢化に伴う疾病構造の変化により、長期にわたり療養を必要とする患者が増加。療養型病床群等の諸制度が創設されたものの、依然として様々な病態の患者が混在。

【一般病床、療養病床の創設（平成12年）】



## 医療施設の動向

### 概 要

### 医療施設（病院・診療所）数の推移

年 次	病 院	(再掲) 国立	(再掲) 公的	(再掲) その他	一般診療所	歯科診療所
1877 (明治10) 年	159	12	112	35		
1882 ( 15)	626	(330)		296		
1892 ( 25)	576	(198)		378		
1897 ( 30)	624	3	156	465		
1902 ( 35)	746	4	151	591		
1907 ( 40)	807	5	101	691		
1926 (大正15)	3,429	(1,680)		1,749		
1930 (昭和 5)	3,716	(1,683)		2,033		
1935 ( 10)	4,625	(1,814)		2,811	35,772	18,066
1940 ( 15)	4,732	(1,647)		3,085	36,416	20,290
1945 ( 20)	645	(297)		348	6,607	3,660
1950 ( 25)	3,408	383	572	2,453	43,827	21,380
1955 ( 30)	5,119	425	1,337	3,357	51,349	24,773
1960 ( 35)	6,094	452	1,442	4,200	59,008	27,020
1965 ( 40)	7,047	448	1,466	5,133	64,524	28,602
1970 ( 45)	7,974	444	1,388	6,142	68,997	29,911
1975 ( 50)	8,294	439	1,366	6,489	73,114	32,565
1980 ( 55)	9,055	453	1,369	7,233	77,611	38,834
1985 ( 60)	9,608	411	1,369	7,828	78,927	45,540
1990 (平成 2)	10,096	399	1,371	8,326	80,852	52,216
1995 ( 7)	9,606	388	1,372	7,846	87,069	58,407
1996 ( 8)	9,490	387	1,368	7,735	87,909	59,357
1997 ( 9)	9,413	380	1,369	7,664	89,292	60,579
1998 ( 10)	9,333	375	1,369	7,589	90,556	61,651
1999 ( 11)	9,286	370	1,368	7,548	91,500	62,484
2000 ( 12)	9,266	359	1,373	7,534	92,824	63,361
2001 ( 13)	9,239	349	1,375	7,515	94,019	64,297
2002 ( 14)	9,187	336	1,377	7,474	94,819	65,073
2003 ( 15)	9,122	323	1,382	7,417	96,050	65,828
2004 ( 16)	9,077	304	1,377	7,396	97,051	66,557
2005 ( 17)	9,026	294	1,362	7,370	97,442	66,732
2006 ( 18)	8,943	292	1,351	7,300	98,609	67,392
2007 ( 19)	8,862	291	1,325	7,246	99,532	67,798
2008 ( 20)	8,794	276	1,320	7,198	99,083	67,779
2009 ( 21)	8,739	275	1,296	7,168	99,635	68,097
2010 ( 22)	8,670	274	1,278	7,118	99,824	68,384

資料：内務省「衛生局年報」（明治8年～昭和12年）、厚生省「衛生年報」（昭和13年～昭和27年）、厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設調査」（昭和28年～）

(注) ( ) 内は、公的総数。

### 詳細データ① 開設者別病院数及び病床規模別病院数の推移

	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)
総数	9,266	9,239	9,187	9,122	9,077	9,026	8,943	8,862	8,794	8,739	8,670
国	359	349	336	323	304	294	292	291	276	275	274
公的医療機関	1,373	1,375	1,377	1,382	1,377	1,362	1,351	1,325	1,320	1,296	1,278
社会保険団体	131	130	130	129	129	129	125	123	122	122	121
医療法人	5,387	5,445	5,533	5,588	5,644	5,695	5,694	5,702	5,728	5,726	5,719
個人	1,173	1,085	954	838	760	677	604	533	476	448	409
その他	843	855	857	862	863	869	877	888	872	872	869
20～99床	3,811	3,781	3,726	3,667	3,616	3,558	3,482	3,391	3,339	3,296	3,232
100～299床	3,848	3,851	3,862	3,860	3,855	3,865	3,862	3,875	3,876	3,875	3,882
300～499床	1,111	1,111	1,110	1,110	1,125	1,118	1,120	1,123	1,111	1,106	1,096
500床～	496	496	489	485	481	485	479	473	468	462	460

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

## 詳細データ② 病院種別病院数の推移

	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)
総数	9,266	9,239	9,187	9,122	9,077	9,026	8,943	8,862	8,794	8,739	8,670
精神科病院	1,058	1,065	1,069	1,073	1,076	1,073	1,072	1,076	1,079	1,083	1,082
結核療養所	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1
一般病院	8,205	8,171	8,116	8,047	7,999	7,952	7,870	7,785	7,714	7,655	7,587

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

## 詳細データ③ 病床種別病床数及び一病院当たり病床数の推移

	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)
総数	1,647,253	1,646,797	1,642,593	1,632,141	1,631,553	1,631,473	1,626,589	1,620,173	1,609,403	1,601,476	1,593,354
精神病床	358,153	357,385	355,966	354,448	354,927	354,296	352,437	351,188	349,321	348,121	346,715
感染症病床	2,396	2,033	1,854	1,773	1,690	1,799	1,779	1,809	1,785	1,757	1,788
結核病床	22,631	20,847	17,558	14,507	13,293	11,949	11,129	10,542	9,502	8,924	8,244
その他の病床等	1,264,073	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
老人病床(再掲)	...	...	23,377	.	.	.	.	.	.	.	.
療養病床	...	272,217	300,851	342,343	349,450	359,230	350,230	343,400	339,358	336,273	332,986
一般病床	...	994,315	966,364	919,070	912,193	904,199	911,014	913,234	909,437	906,401	903,621
一病院当たり病床数	177.8	178.2	178.8	178.9	179.7	180.8	181.9	182.8	183.0	183.3	183.8

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

(注) 1. 「その他の病床等」とは、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床である。

2. 療養病床については、平成13～14年は療養病床及び経過の旧療養型病床群である。

3. 一般病床については、平成13～14年は一般病床及び経過の旧その他の病床（経過の旧療養型病床群を除く。）である。

## 詳細データ④ 病床種別病床利用率及び平均在院日数の推移

	病床利用率										
	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)
総数	85.2	85.3	85	84.9	84.9	84.8	83.5	82.2	81.7	81.6	82.3
精神病床	93.1	93.2	93.1	92.9	92.3	91.7	91.1	90.2	90.0	89.9	89.6
感染症病床	1.8	2	2.5	2.4	2.6	2.7	2.2	2.2	2.4	2.8	2.8
結核病床	43.8	43.7	45.3	46.3	48.6	45.3	39.8	37.1	38.0	37.1	36.5
その他の病床等	83.8	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
療養病床	...	94.1	94.1	93.4	93.5	93.4	91.9	90.7	90.6	91.2	91.7
一般病床	...	81.1	80.1	79.7	79.4	79.4	78	76.6	75.9	75.4	76.6
介護療養病床	...	...	...	...	...	...	94.1	93.9	94.2	94.5	94.9

	平均在院日数										
	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)
総数	39.1	38.7	37.5	36.4	36.3	35.7	34.7	34.1	33.8	33.2	32.5
精神病床	376.5	373.9	363.7	348.7	338.0	327.2	320.3	317.9	312.9	307.4	301.0
感染症病床	9.3	8.7	8.7	8.7	10.5	9.8	9.2	9.3	10.2	6.8	10.1
結核病床	96.2	94	88	82.2	78.1	71.9	70.5	70	74.2	72.5	71.5
その他の病床等	30.4	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
療養病床	...	183.7	179.1	172.3	172.6	172.8	171.4	177.1	176.6	179.5	176.4
一般病床	...	23.5	22.2	20.7	20.2	19.8	19.2	19	18.8	18.5	18.2
介護療養病床	...	...	...	...	...	...	268.6	284.2	292.3	298.8	300.2

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「病院報告」

(注) 1. 「その他の病床等」とは、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床である。

2. 療養病床については、平成13～15年は療養病床及び経過の旧療養型病床群である。

3. 一般病床については、平成13～15年は一般病床及び経過の旧その他の病床（経過の旧療養型病床群を除く。）である。



## 国立ハンセン病療養所及び独立行政法人国立病院機構並びに国立高度専門医療研究センター

### 概 要

### 国立ハンセン病療養所及び独立行政法人国立病院機構並びに 国立高度専門医療研究センターの概要

#### 【国立ハンセン病療養所】

- ① 国立ハンセン病療養所は全国に13施設、入所者数は2,134人（平成24年5月1日現在）。
- ② 国立ハンセン病療養所は、ハンセン病に対する専門的医療を実施。

（参考）施設数（平成23年度末）

区 分	施設数（か所）	入所者数（人）
国立ハンセン病療養所	13	2,134

※入所者数は平成24年5月1日現在。

区 分	施設数（か所）	[学生定員（人）]
看護師養成所（国立ハンセン病療養所）	2	100

#### 【独立行政法人国立病院機構】

- ① 独立行政法人国立病院機構は全国に144病院、総病床数は55,878床（平成23年10月1日現在）。
- ② 独立行政法人国立病院機構は、国民の健康に重大な影響のある疾病や難治性疾患等について、国立病院機構の政策医療ネットワークを活用しつつ、医療の提供、調査及び研究、技術者の研修等を実施。

（参考）病院数（平成23年10月1日現在）

区 分	施設数（か所）	[病床数（床）]
独立行政法人国立病院機構	144	55,878

#### 【国立高度専門医療研究センター】

- ① 国立高度専門医療研究センターは、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」（平成20年法律第93号）により、国立高度専門医療センターを非公務員型の独立行政法人へ移行する形で設置した6つの研究開発型独立行政法人である。
- ② 国立高度専門医療研究センターは、がん、脳卒中、心臓病など、国民の健康に重大な影響のある疾病について、高度先駆的医療の開発・普及、病因・病態の解明、新たな診断・治療法の開発・研究、専門医療従事者の研修及び情報発信を総合的・一体的に行う。
- ③ 国立高度専門医療研究センターは全国に8病院、総病床数は4,435床（平成24年4月1日現在）。

（参考）施設数（平成24年4月1日現在）

センター名	対象とする疾患等	病院数（か所）	病床数（床）	
国立高度専門 医療研究センター	国立がん研究センター	がんその他の悪性新生物	2	1,025
	国立循環器病研究センター	心臓病、脳卒中、高血圧等の循環器病	1	640
	国立精神・神経医療研究センター	精神疾患、神経疾患、筋疾患、知的障害その他の発達障害	1	474
	国立国際医療研究センター	感染症その他の疾患、国際医療協力	2	1,423
	国立成育医療研究センター	成育医療（小児医療、母性・父性医療等）	1	490
	国立長寿医療研究センター	長寿医療（認知症、骨粗鬆症等）	1	383
計		8	4,435	

区 分	施設数（か所）	[学生定員（人）]
国立看護大学校（国立国際医療研究センター）	1	430

## 医療関係従事者

## 概 要

## 医師数等の概要

医師及び歯科医師数は、年々増加しており、2010（平成22）年12月31日現在、医師295,049人、歯科医師101,576人。

## 医療関係従事者数

・ 医師	295,049人
・ 歯科医師	101,576人
・ 薬剤師	276,517人

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査」

・ 保健師	54,289人
・ 助産師	32,480人
・ 看護師	994,639人
・ 准看護師	389,013人

資料：厚生労働省医政局調べ。(H22)

・ 理学療法士 (PT)	45,358.3人
・ 作業療法士 (OT)	26,261.3人
・ 視能訓練士	5,603.4人
・ 言語聴覚士	8,583.3人
・ 義肢装具士	141.9人
・ 歯科衛生士	84,777.5人
・ 歯科技工士	11,651.3人
・ 診療放射線技師	46,115.8人
・ 臨床検査技師	59,759.4人
・ 臨床工学技士	16,559.2人

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成20年医療施設調査・病院報告」  
※常勤換算の数値

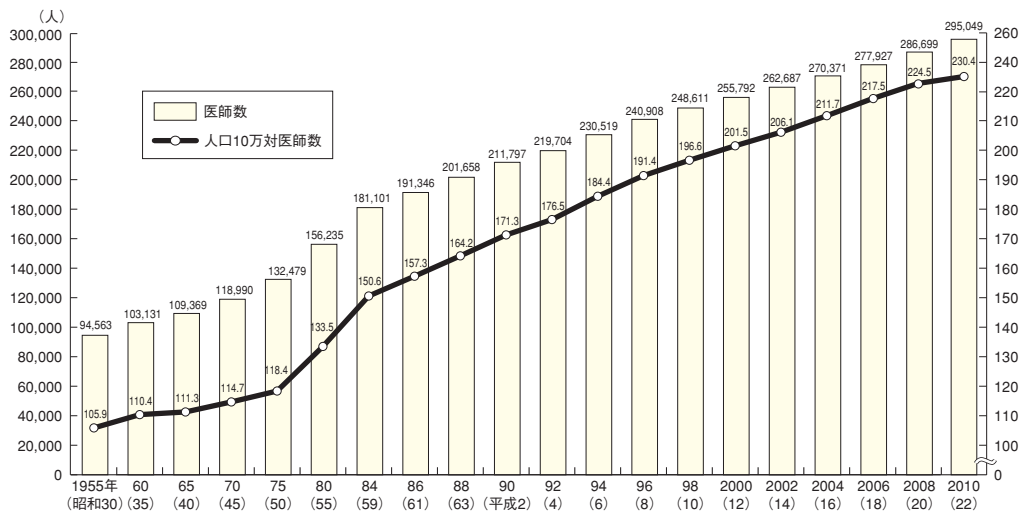
・ 就業あん摩マッサージ指圧師	104,663人
・ 就業はり師	92,421人
・ 就業きゅう師	90,664人
・ 就業柔道整復師	50,428人

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成22年衛生行政報告例」  
※東日本大震災の影響により、宮城県を除いて集計した数値

・ 救急救命士	37,567人
---------	---------

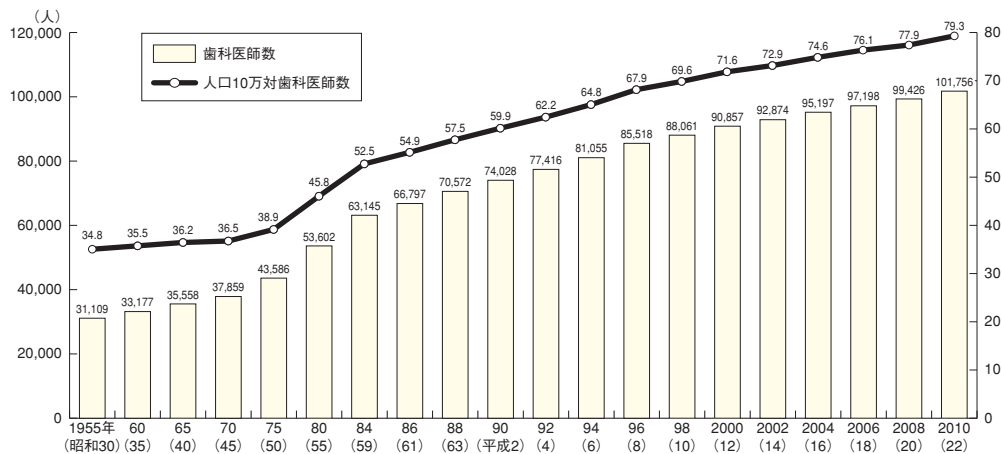
資料：厚生労働省医政局調べ。(H21.12.31現在)

## 詳細データ① 医師数の推移



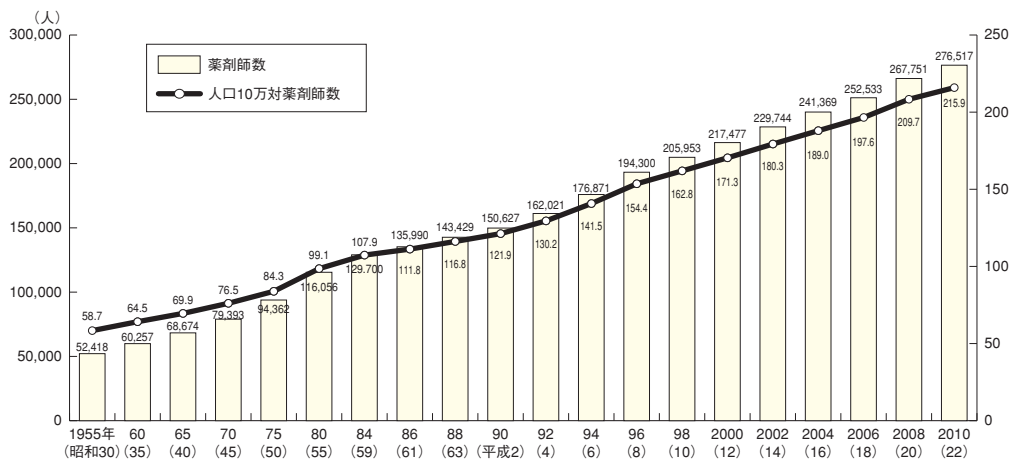
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

## 詳細データ② 歯科医師数の推移



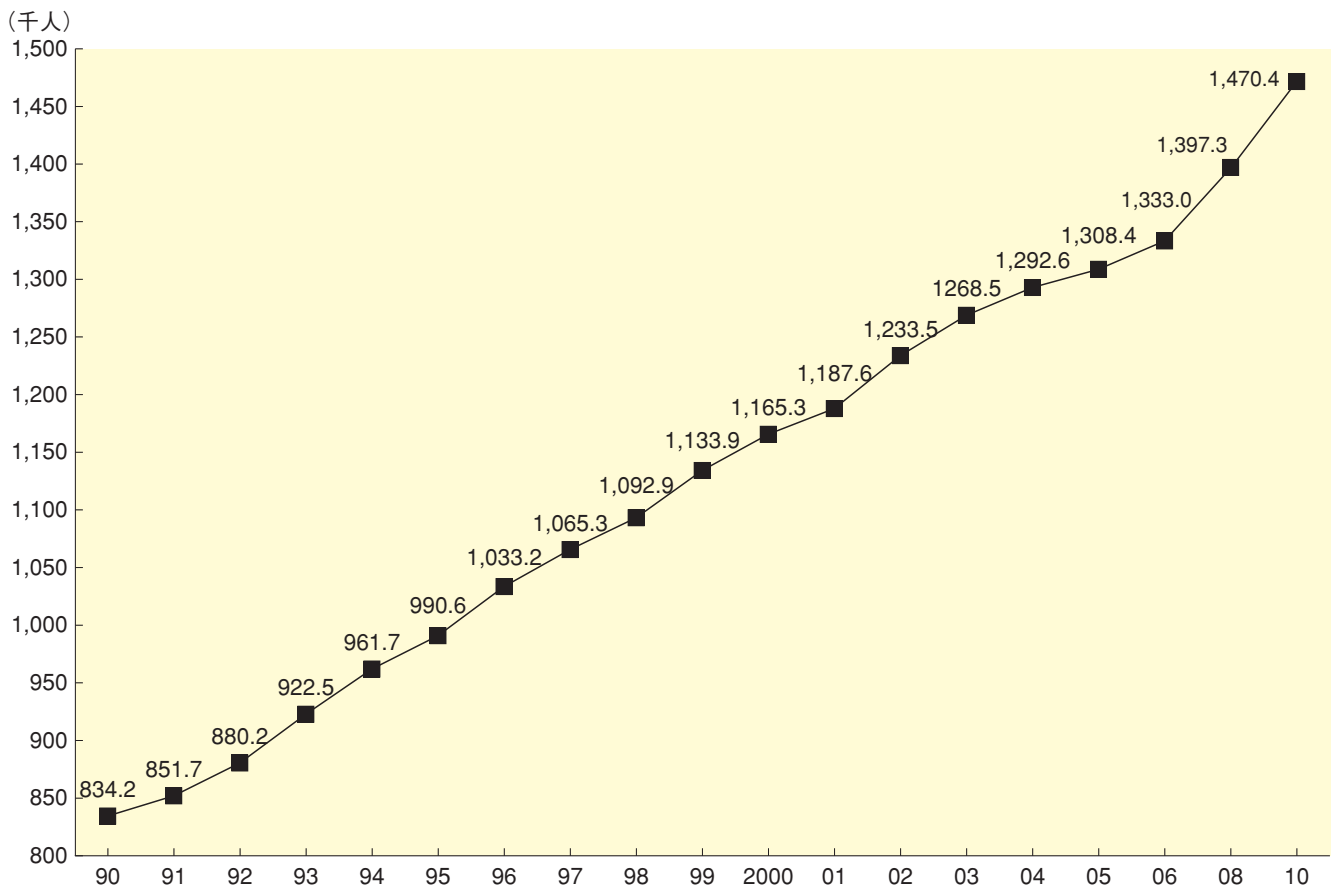
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

## 詳細データ③ 薬剤師数の推移



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

## 詳細データ④ 看護職員数の推移



資料：厚生労働省医政局調べ。

## 詳細データ⑤ 第七次看護職員需給見通し

2010（平成22）年12月に策定された「第七次看護職員需給見通し」においては、2015（平成27）年には、看護職員の需要見通しが約150万1千人に、供給見通しが約148万6千人に達する見込みとなっている。

1992（平成4）年制定の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」及びこれに基づく基本指針に基づき、資質の向上、養成力の確保、再就業の促進、離職の防止等総合的な看護職員確保対策が講じられている。

(単位：人、常勤換算)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
需 要 見 通 し	1,404,300	1,430,900	1,454,800	1,477,700	1,500,900
①病 院	899,800	919,500	936,600	951,500	965,700
②診 療 所	232,000	234,500	237,000	239,400	242,200
③助 産 所	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400
④訪問看護ステーション	28,400	29,700	30,900	32,000	33,200
⑤介護保険関係	153,300	155,100	157,300	160,900	164,700
⑥社会福祉施設、在宅サービス（⑤を除く）	19,700	20,400	20,900	21,500	22,100
⑦看護師等学校養成所	17,600	17,700	17,700	17,800	17,900
⑧保健所・市町村	37,500	37,600	37,800	38,000	38,200
⑨事業所、研究機関等	13,800	14,000	14,100	14,300	14,500
供 給 見 通 し	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300	1,486,000
①年当初就業者数	1,320,500	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300
②新卒就業者数	49,400	50,500	51,300	52,400	52,700
③再就業者数	123,000	126,400	129,600	133,400	137,100
④退職等による減少数	144,600	145,900	147,900	149,900	152,100
需要見通しと供給見通しの差 (供給見通し/需要見通し)	56,000 96.0%	51,500 96.4%	42,400 97.1%	29,500 98.0%	14,900 99.0%

(注) 四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しない。

## 医療法に規定する病院の医師、看護師の標準数に対する適合率及び充足状況（平成21年度立入検査結果）

### 詳細データ① 地域別適合率

（単位：％）

職 種	地 域	全 国	北海道 東 北	関 東	北 陸 甲信越	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州
医 師		90.0	77.8	94.4	86.6	92.6	95.5	89.8	87.9	91.3
看 護 師		99.2	99.5	98.4	99.2	99.3	99.2	99.4	99.3	99.8

### 詳細データ② 全国の充足状況

	医師数充足	医師数未充足	計
看護師数充足	7,305 (88.9)	793 (9.7)	8,098 (98.6)
看護師数未充足	85 (1.1)	28 (0.3)	113 (1.4)
計	7,390 (90.0)	821 (10.0)	8,211 (100.0)

（注） 数値は病院数（歯科病院を除く）、（ ）内は構成割合（％）。

#### （用語の説明）

- ・ 標準数 医療法で定められている病院に置くべき医師、看護師の法定人数のこと。
- ・ 適合率 「立入検査病院数」に対する「法定人員を満たしている病院数の割合」のこと。
- ・ 充足・未充足 立入検査病院数のうち、標準数を満たしている病院は「充足」、満たしていない病院は、「未充足」として計上。

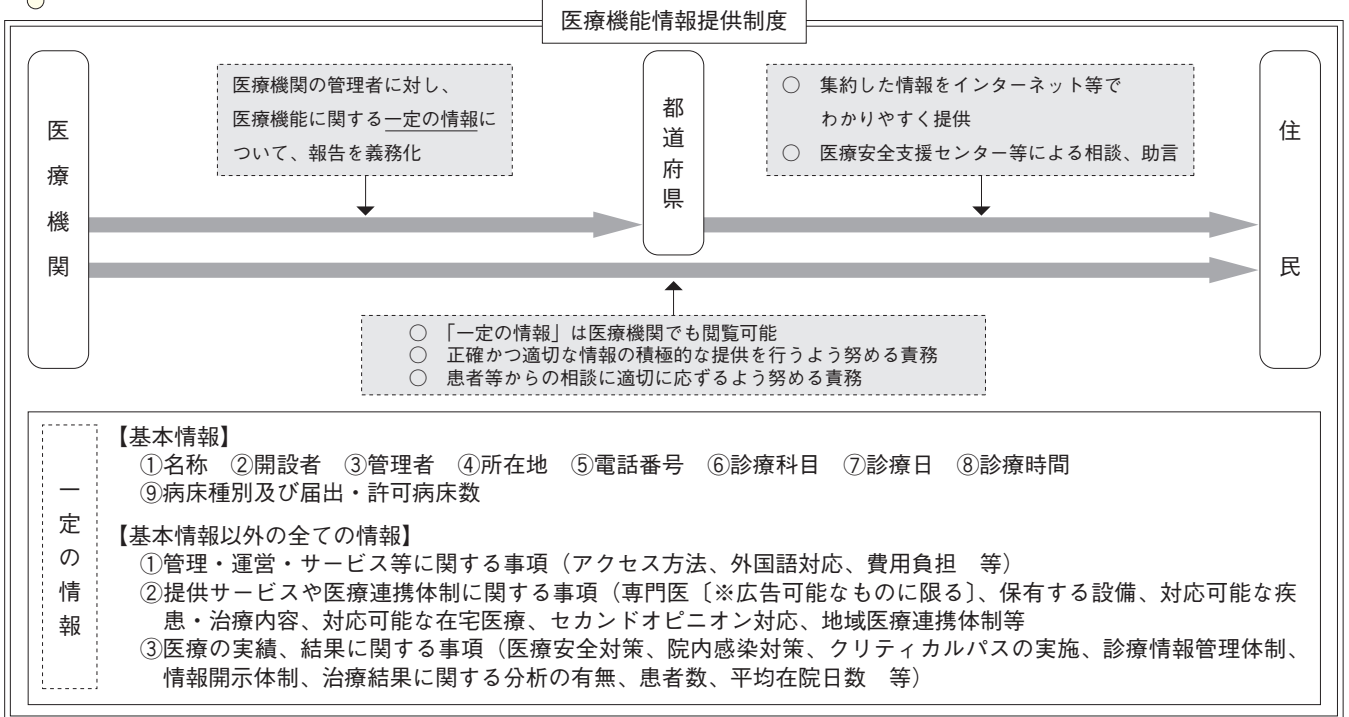
## 医療機能に関する情報提供

## 概 要

## 医療機能情報の提供制度について

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設（薬局についても同様の仕組みを創設）



## 入退院時の文書による説明の位置づけ（医療法）（平成18年改正）

入退院時に、病院又は診療所の管理者が入退院計画書の作成・交付・説明を行うことを、医療法上位置付ける。

## 【改正後の制度の概要】

## 入院時の診療計画の義務付け

- 医療機関の管理者に対して、入院から退院に至るまでの当該患者に対し提供される医療に関する計画書を作成・交付し、適切な説明を行うことを義務付け。
- その際、病院・診療所の医療従事者の知見を十分反映させ、これらの者の間で有機的連携が図られるよう努力義務化。

## (計画書の記載事項)

- ◆ 患者の氏名、生年月日及び性別
- ◆ 当該患者の診療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名
- ◆ 入院の原因となった傷病名及び主要な症状
- ◆ 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療（入院中の看護及び栄養管理を含む。）に関する計画
- ◆ その他厚生労働省令で定める事項

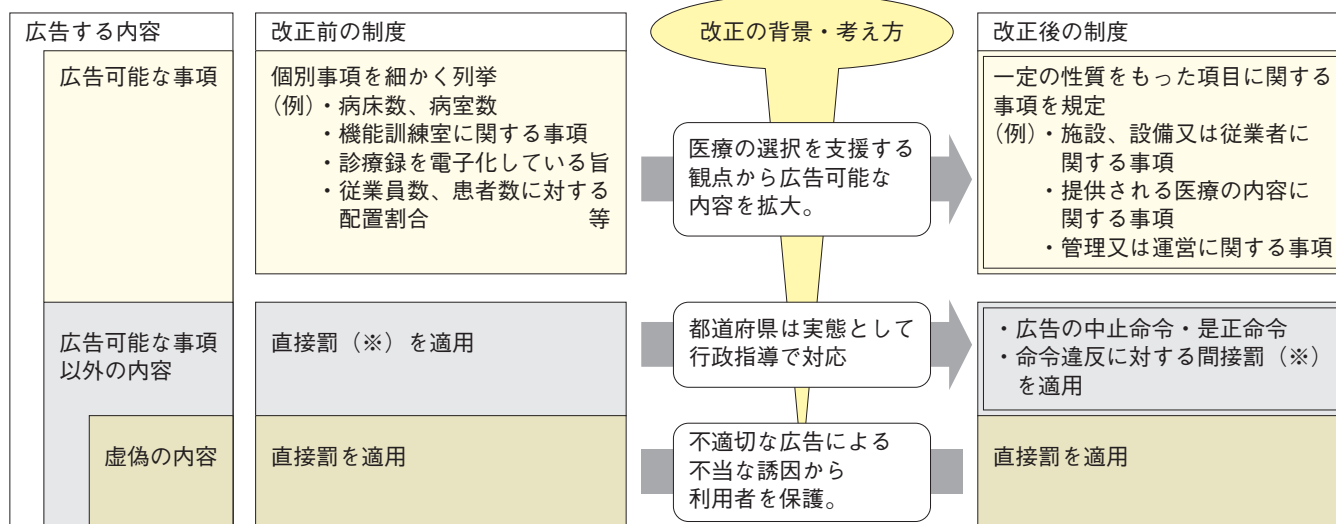
## 退院時の療養計画書の努力義務

- 医療機関の管理者に対して、退院後に必要な保健、医療又は福祉サービスに関する事項を記載した退院後の療養に関する計画書を作成・交付し、適切な説明を行うことを努力義務化。
- その際、退院後の保健、医療、福祉サービスを提供する者と連携が図られるよう努力義務化。

**【効果】** ○患者への情報提供の充実 ○インフォームドコンセントの充実 ○チーム医療の推進 ○他の医療機関等との連携（いわゆる退院調整機能の発揮）の強化 ○根拠に基づく医療（EBM）の推進等

## 広告規制の見直しによる広告可能な事項の拡大（医療法）

- ・ 広告規制制度における広告可能な事項の規定方式について、従来の個別事項を細かく列挙する方式を改め、一定の性質をもった項目群ごとに、「○○に関する事項」というように包括的に規定する方式に改正。  
⇒ 広告規制の大幅な緩和
- ・ 広告可能な事項以外の内容を広告した場合の対応について、直接罰方式から間接罰方式へと改正。



※ … 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金。

### 【緩和された広告の例】

- 医療従事者の専門性
  - 施設や医療従事者等の写真、映像
  - 治療方針
  - 治験薬の一般名・開発コード
  - 提供している診療、治療内容のわかりやすい提示
  - 医療機器に関する事項 等
- (※ただし、法令及びガイドラインに沿った内容でなければならない)

## 医療計画

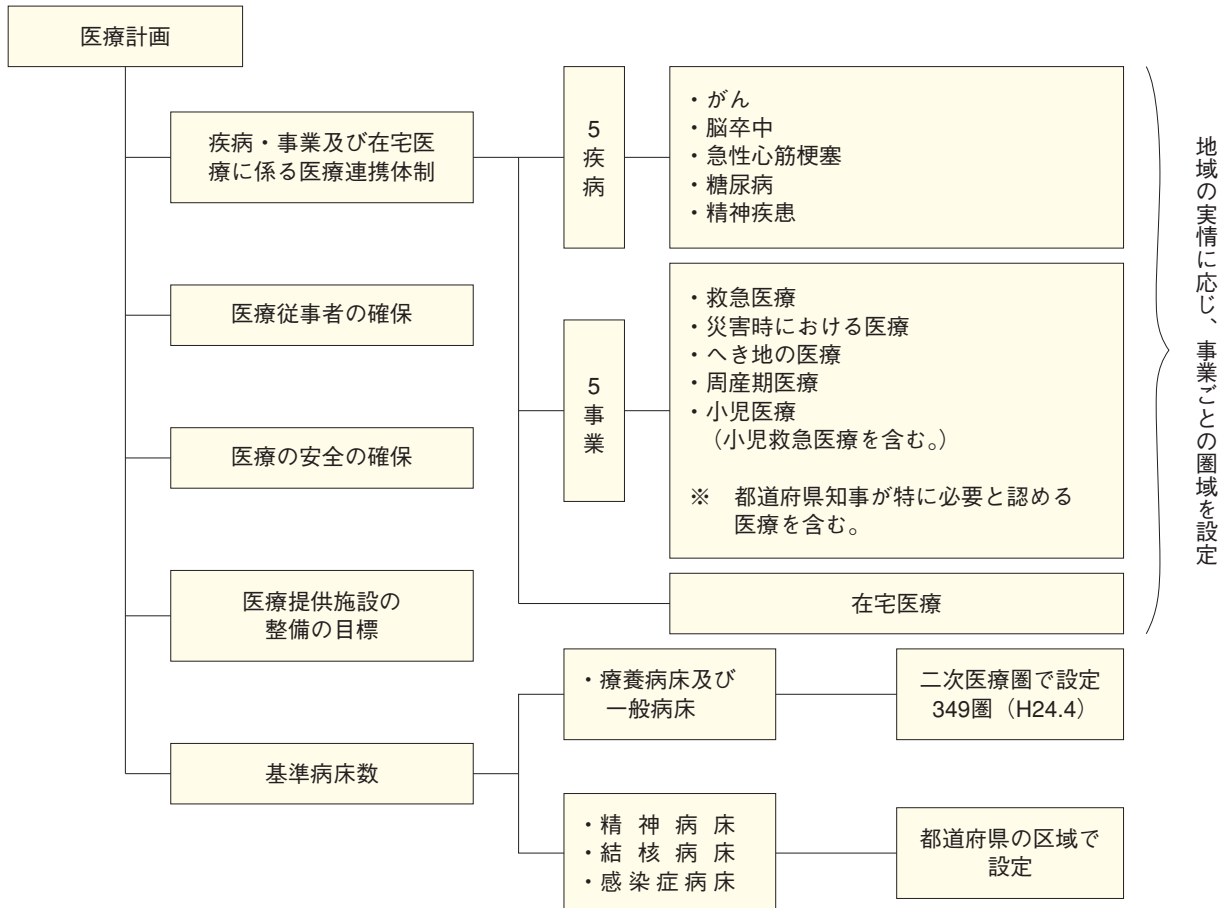
## 概 要

## 医療計画の概要

## 1. 目的

医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

## 2. 内容



## 3. 基準病床数及び既存病床数の状況

(平成24年4月現在)

区 分	基準病床数	既存病床数
療養病床及び一般病床	1,108,741床	1,255,192床
精神病床	307,450床	349,341床
結核病床	6,256床	9,867床
感染症病床	1,889床	1,725床



詳細データ

都道府県別医療計画における基準病床数及び既存病床数等の状況

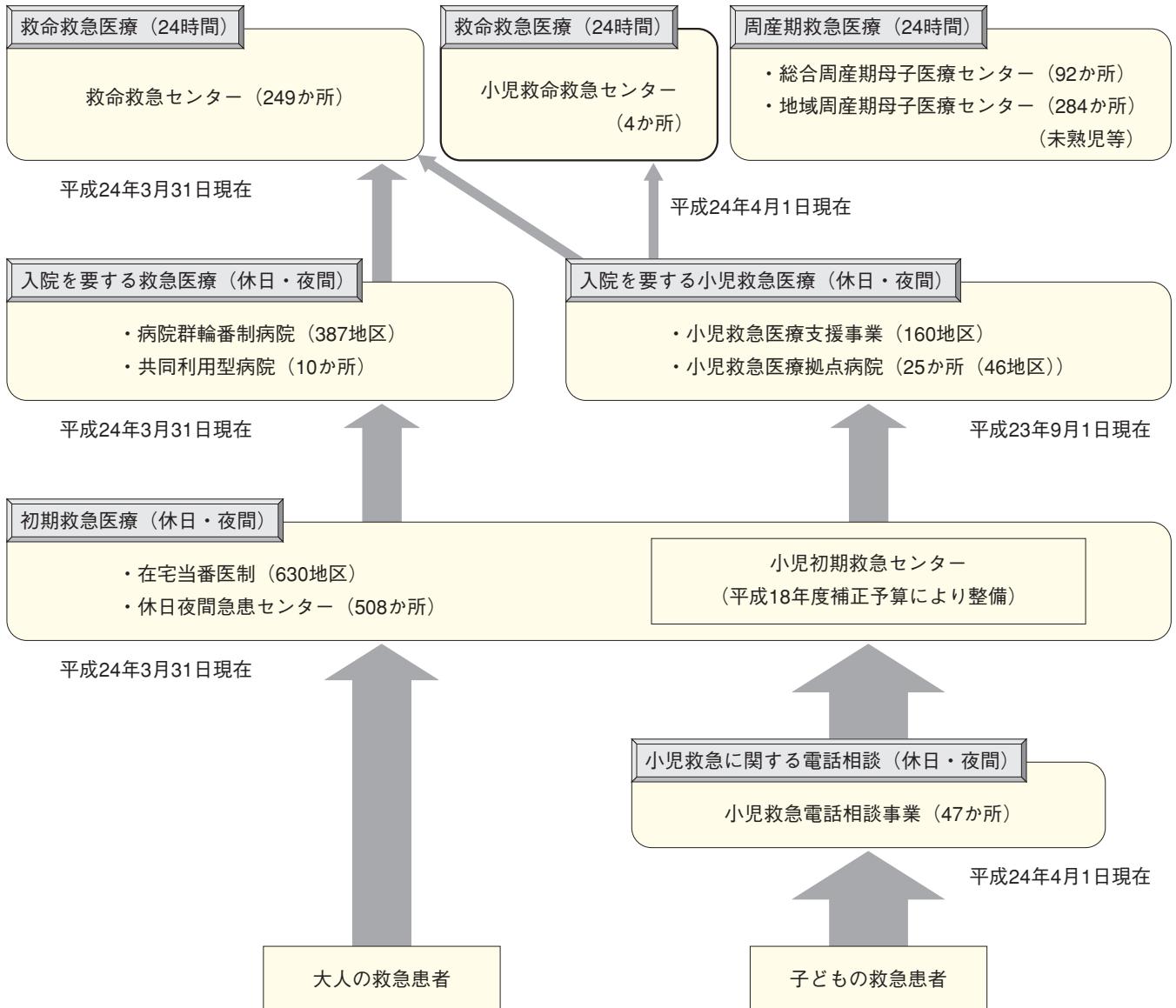
番号	区分	公示年月日 (平成)	一般病床及び療養病床			精神病床		結核病床		感染症病床	
			二次 医療圏数	基準 病床数	既存 病床数	基準 病床数	既存 病床数	基準 病床数	既存 病床数	基準 病床数	既存 病床数
1	北海道	H20. 3.28	21	64,393	80,997	19,615	20,863	205	534	98	90
2	青森県	H22. 4. 1	6	11,679	13,222	3,918	4,465	65	112	32	20
3	岩手県	H20. 4.18	9	13,451	14,743	4,497	4,796	126	216	40	38
4	宮城県	H20. 4. 1	7	18,402	19,635	4,627	6,495	100	140	28	28
5	秋田県	H20. 3.28	8	10,636	12,211	3,508	4,350	51	89	36	30
6	山形県	H20. 3.18	4	11,551	11,678	3,003	4,090	59	50	22	18
7	福島県	H20. 4. 8	7	16,879	21,670	6,568	7,730	78	241	36	36
8	茨城県	H20. 3.31	9	22,587	25,576	5,038	7,716	113	213	48	48
9	栃木県	H20. 3.31	5	15,418	16,774	4,669	5,315	65	134	28	26
10	群馬県	H22. 3.30	10	16,998	19,114	4,419	5,255	66	69	48	46
11	埼玉県	H22. 4. 1	10	46,033	48,699	11,343	14,474	203	273	58	44
12	千葉県	H23. 4.26	9	48,482	45,659	12,949	12,911	114	218	59	58
13	東京都	H20. 3.28	13	95,744	104,433	22,810	25,320	739	856	130	104
14	神奈川県	H20. 3.28	11	57,403	59,034	14,716	14,127	267	334	74	74
15	新潟県	H23. 4. 8	7	21,051	22,018	6,490	6,850	41	100	36	36
16	富山県	H20. 3.31	4	11,461	15,377	3,372	3,468	107	107	20	20
17	石川県	H20. 4. 1	4	12,634	15,612	3,592	3,849	62	142	18	18
18	福井県	H20. 3.31	4	8,224	9,769	2,116	2,419	35	112	20	16
19	山梨県	H20. 3.27	4	7,473	9,002	1,980	2,468	22	94	20	28
20	長野県	H23. 3.31	10	19,815	19,614	4,766	5,244	87	134	46	44
21	岐阜県	H20. 3.25	5	18,101	16,620	4,038	4,278	188	157	30	30
22	静岡県	H22. 3.30	8	34,126	32,765	6,946	7,137	108	198	48	48
23	愛知県	H23. 3.29	12	51,195	53,841	12,554	13,024	218	275	74	64
24	三重県	H20.10.17	4	14,320	16,254	3,727	4,818	96	80	24	20
25	滋賀県	H20. 4. 1	7	11,150	12,304	2,398	2,403	102	132	32	32
26	京都府	H20. 4. 4	6	26,202	29,507	6,086	6,449	424	345	30	36
27	大阪府	H20. 3.31	8	69,587	89,256	16,512	19,217	814	1,061	78	78
28	兵庫県	H23. 4. 1	10	54,082	51,825	10,938	11,434	178	343	58	54
29	奈良県	H22. 3.31	5	13,747	13,495	2,698	2,937	80	100	28	12
30	和歌山県	H20. 3.14	7	9,267	11,832	1,475	2,369	46	166	32	24
31	鳥取県	H20. 5.13	3	6,151	7,306	1,853	2,031	34	34	12	12
32	島根県	H20. 3.28	7	9,075	9,186	2,539	2,602	25	88	30	34
33	岡山県	H23. 3.29	5	21,172	22,423	5,356	5,795	76	244	26	26
34	広島県	H20. 3.27	7	29,629	32,290	8,158	9,185	116	155	36	24
35	山口県	H20. 5.27	8	17,034	21,894	5,827	6,162	46	145	40	40
36	徳島県	H20. 4.22	6	7,354	12,136	3,032	4,071	47	103	21	14
37	香川県	H20. 3.28	5	9,478	12,666	3,501	3,831	99	135	28	18
38	愛媛県	H20. 4. 1	6	15,965	18,690	4,398	5,211	68	153	28	26
39	高知県	H20. 3.31	4	9,547	14,969	2,745	3,853	60	212	11	11
40	福岡県	H20. 3.31	13	51,638	66,324	19,130	21,720	173	526	66	56
41	佐賀県	H20. 4. 1	5	9,652	11,390	3,661	4,347	58	80	24	22
42	長崎県	H23. 4.19	8	16,872	19,224	6,492	8,043	70	150	38	38
43	熊本県	H22. 3.23	11	19,716	26,223	7,126	9,013	137	246	48	48
44	大分県	H20. 3.31	6	13,096	15,489	4,321	5,397	46	150	54	44
45	宮崎県	H20. 4. 1	7	11,735	14,496	4,376	6,225	84	110	32	30
46	鹿児島県	H20. 4. 1	9	18,675	25,355	8,683	9,974	214	230	38	44
47	沖縄県	H20. 4. 1	5	9,861	12,595	4,884	5,610	44	81	26	18
	計		349	1,108,741	1,255,192	307,450	349,341	6,256	9,867	1,889	1,725

(注) 1. 平成24年4月時点の各都道府県医療計画による。  
 2. 公示年月日は、各都道府県の医療計画の見直し時期により異なる。

## 救急医療体制

## 概 要

## 救急医療体系図

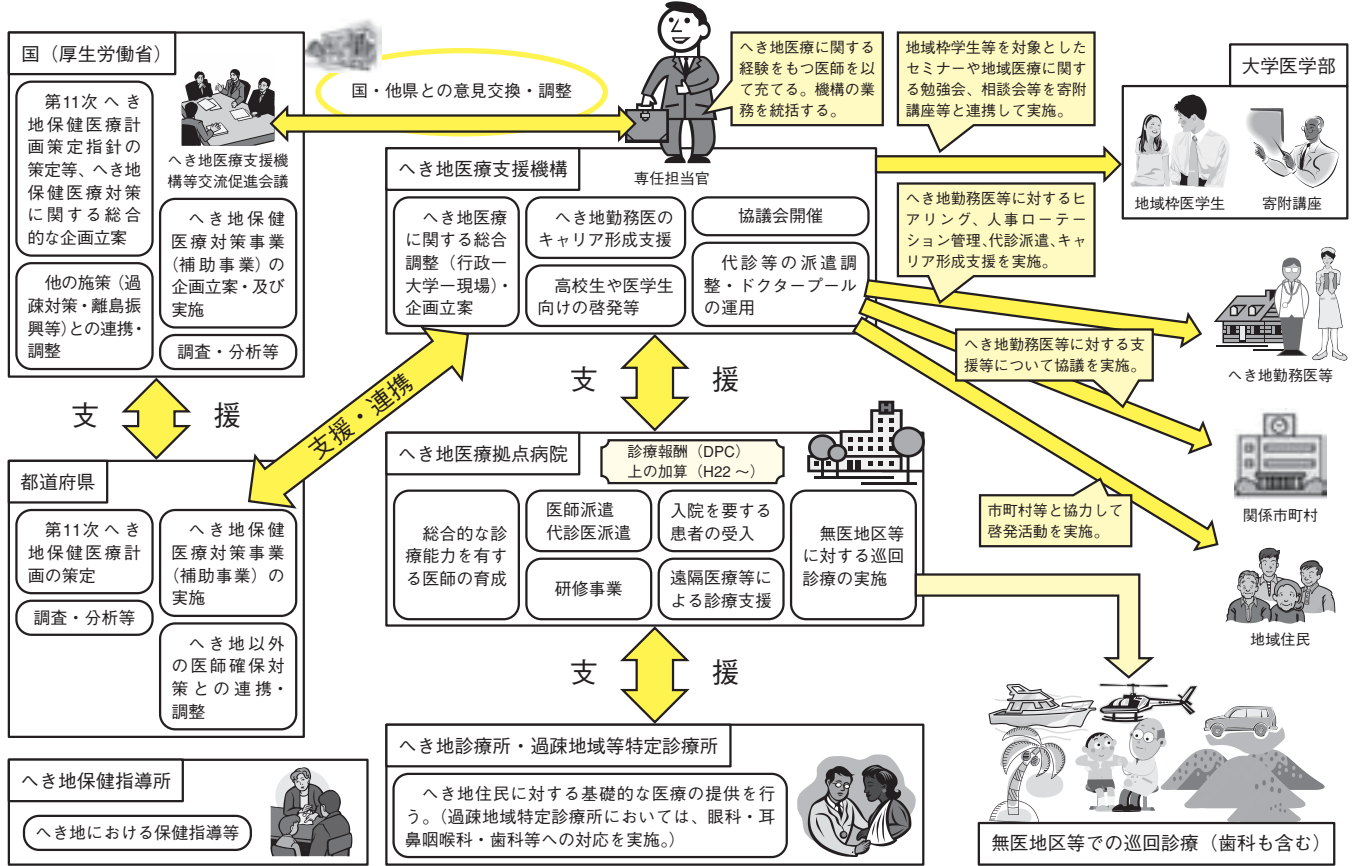


# へき地医療対策

## 概要

### 第11次 へき地保健医療対策の鳥瞰図（平成23年度～平成27年度）

へき地医療支援機構を中心に、行政、へき地で勤務する医師、へき地医療に協力する施設・機関、そしてへき地の住民がそれぞれ連携・協力し、かつ他の都道府県の先進事例にも学びながら、効果的・効率的で持続可能性のあるへき地への医療提供体制の構築を行う。



## へき地保健医療対策の現状

### 1 へき地保健医療計画における取り組み

平成23年度よりはじまった第11次へき地保健医療計画においては、これまでの第10次計画に同様、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し都道府県単位での広域的なへき地保健医療対策を引き続き、推進することとしている。

調査年（5年に1度）	無医地区数（地区）	対象人口（万人）
昭和41年	2,920	119
昭和48年	2,088	77
昭和59年	1,276	32
平成11年	914	20
平成16年	787	16.5
平成21年	705	13.6

※ 無医地区

医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に人口50人以上が居住している地域であって、通常交通機関を利用して医療機関まで片道1時間超を要する地域。

### 2 整備状況

- へき地医療支援機構（運営費の補助対象）  
平成24年1月1日現在で39道府県で設置・運営
- へき地医療拠点病院（運営費、施設整備費及び設備整備費の補助対象）  
平成24年1月1日現在で281か所を指定
- へき地診療所（運営費、施設整備費及び設備整備費の補助対象）  
平成24年1月1日現在で1,066か所（国民健康保険直営診療所を含む）が整備

## 医療安全対策

## 概 要

## 医療安全対策

【基本的考え方】 医療の安全と質の向上という視点を重視して、医療安全対策検討会議報告書（H17年6月）等を踏まえ各施策を実施

## &lt;主な提言&gt;

## &lt;対応&gt;

## 【医療の質と安全性の向上】

- 無床診療所、歯科診療所、助産所、及び薬局に対し、一定の安全管理体制の構築を制度化  
(①安全管理指針マニュアル整備、②医療安全に関する研修実施、③事故等の院内報告)
- 医療機関における院内感染対策の充実  
(①院内感染防止の指針・マニュアル整備、②院内感染に関する研修実施、③感染症の発生動向の院内報告、④院内感染のための委員会設置(病院または有床診療所のみ))
- 医薬品・医療機器の安全確保  
(①安全使用に係る責任者の明確化、②安全使用に係る業務手順の整備、③医療機器に対する定期的な保守点検)
- 医療従事者の資質向上
- 行政処分を受けた医療従事者に対する再教育の義務づけ

- 医療安全管理体制の強化（H18法改正等）
- 院内感染制御体制整備の義務づけ（H18省令改正）
- 医薬品・医療機器等の安全使用に係る責任者の配置等の義務づけ（H18省令改正）
- 医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針（H19年3月）
- 行政処分を受けた医師等に対する再教育の義務化（H18法改正等）

## 【医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底】

- 事故事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底
- 医療関連死の届出制度・原因究明制度、及び医療分野における裁判外紛争処理制度の検討

- 医療事故情報収集等事業の推進（H16年度～）
- 「医療安全情報」の提供（H18年度～）
- 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業（H17年度～）
- 医療紛争における調整・調停を担う人材の養成研修事業（H18年度）
- 医療事故による死亡の原因究明・再発防止等についての検討（H19年4月～）
- 産科医療補償制度（H21年1月～）
- 医療裁判外紛争解決（ADR）機関連絡調整会議（H22年3月～）
- 死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討（H22年9月～H23年7月）
- 医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討（H23年8月～）

## 【患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進】

- 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進
- 医療安全支援センターの制度化

- 患者安全共同行動（PSA）の推進（H13年度～）
- 医療機関等対して患者等からの相談に応じることに伴う努力義務（H18法改正）
- 医療安全支援センターの制度化（H18法改正等）

## 【医療安全に関する国と地方の役割】

- 国、都道府県、医療従事者の責務及び患者、国民の役割等の明確化
- 法令の整備、研究の推進及び財政的支援等

- 国、地方公共団体、医療機関の責務の明確化（H18法改正）
- 医療安全支援センター総合支援事業の推進（H15年度～）
- 医療安全管理体制推進のための研究等（厚生科研）
- 集中治療室（ICU）における安全管理指針等（H19年3月）
- 周産期医療施設のオープン病院化モデル事業（H17～19年度）

## 医師の資質の向上

### 概要

### 臨床研修制度に関する経緯

- 昭和23年 インターン制度を開始（国家試験の受験資格を得るために必要な1年の課程）
- 昭和43年 臨床研修制度創設（医師免許取得後2年以上の努力義務）



#### 【指摘されていた問題点】

1. 研修は努力義務にすぎない
2. 研修プログラムが不明確
3. 専門医志向のストレート研修中心
4. 施設間格差が著しい
5. 指導体制が不十分
6. 研修成果の評価が不十分
7. 身分・処遇が不安定 → アルバイト
8. 研修医が都市部の大病院に集中

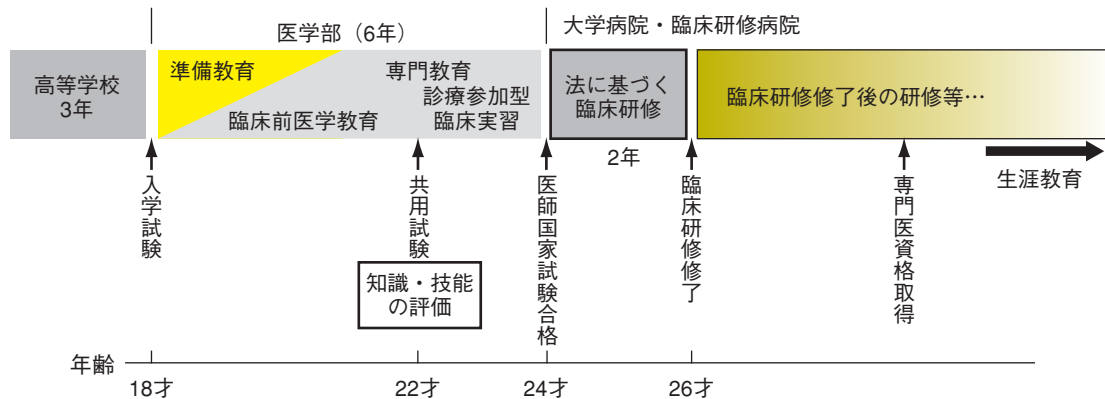
- 平成12年 医師法、医療法改正（臨床研修の義務化）
- 平成16年 新制度の施行
- 平成20年 臨床研修制度のあり方等に関する検討会開催（9月～21年2月）
- 平成21年 制度の見直し（22年度の研修開始から適用）

### 臨床研修制度の概要

#### 1. 医学教育と臨床研修

○法に基づく臨床研修（医師法第十六条の二）

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。



#### 2. 臨床研修の基本理念（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令）

臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

#### 3. 臨床研修の実施状況

##### ① 臨床研修実施施設（平成23年度）

臨床研修病院（基幹型）	924 病院
臨床研修病院（協力型）	1,473 病院
大学附属病院（基幹型相当）	114 病院
大学附属病院（協力型相当）	20 病院

##### ② 研修医の採用実績の推移

区分	大学病院	臨床研修病院
旧制度（平成15年度）	72.5%	27.5%
新制度1年目（平成16年度）	55.8%	44.2%
新制度2年目（平成17年度）	49.2%	50.8%
新制度3年目（平成18年度）	44.7%	55.3%
新制度4年目（平成19年度）	45.3%	54.7%
新制度5年目（平成20年度）	46.4%	53.6%
新制度6年目（平成21年度）	46.8%	53.2%
新制度7年目（平成22年度）	47.2%	52.8%
新制度8年目（平成23年度）	45.0%	55.0%

## 制度見直しの概要

### (1) 研修プログラムの弾力化

- 臨床研修の基本理念及び到達目標を前提として、研修プログラムの基準を弾力化。
- 「必修科目」は内科、救急部門、地域医療。外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科は「選択必修科目」とし、この中から2診療科を選択して研修。
- 研修期間は、内科6月以上、救急部門3月以上、地域医療1月以上。
- 将来産科、小児科を希望する研修医を対象とした研修プログラムを用意（研修医の募集定員が20人以上の病院）。

### (2) 基幹型臨床研修病院の指定基準の強化

- 基幹型臨床研修病院について、入院患者数が年間3,000人以上であること、研修医5人に対して指導医が1人以上配置されているなどを指定基準の要件として追加。

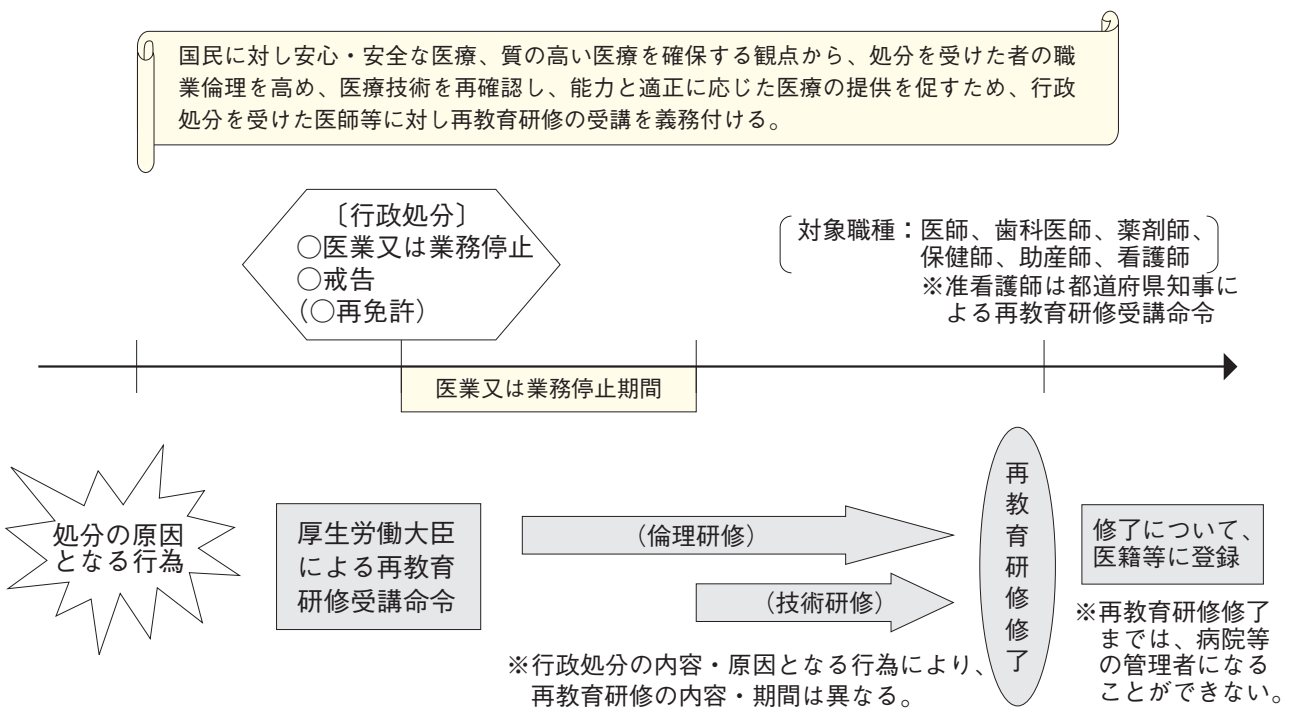
### (3) 研修医の募集定員の見直し

- 研修希望者に見合った募集定員の総枠を設定するとともに、研修医の地域的な適正配置を誘導するため、都道府県別の募集定員の上限を設定。
- 各病院の研修医の募集定員は、研修医の過去の受入実績、医師派遣等の実績を勘案して、都道府県別に定める募集定員の上限と必要な調整を行って設定。

### (4) 検討規定

- 臨床研修省令の施行後5年以内に臨床研修省令規定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

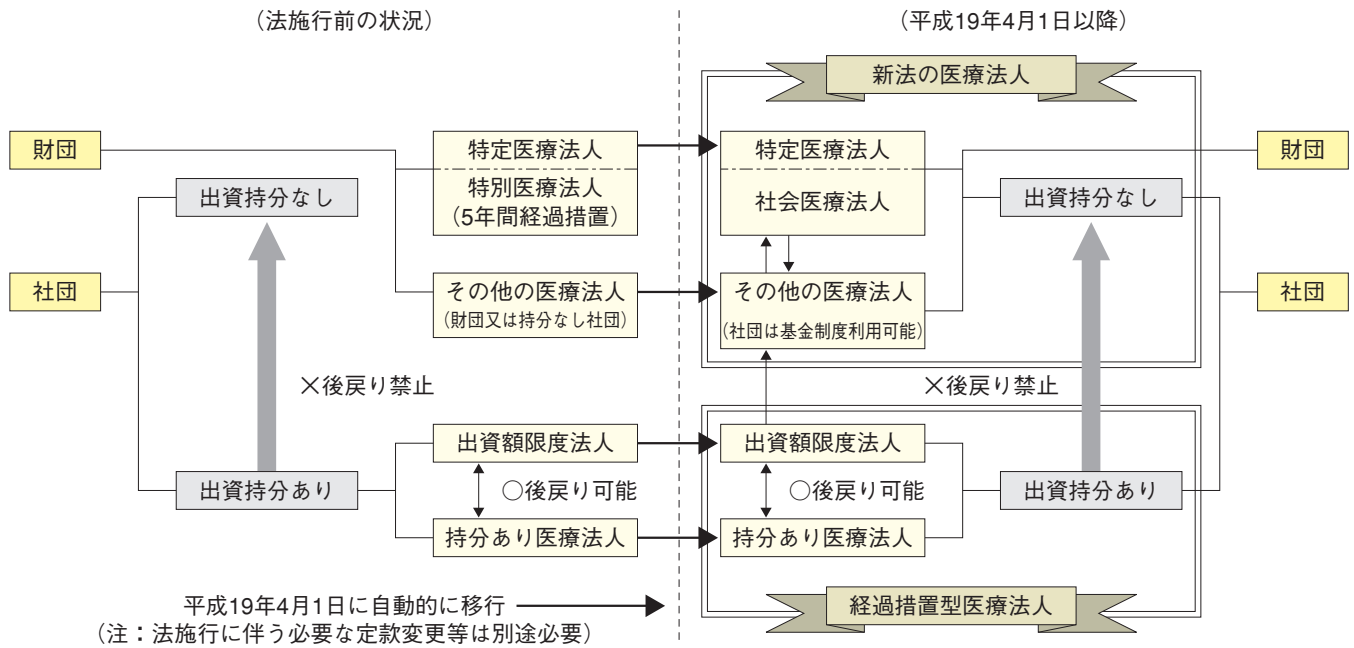
## 行政処分を受けた医師等に対する再教育研修（医師法等）



# 医療法人制度

## 概要

## 改正医療法に伴う医療法人の移行



平成19年4月以降設立できる医療法人は、新法の医療法人のみ

- ・経過措置型医療法人（旧法の医療法人）を平成19年4月以降設立することは不可
- ・持分あり医療法人から出資額限度法人への定款変更は平成19年4月以降も可能

### (3) 健康づくり・疾病対策

#### 保健所等

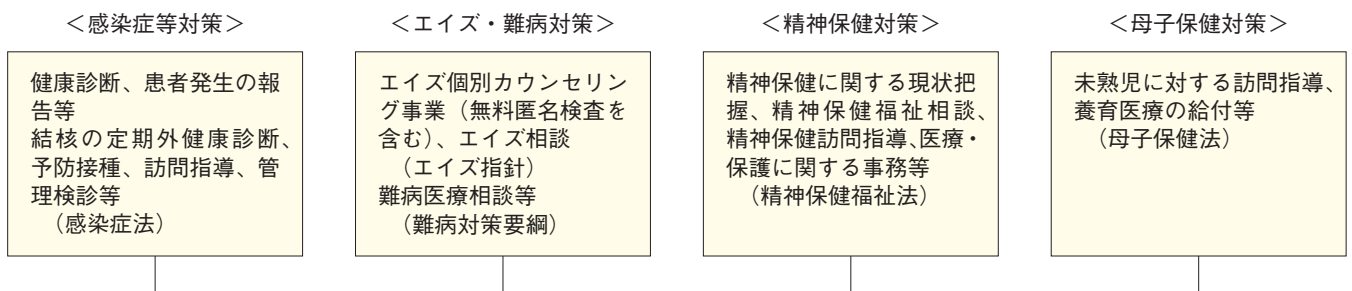
##### 概要

##### 保健所の活動

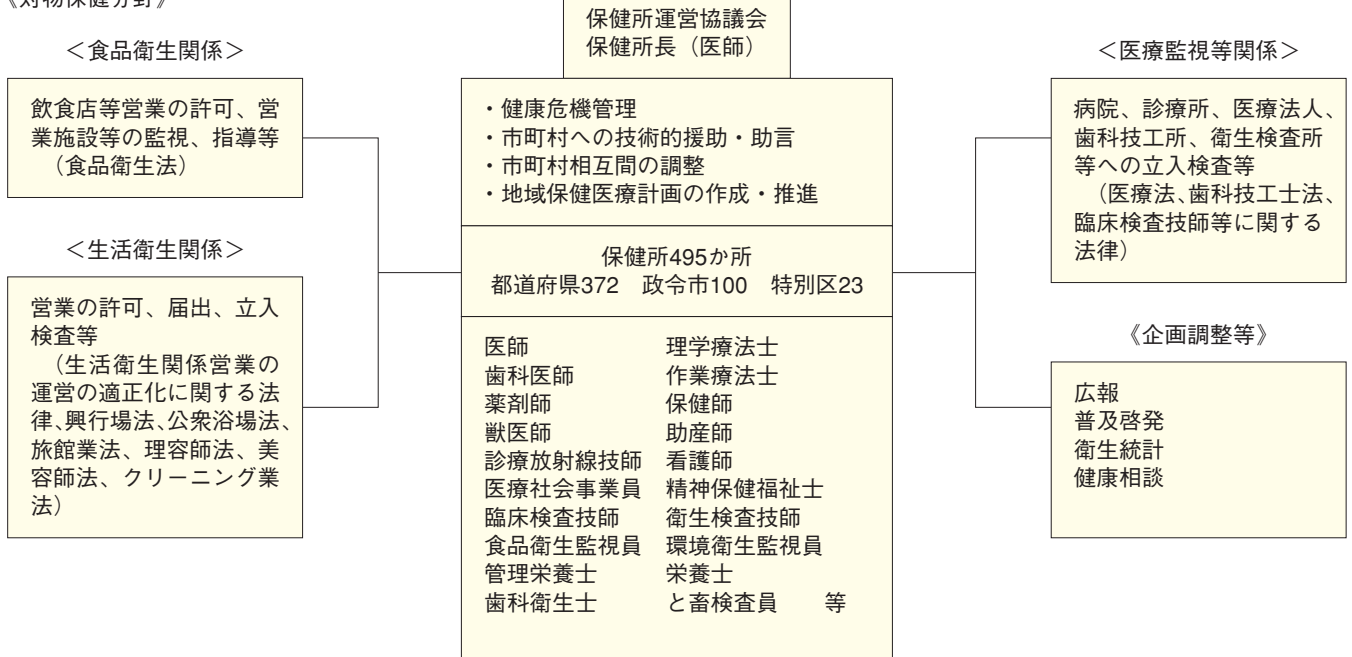
保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関である。また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う機関である。

地域保健法により、都道府県（47）に372か所、政令で定める市（69）に100か所、特別区（23）に23か所設置されている。（平成24年4月1日現在）

#### 《対人保健分野》



#### 《対物保健分野》



\* これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等（薬事法）、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等（狂犬病予防法）、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等（あん摩マッサージ指圧師等に関する法律）の業務を行っている。



## 保健所数の推移

区 分	1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)
保健所総数	663	641	594	592	582	576	571	549	535	518	517	510	494	495	495
都道府県	490	474	460	459	448	438	433	411	396	394	389	380	374	373	372
保健所設置市	137	136	108	109	111	115	115	115	116	101	105	107	97	99	100
特別区	36	31	26	24	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23

資料：厚生労働省健康局調べ。  
(注) 保健所は、各年4月1日現在

## 詳細データ① 保健所の職種別常勤職員数

職 種	職員数
	人
医師	810
歯科医師	82
薬剤師	2,732
獣医師	2,179
保健師	7,739
助産師	54
看護師	216
准看護師	17
診療放射線技師等	606
衛生検査技師等	853
管理栄養士	1,057
栄養士	117
歯科衛生士	337
理学・作業療法士	78
その他	10,922
〈再掲〉	
医療社会事業員	93
精神保健福祉相談員	1,335
栄養指導員	1,026
総 計	27,799

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」より健康局で改変。(平成22年度末現在)  
(注) 東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

## 詳細データ② 保健師数の推移

(単位：人)

	1998年度 (平成10年度)	1999年度 (平成11年度)	2000年度 (平成12年度)	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
市町村	15,355	15,366	15,643	15,856	16,004	15,908	15,629	15,315	14,519	14,483	14,498	14,613	14,179
政令市・特別区	4,167	4,450	4,584	4,696	4,907	5,047	5,281	5,524	5,563	5,604	5,964	6,094	6,081
小	19,522	19,816	20,227	20,552	20,911	20,955	20,910	20,839	20,082	20,087	20,462	20,707	20,260
都道府県	4,620	4,535	4,481	4,439	4,311	4,242	4,178	4,014	3,935	3,889	3,800	3,737	3,640
合 計	24,142	24,351	24,708	24,991	25,222	25,197	25,088	24,853	24,017	23,976	24,262	24,444	23,900

資料：平成10年度は大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」  
平成11年度から19年度までは大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」  
平成20年度以降は大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」  
(注) 平成10年度以降は翌年3月末現在の数字である。  
平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

## 肝炎対策

## 概要

## 肝炎対策基本法

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・ 肝炎対策に関し、**基本理念**を定め、
- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、
- ・ 肝炎対策の推進に関する**指針の策定**について定めるとともに、
- ・ 肝炎対策の基本となる**事項**を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

## 基本的施策

## 予防・早期発見の推進

- ・ 肝炎の予防の推進
- ・ 肝炎検査の質の向上 等

## 研究の推進

## 肝炎医療の均てん化の促進

- ・ 医師その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり  
肝炎患者の  
人権尊重  
・  
差別解消  
に配慮

## 肝炎対策基本指針策定

## 肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

## 関係行政機関

設置

意見

資料提出等、  
要請

協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策  
基本指針

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討  
→必要に応じ、変更

## 肝硬変・肝がんへの対応

- 治療水準の向上のための環境整備
- 患者支援の在り方について、医療状況を勘案し、必要に応じ検討

## 肝炎対策基本指針の概要（平成23年5月16日策定）

### 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

- 肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めることが重要であること。
- 肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検勧奨が必要であること。
- 地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制の整備の促進が必要であること。

- 抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果の検証を行うことが必要であること。
- 肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進が必要であること。
- 肝炎に関する正しい知識の普及啓発が必要であること。
- 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供が必要であること。

### 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

- 新たな感染を予防するための正しい知識の普及やB型肝炎ワクチンの予防接種の在り方に係る検討が必要であること。

### 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

- 肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。

### 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることの周知、希望する全ての国民が検査を受検できる体制の整備及びその効果の検証が必要であること。

### 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

- 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、肝炎患者等に対する不当な差別を防ぐため、普及啓発が必要であること。

### 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

- 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられる体制の整備及び受診勧奨が必要であること。

### 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化が必要であること。
- 肝硬変及びがん患者に対する更なる支援を行うこと。
- 地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制の構築等が望まれること。
- 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無について認識を持ち、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。
- 今後、各主体の取組について定期的に調査及び評価を行い、必要に応じ指針の見直しを行うこと。また、肝炎対策推進協議会に対し、取組の状況について定期的な報告を行うこと。

### 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

- 肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。

### 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

- 研究実績の評価や検証、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる研究の実施が必要であること。

## 健康づくり対策

## 概 要

## 健康づくり対策の変遷

第1次国民健康づくり対策 (S.53～63年度)	第2次国民健康づくり対策 (S.63年度～) (アクティブ80ヘルスプラン)	第3次国民健康づくり対策 (H.12年度～) (21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21))
<p>(基本的考え方)</p> <p>1. 生涯を通じる健康づくりの推進 〔成人病予防のための1次予防の推進〕</p> <p>2. 健康づくりの3要素(栄養、運動、休養)の健康増進事業の推進(栄養に重点)</p>	<p>(基本的考え方)</p> <p>1. 生涯を通じる健康づくりの推進</p> <p>2. 栄養、運動、休養のうち遅れていた運動習慣の普及に重点を置いた、健康増進事業の推進</p>	<p>(基本的考え方)</p> <p>1. 生涯を通じる健康づくりの推進 〔「一次予防」の重視と健康寿命の延伸、生活の質の向上〕</p> <p>2. 国民の保健医療水準の指標となる具体的目標の設定及び評価に基づく健康増進事業の推進</p> <p>3. 個人の健康づくりを支援する社会環境づくり</p>
<p>(施策の概要)</p> <p>①生涯を通じる健康づくりの推進 ・乳幼児から老人に至るまでの健康診査・保健指導体制の確立</p> <p>②健康づくりの基盤整備等 ・健康増進センター、市町村保健センター等の整備 ・保健婦、栄養士等のマンパワーの確保</p> <p>③健康づくりの啓発・普及 ・市町村健康づくり推進協議会の設置 ・栄養所要量の普及 ・加工食品の栄養成分表示 ・健康づくりに関する研究の実施 等</p>	<p>(施策の概要)</p> <p>①生涯を通じる健康づくりの推進 ・乳幼児から老人に至るまでの健康診査・保健指導体制の充実</p> <p>②健康づくりの基盤整備等 ・健康科学センター、市町村保健センター、健康増進施設等の整備 ・健康運動指導者、管理栄養士、保健婦等のマンパワーの確保</p> <p>③健康づくりの啓発・普及 ・栄養所要量の普及・改定 ・運動所要量の普及 ・健康増進施設認定制度の普及 ・たばこ行動計画の普及 ・外食栄養成分表示の普及 ・健康文化都市及び健康保養地の推進 ・健康づくりに関する研究の実施 等</p>	<p>(施策の概要)</p> <p>①健康づくりの国民運動化 ・効果的なプログラムやツールの普及啓発、定期的な見直し ・メタボリックシンドロームに着目した、運動習慣の定着、食生活の改善等に向けた普及啓発の徹底</p> <p>②効果的な健診・保健指導の実施 ・医療保険者による40歳以上の被保険者・被扶養者に対するメタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の着実な実施(2008年度より)</p> <p>③産業界との連携 ・産業界の自主的取組との一層の連携</p> <p>④人材育成(医療関係者の資質向上) ・国、都道府県、医療関係者団体、医療保険者団体等が連携した人材養成のための研修等の充実</p> <p>⑤エビデンスに基づいた施策の展開 ・アウトカム評価を可能とするデータの把握手法の見直し 等</p>
<p>(指針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりのための食生活指針(昭和60年)</li> <li>加工食品の栄養成分表示に関する報告(昭和61年)</li> <li>肥満とやせの判定表・図の発表(昭和61年)</li> <li>喫煙と健康問題に関する報告書(昭和62年)</li> </ul>	<p>(指針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりのための食生活指針(対象特性別：平成2年)</li> <li>外食栄養成分表示ガイドライン策定(平成2年)</li> <li>喫煙と健康問題に関する報告書(改定)(平成5年)</li> <li>健康づくりのための運動指針(平成5年)</li> <li>健康づくりのための休養指針(平成6年)</li> <li>たばこ行動計画検討会報告書(平成7年)</li> <li>公共の場所における分煙のあり方検討会報告書(平成8年)</li> <li>年齢対象別身体活動指針(平成9年)</li> </ul>	<p>(指針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食生活指針(平成12年)</li> <li>分煙効果判定基準策定検討会報告書(平成14年)</li> <li>健康づくりのための睡眠指針(平成15年)</li> <li>健康診査の実施等に関する指針(平成16年)</li> <li>日本人の食事摂取基準(2005年版)(平成16年)</li> <li>食事バランスガイド(平成17年)</li> <li>禁煙支援マニュアル(平成18年)</li> <li>健康づくりのための運動基準2006(平成18年)</li> <li>健康づくりのための運動指針2006(エクササイズガイド2006)(平成18年)</li> <li>日本人の食事摂取基準(2010年版)(平成21年)</li> </ul>

## 健康増進法の概要

### 第1章 総則

- (1) 目的  
国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図る。
- (2) 責務
  - ① 国民 健康な生活習慣の重要性に対し感心と理解を深め、生涯にわたり、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努める。
  - ② 国及び地方公共団体 健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の養成・資質の向上を図るとともに、関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努める。
  - ③ 健康増進事業実施者（保険者、事業者、市町村、学校等）健康相談等国民の健康の増進のための事業を積極的に推進するよう努める。
- (3) 国、地方公共団体、健康増進事業実施者、医療関係その他の関係者の連携及び協力

### 第2章 基本方針（「健康日本21」の法制化）

- (1) 基本方針  
国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を厚生労働大臣が策定。
  - ① 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
  - ② 国民の健康の増進の目標に関する事項
  - ③ 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的事項
  - ④ 国民健康・栄養調査その他の調査・研究に関する基本的事項
  - ⑤ 健康増進事業実施者間の連携及び協力に関する基本的事項
  - ⑥ 食生活、運動、休養、喫煙、飲酒、歯の健康保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
  - ⑦ その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項
- (2) 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画）の策定。
- (3) 健康診査の実施等に関する指針  
生涯を通じた健康自己管理を支援するため、健康増進事業実施者による健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付その他の措置に関する指針を厚生労働大臣が策定。

## 平成22年国民健康・栄養調査結果の概要について

## 国民健康・栄養調査について

- 目的：健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る
- 調査客体：平成22年国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出した300単位区内の世帯（約5,700世帯）及び当該世帯の1歳以上の世帯員（約15,000人）
- 調査項目：[身体状況調査] 身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、歩数、問診（服薬状況、運動）  
 [栄養摂取状況調査] 食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況（欠食、外食等）  
 [生活習慣調査] 食生活、身体活動・運動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般  
 ＊平成22年の重点項目「循環器疾患」に関する状況

## 調査結果のポイント

## 〈循環器疾患に関する状況〉

- ・主な疾患の既往歴として、「脳卒中」といわれたことがある者の割合は男性5.7%、女性3.3%。平成12年に比べて男女とも増加。「心筋梗塞」といわれたことがある者の割合は男性2.7%、女性0.9%。「狭心症」といわれたことがある者の割合は男性3.8%、女性2.8%。平成12年と比べて男女ともその割合は変わらない。
- ・最高血圧、最低血圧の平均値は男性133.9mmHg、82.4mmHg、女性126.2mmHg、77.0mmHg。平成12年と比べて男女とも変わらない。一方、高血圧症有病者の割合は男性60.0%、女性44.6%で、平成12年と比べて男性は増加し、女性は変わらない。
- ・循環器疾患発症の危険因子として、平成15年と比べて改善しているものは、喫煙者の割合、食塩摂取量の平均値、運動習慣者の割合。一方、悪化しているものは、カリウム摂取量の平均値。
- ・生活習慣病の予防、改善を目的とした生活習慣の改善に取り組んでいる者の割合は男性50.4%、女性57.6%。

## 〈たばこに関する状況〉

- ・現在習慣的に喫煙している者の割合は男性32.2%、女性8.4%、総数19.5%であり、前年に比べて男女とも減少。また、現在習慣的に喫煙している者で、たばこをやめたいと思う者の割合は男性35.9%、女性43.6%。前年に比べて男性は増加し、女性は変わらない。
- ・受動喫煙の影響をほぼ毎日受けた者の割合は、平成15年と比べて全ての場（家庭、職場、飲食店、遊戯場）で減少。

## 〈所得と生活習慣等に関する状況〉

- ・世帯の所得が600万円以上の世帯員と比べて、200万円未満、200万円以上～600万円未満の世帯員は、女性の肥満者、朝食欠食者、運動習慣のない者、現在習慣的に喫煙している者の割合が高く、野菜の摂取量が少なかった。

## 詳細データ① 全国の自治体における健康増進計画の策定状況

### 【都道府県における健康増進計画の策定状況】

全ての都道府県において計画策定済（平成14年3月末）

### 【市町村、特別区における健康増進計画の策定状況】

	総数	計画策定済	平成23年度中 策定予定	平成24年度中 策定予定	平成25年度以降 策定予定	策定予定なし
保健所政令市	68	67	0	0	1	0
東京都特別区	23	23	0	0	0	0
その他市町村	1,651	1,270	67	79	170	65

（平成23年12月1日現在）

### 【都道府県別市町村における健康増進計画の策定状況】

都道府県名	市町村数	策定済	策定率	H23年度中	H24年度中	H25年度以降	策定予定なし
北海道	175	95	54.3%	2	15	56	7
青森県	39	39	100.0%	0	0	0	0
岩手県	32	31	96.9%	0	1	0	0
宮城県	34	33	97.1%	1	0	0	0
秋田県	24	21	87.5%	0	1	2	0
山形県	35	35	100.0%	0	0	0	0
福島県	57	33	57.9%	4	3	17	0
茨城県	44	26	59.1%	7	7	4	0
栃木県	25	25	100.0%	0	0	0	0
群馬県	33	31	93.9%	1	1	0	0
埼玉県	61	38	62.3%	6	3	14	0
千葉県	51	24	47.1%	1	0	8	18
東京都	37	26	70.3%	1	2	8	0
神奈川県	28	16	57.1%	3	3	3	3
新潟県	29	29	100.0%	0	0	0	0
富山県	14	13	92.9%	1	0	0	0
石川県	18	16	88.9%	1	1	0	0
福井県	17	17	100.0%	0	0	0	0
山梨県	27	26	96.3%	1	0	0	0
長野県	76	59	77.6%	1	6	7	3
岐阜県	41	38	92.7%	0	1	2	0
静岡県	33	33	100.0%	0	0	0	0
愛知県	50	49	98.0%	1	0	0	0
三重県	28	16	57.1%	2	0	8	2
滋賀県	18	17	94.4%	0	0	1	0
京都府	25	13	52.0%	5	1	2	4
大阪府	39	33	84.6%	1	1	3	1
兵庫県	37	37	100.0%	0	0	0	0
奈良県	38	33	86.8%	1	1	1	2
和歌山県	29	18	62.1%	1	1	6	3
鳥取県	19	18	94.7%	0	1	0	0
島根県	19	19	100.0%	0	0	0	0
岡山県	25	25	100.0%	0	0	0	0
広島県	20	20	100.0%	0	0	0	0
山口県	18	14	77.8%	2	2	0	0
徳島県	24	19	78.3%	0	1	4	0
香川県	16	16	100.0%	0	0	0	0
愛媛県	19	19	100.0%	0	0	0	0
高知県	33	24	72.7%	7	1	1	0
福岡県	56	24	41.1%	2	1	13	16
佐賀県	20	14	70.0%	0	4	2	0
長崎県	19	19	100.0%	0	0	0	0
熊本県	44	28	63.6%	3	11	2	0
大分県	17	17	100.0%	0	0	0	0
宮崎県	25	13	52.0%	8	2	2	0
鹿児島県	42	32	76.2%	2	3	0	5
沖縄県	41	29	70.7%	2	5	4	1
	1,651	1,270	76.8%	67	79	170	65

（注）保健所政令市、特別区は除く。

### 詳細データ② 生活習慣病に関する患者数、死亡数

	総患者数 (千人)	死亡数 (人)	死亡率 (人口10万対)
悪性新生物	1,518	357,185	283.1
糖尿病	2,371	14,634	11.6
高血圧性疾患	7,967	7,018	5.6
心疾患	1,542	194,761	154.4
脳血管疾患	1,339	123,784	98.1

資料：〈総患者数〉厚生労働省大臣官房統計情報部「平成20年患者調査」  
 〈死亡数・死亡率〉厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」  
 (注) 死亡数・死亡率は平成23年の概数である。

### 詳細データ③ 糖尿病に関する推計

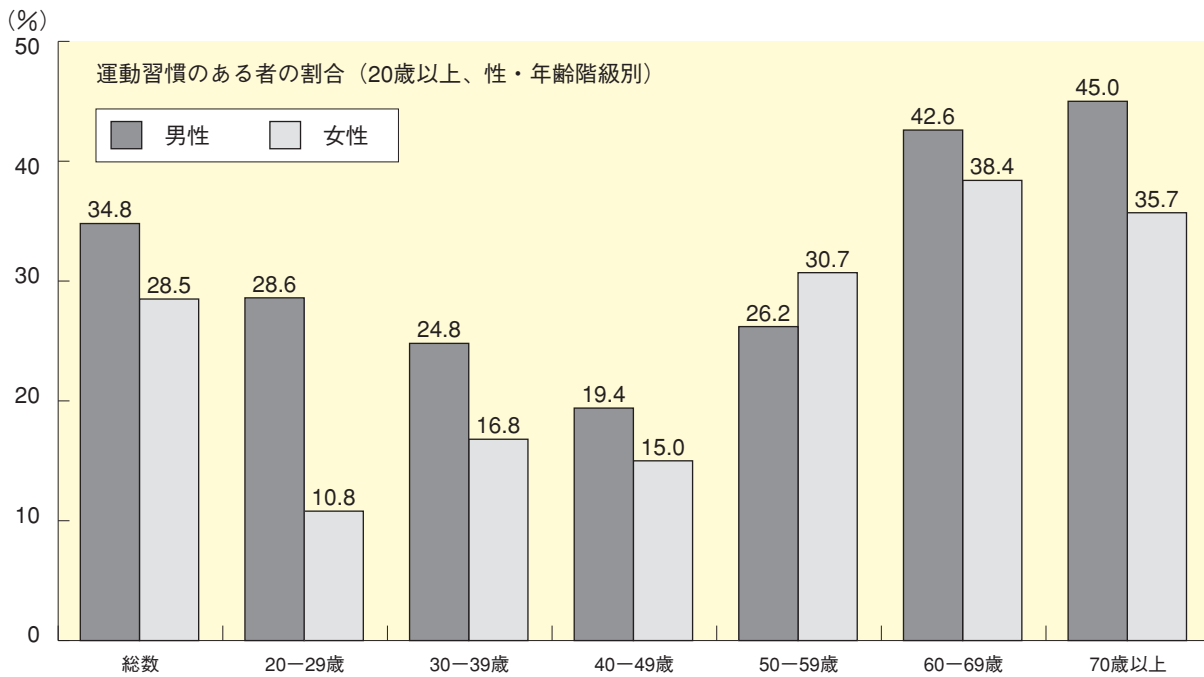
年齢	男性（調査客体：1,619人）		女性（調査客体：2,384人）	
	糖尿病が強く疑われる人	糖尿病の可能性を否定できない人	糖尿病が強く疑われる人	糖尿病の可能性を否定できない人
20～29	1.1%	0%	0%	0.9%
30～39	3.0%	3.0%	0.5%	5.4%
40～49	7.6%	11.0%	2.9%	10.4%
50～59	12.1%	16.7%	5.6%	20.8%
60～69	22.1%	17.3%	14.1%	18.2%
70～	22.6%	18.4%	11.0%	23.8%

平成19年10月1日現在の推計人口に当てはめると、日本全国で  
 ・糖尿病が強く疑われる人：約890万人  
 ・糖尿病の可能性を否定できない人：約1,320万人  
 と推計される。

資料：厚生労働省健康局「平成19年国民健康・栄養調査」



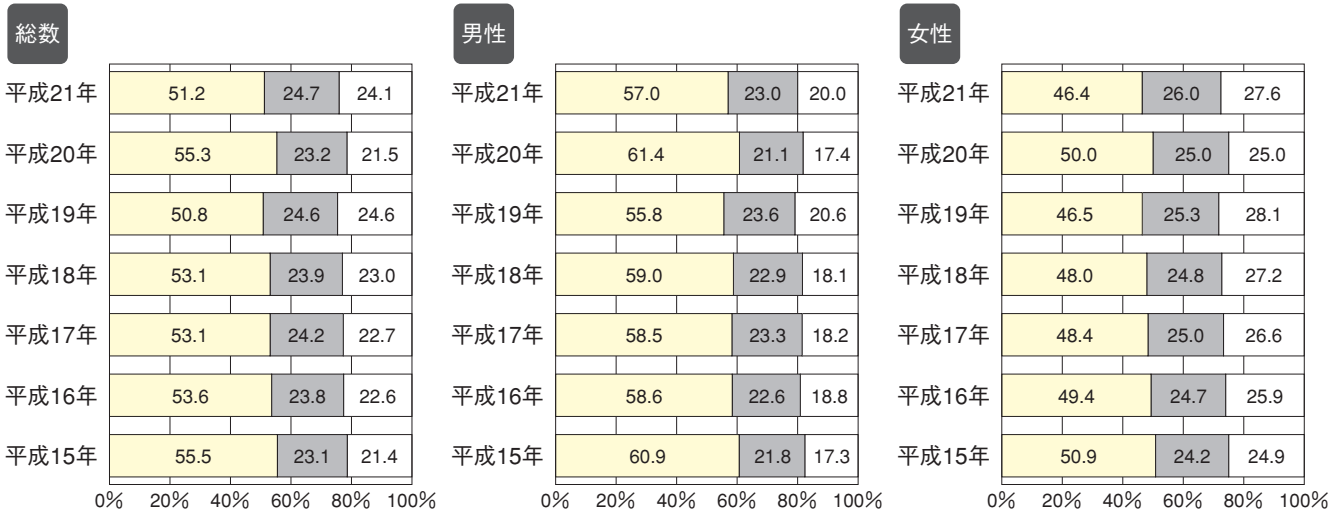
## 詳細データ④ 運動習慣の状況



資料：厚生労働省健康局「平成22年国民健康・栄養調査」

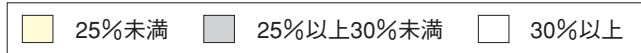
(注) 運動習慣のある者：1回30分以上の運動を週2日以上実施し、1年以上継続している者

## 詳細データ⑤ 脂肪エネルギー比率の分布の推移（20歳以上）

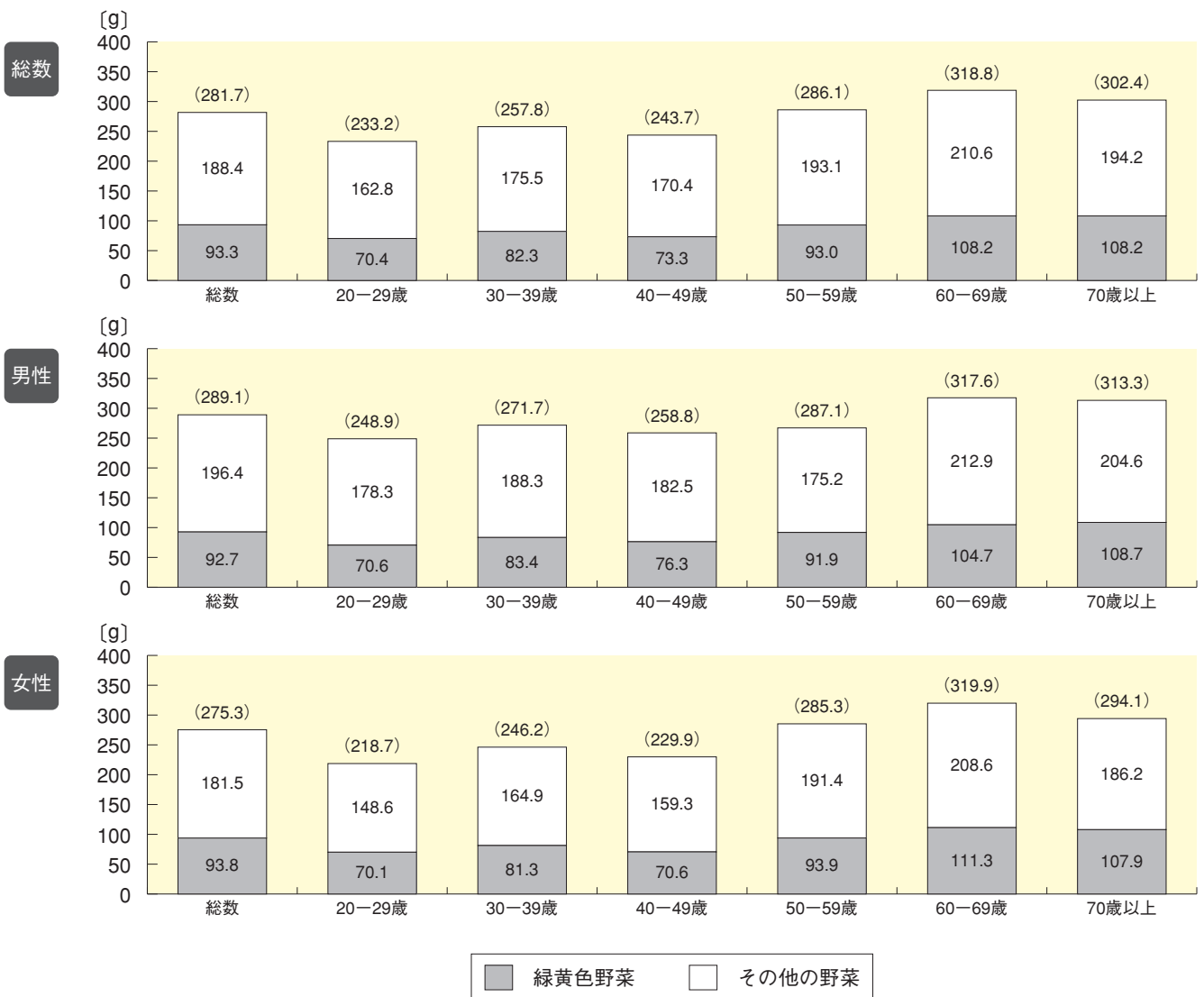


資料：厚生労働省健康局「平成21年国民健康・栄養調査」

(注) 脂肪エネルギー比率：脂肪からのエネルギー摂取割合



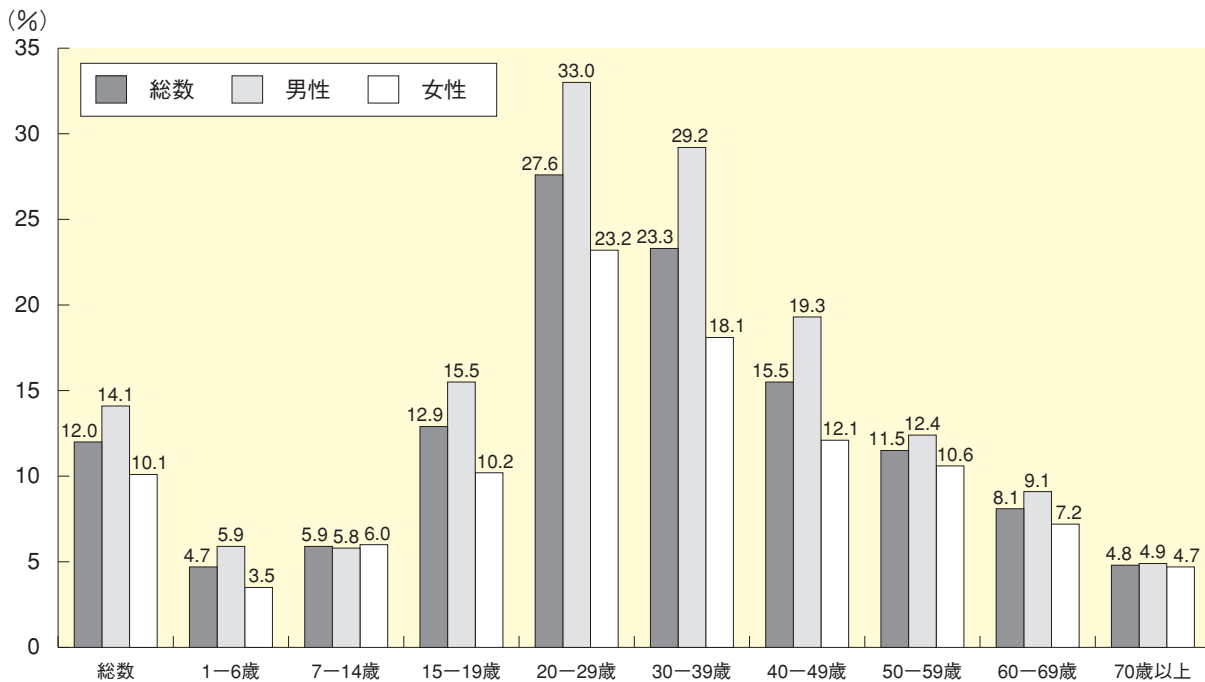
### 詳細データ⑥ 野菜類摂取量の平均値（20歳以上、性・年齢階級別）



資料：厚生労働省健康局「平成22年国民健康・栄養調査」

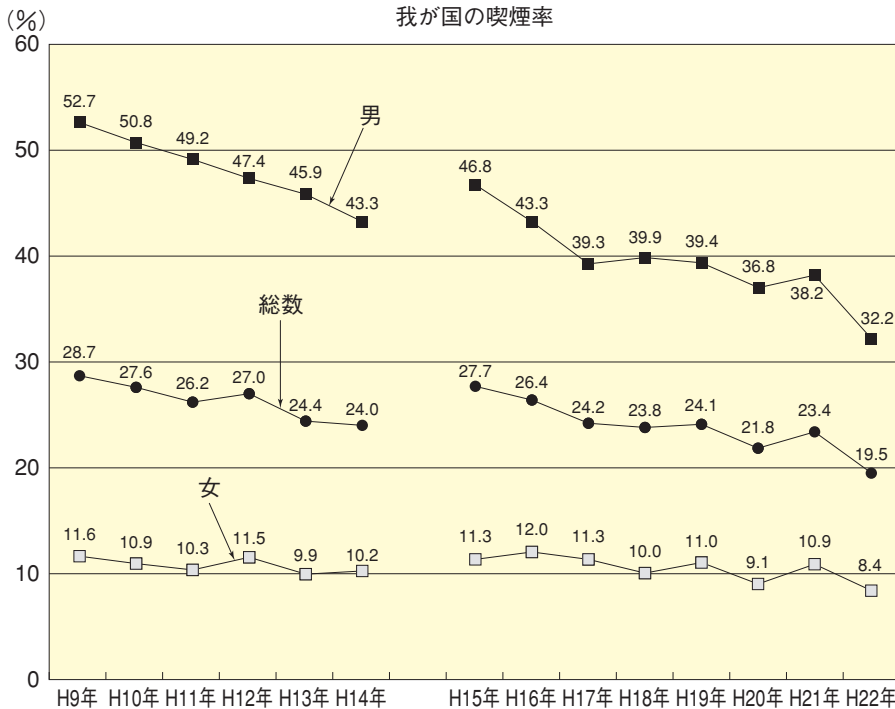
(注) ( ) 内は、「緑黄色野菜」および「その他の野菜（野菜類のうち緑黄色野菜以外）」摂取量の合計。

詳細データ⑦ 朝食の欠食率（1歳以上、性・年齢階級別）



資料：厚生労働省健康局「平成21年国民健康・栄養調査」

詳細データ⑧ 喫煙率の状況



諸外国の喫煙率 (%)

国名	男性 (%)	女性 (%)
日本	(36.8)	(9.1)
ドイツ	(37.3)	(28.0)
フランス	(30.0)	(21.2)
オランダ	(35.8)	(28.4)
イタリア	(31.3)	(17.2)
イギリス	(27.0)	(25.0)
カナダ	(22.0)	(17.0)
米国	(24.1)	(19.2)
オーストラリア	(18.6)	(16.3)
スウェーデン	(16.7)	(18.3)

出典：Tobacco ATLAS (2009)

日本の数値は「平成21年国民健康・栄養調査」

(注) ( )書：Tobacco ATLAS(2006)  
日本の数値は「平成20年国民健康・栄養調査」

出典：平成14年までは「国民栄養調査」、平成15年からは「国民健康・栄養調査」  
(注) 国民栄養調査と国民健康・栄養調査では、喫煙率の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

## 歯の健康対策

## 概 要

## 8020（ハチマル・ニイマル）運動

## [8020運動の経緯]

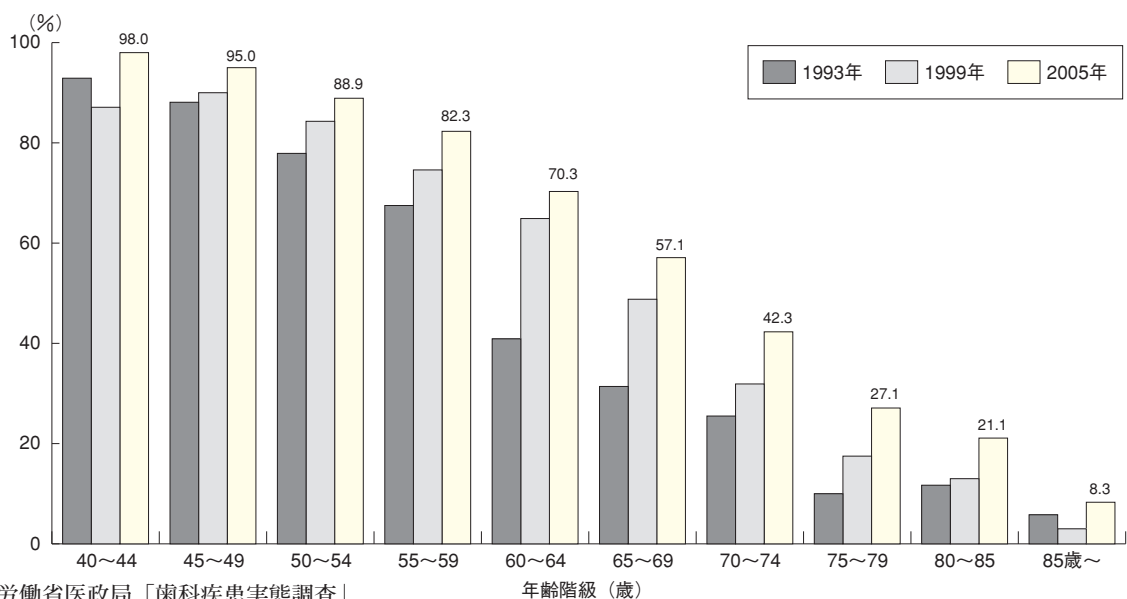
1989（平成元）年	成人歯科保健対策検討会中間報告において、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという「8020（ハチマル・ニイマル）」運動が提唱される。
1991（3）年	歯の衛生週間（6月4日～10日）の重点目標が「8020運動の推進」となる。
1992（4）年	8020運動の普及啓発を図る「8020運動推進対策事業」が開始される。（～8年）
1993（5）年	8020運動推進対策事業の円滑な推進を図る8020運動推進支援事業が開始される。（～9年）
1996（8）年	今後の歯科保健医療のあり方に関する検討会意見書において、地域に密着したより実践的な形での8020運動の展開が求められる。
1997（9）年	市町村を実施主体とした歯科保健推進事業（メニュー事業）が開始される。
2000（12）年	都道府県を実施主体とした「8020運動推進特別事業」が開始される。
2003（15）年	健康増進事業実施者歯科保健支援モデル事業が開始された。
2006（18）年	「平成17年歯科疾患実態調査結果」を公表。8020達成者が調査開始以来、初めて20%を超えた。
2008（20）年	8020運動が20周年を迎えた。
2011（23）年	歯科口腔保健の推進に関する法律成立。

## [8020運動と健康日本21の関係]

「8020運動」と「健康日本21」は相互補完的な関係であり、健康日本21に掲げられた目標達成のための各種事業が8020運動のなかで展開されてきた。健康増進法において、その柱の一つに歯科保健の分野が明記されたことから、生涯を通じた歯科保健対策（8020運動）がより一層推進できるものと期待される。

## 詳細データ 自分の歯を20本以上もつ者の年齢階級別割合の推移

年 \ 年齢	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～85	85歳～
1993年	92.9%	88.1%	77.9%	67.5%	40.9%	31.4%	25.5%	10.0%	11.7%	5.6%
1999年	97.1	90.0	84.3	74.6	64.9	48.8	31.9	17.5	13.0	3.0
2005年	98.0	95.0	88.9	82.3	70.3	57.1	42.3	27.1	21.1	8.3



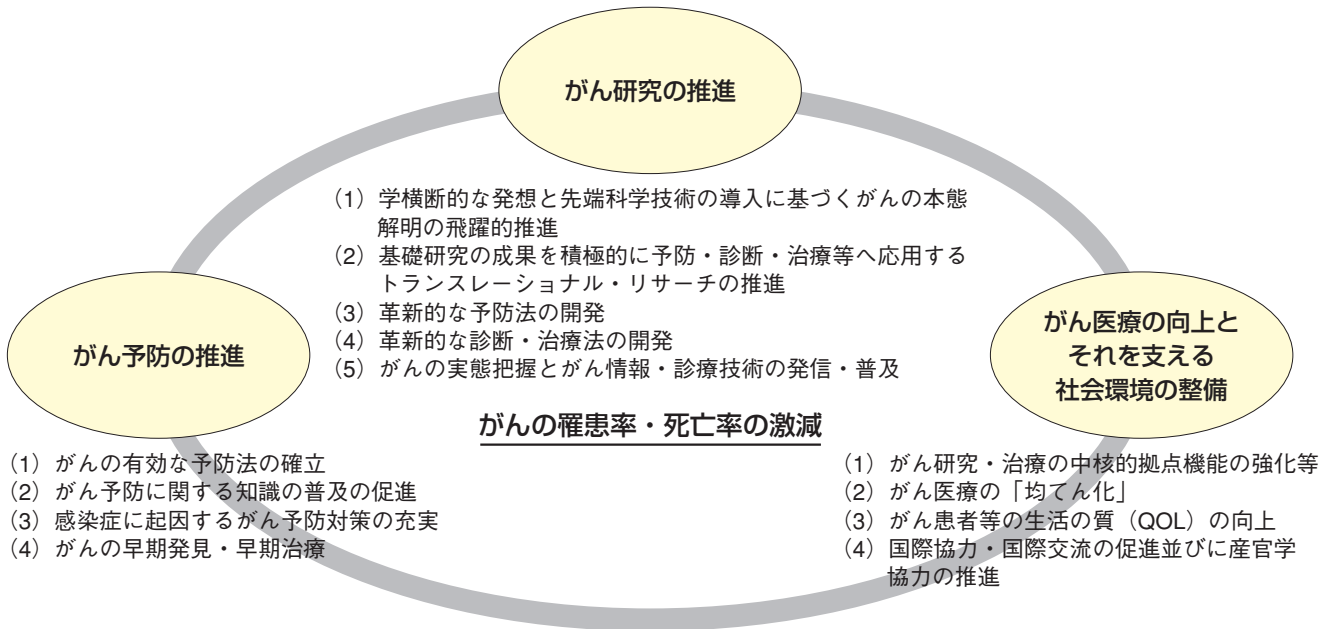
資料：厚生労働省医政局「歯科疾患実態調査」

## がん対策

### 概 要

### 「第3次対がん10か年総合戦略」における今後の方向

戦略目標：我が国の死亡原因の第一位であるがんについて、研究、予防及び医療を総合的に推進することにより、がんの罹患率と死亡率の激減を目指す。



## がん対策基本法の概要

### 第1 総則

#### 1 目的

- 我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を取めてきたものの、なお、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、次に掲げる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

#### 2 基本理念

- がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、研究等の成果を普及・活用し、発展させること。
- がん患者がその居住する地域にかかわらず、科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができるようにすること。
- がん患者が置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重して治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制を整備すること。

#### 3 関係者の責務等

- 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等の責務等を定める。

### 第2 がん対策推進基本計画等

- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴いて、「がん対策推進基本計画」の案を作成し、閣議の決定を求めること等とする。
- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長に対し、がん対策推進基本計画の実施等について、必要な要請をすることができる。
- 都道府県は「都道府県がん対策推進計画」を策定する。

### 第3 基本的施策

#### 1 がんの予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進、がん検診の質の向上、がん検診の推進のために必要な施策を講ずる。

#### 2 がん医療の均てん化の促進

- がん専門医等の育成、拠点病院・連携協力体制の整備、がん患者の療養生活の質の維持向上、がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等のために必要な施策を講ずる。

#### 3 がん研究の推進等

- がん研究の推進、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品・医療機器の早期承認に資する環境整備のために必要な施策を講ずる。

### 第4 がん対策推進協議会

- 厚生労働省に、がん対策推進基本計画の策定に係る審議会等として、がん対策推進協議会を置く。
- 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命し、委員数は20名以内とする。

### 第5 施行期日等

- この法律の施行期日は平成19年4月1日とする。
- がん対策推進協議会の設置等に関し、厚生労働省設置法を改正し、所要の規定整備を行う。

## がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）

### 重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

新(4) 働く世代や小児へのがん対策の充実

### 全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少  
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

新(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

### 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

#### 1. がん医療

- ①放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- ②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- 新⑤医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
- ⑥その他（希少がん、病理診断、リハビリテーション）

#### 2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

#### 3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

#### 4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

#### 5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%（胃、肺、大腸は当面40%）を達成する。

#### 6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

#### 新7. 小児がん

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

#### 新8. がんの教育・普及啓発

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

#### 新9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

## がん対策推進基本計画の概要

### 趣旨

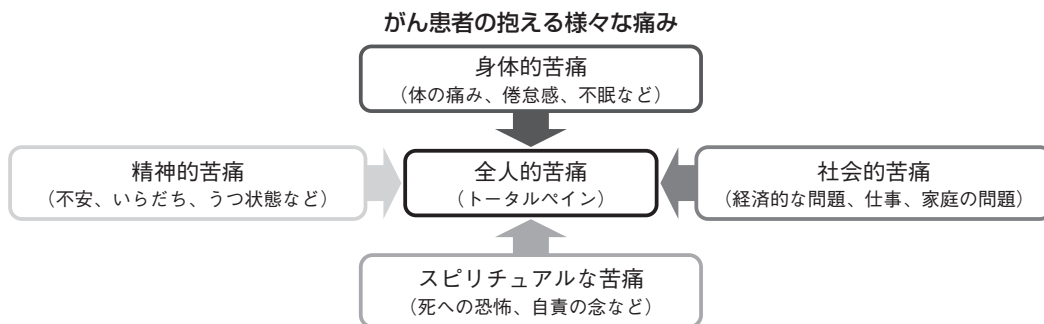
がん対策推進基本計画（以下「基本計画」という）は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）に基づき政府が策定するものであり、平成19年6月に策定され、基本計画に基づきがん対策が進められてきた。今回、前基本計画の策定から5年が経過し、新たな課題も明らかになっていることから、見直しを行い、新たに平成24年度から平成28年度までの5年を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な方向を明らかにするものである。これにより「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」を目指す。

### 第1 基本方針

- がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施
- 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施
- 目標とその達成時期の考え方

### 第2 重点的に取り組むべき課題

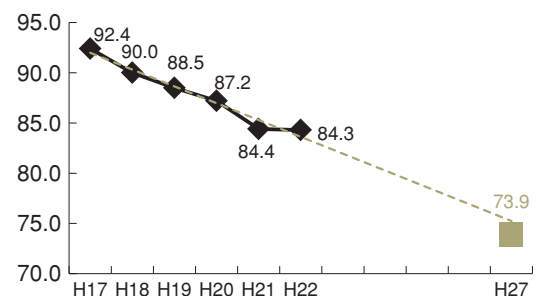
1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成  
がん医療を専門的に行う医療従事者を養成するとともに、チーム医療を推進し、放射線療法、化学療法、手術療法やこれらを組み合わせた集学的治療の質の向上を図る。
2. がんと診断された時からの緩和ケアの推進  
がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームなどの機能強化等により、がんと診断された時から患者とその家族が、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケアの提供体制をより充実させる。
3. がん登録の推進  
がん登録はがんの種類毎の患者の数、治療内容、生存期間などのデータを収集、分析し、がん対策の基礎となるデータを得る仕組みであるが、未だ、諸外国と比べてもその整備が遅れており、法的位置付けの検討も含めて、がん登録を円滑に推進するための体制整備を図る。
4. 働く世代や小児へのがん対策の充実  
我が国で死亡率が上昇している女性のがんへの対策、就労に関する問題への対応、働く世代の検診受診率の向上、小児がん対策等への取組を推進する。



### 第3 全体目標(平成19年度からの10年目標)

1. がんによる死亡者の減少（75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少）
2. 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
3. 働くがんになっても安心して暮らせる社会の構築

年齢調整死亡率（75歳未満）の推移（人口10万対）





## 第4 分野別施策と個別目標

1. がん医療
  - (1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進  
3年以内に全ての拠点病院にチーム医療の体制を整備する。
  - (2) がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成  
がん医療を担う専門の医療従事者を育成し、がん医療の質の向上を目指す。
  - (3) がんと診断された時からの緩和ケアの推進  
5年以内に、がん診療に携わるすべての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する。3年以内に拠点病院を中心に緩和ケアチームや緩和ケア外来の充実を図る。
  - (4) 地域の医療・介護サービス提供体制の構築  
3年以内に拠点病院のあり方を検討し、5年以内にその機能をさらに充実させる。また、在宅医療・介護サービス提供体制の構築を目指す。
  - (5) 新医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組  
有効で安全な医薬品を迅速に国民に提供するための取り組みを着実に実施する。
  - (6) その他（希少がん、病理診断、リハビリテーション）
2. がんに関する相談支援と情報提供  
患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。
3. がん登録  
法的位置付けの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。
4. がんの予防  
平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年者の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。
5. がんの早期発見  
がん検診の受診率を5年以内に50%（胃、肺、大腸は当面40%）を達成する。  
※健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定に当たっては、海外諸国との比較等も勘案し、40～69歳（子宮がんは20～69歳）を対象とする。  
※がん検診の項目や方法は別途検討する。  
※目標値については、中間評価を踏まえ必要な見直しを行う。
6. がん研究  
がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。
7. 新小児がん  
5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。
8. 新がんの教育・普及啓発  
子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。
9. 新がん患者の就労を含めた社会的な問題  
就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

## 第5 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化
2. 都道府県による都道府県計画の策定
3. 関係者等の意見の把握
4. がん患者を含めた国民等の努力
5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
6. 目標の達成状況の把握とがん対策を評価する指標の策定
7. 基本計画の見直し

**詳細データ**      **がんに関する統計（平成24年3月1日現在）**

項目	現 状	出典
死亡数	<b>総数35万7,185人（全死因に対し28.5%）</b> [男性 21万3,109人]（全死因に対し32.5%） [女性 14万4,076人]（全死因に対し24.1%） →“日本人の3.5人に1人ががんで死亡” ※ がんは加齢により発症リスク増 → 粗死亡数は増加傾向（高齢化の影響） ※ 年齢調整死亡率（75歳未満）は、平成7年以降減少傾向 （平成7年：108.4 → 平成22年 84.3） ※ がんの種類が変化している	人口動態統計 （平成23年月報年計（概数））  （国立がん研究センターがん対策情報センターによる再集計）
罹患数	<b>74万3,664人</b> [男性 42万7,949人] 多い部位：①胃、②大腸、③肺、④前立腺、⑤肝臓 [女性 31万5,715人] 多い部位：①乳房、②大腸、③胃、④肺、⑤子宮頸部 ※ 食道、大腸、肺、皮膚、乳房、子宮頸部、膀胱の上皮内がんを含む	地域がん登録全国推計値 （平成19年）
生涯リスク	<b>男性：54%、女性：41%</b> →“日本人の2人に1人ががんになる”	国立がんセンターがん対策情報センターによる推計値（平成17年）
受療・患者	<b>継続的な医療を受けている者は152万人</b> ・ 調査日に入院中の者は14万1,400人 ・ 外来受診した者は15万6,400人 ・ 1日に29万7,800人が受療（全受療の3.6%）	患者調査 （平成20年）
がん医療費	<b>2兆9,577億円</b> ※ 一般診療医療費全体の11.1%	国民医療費 （平成21年）

②

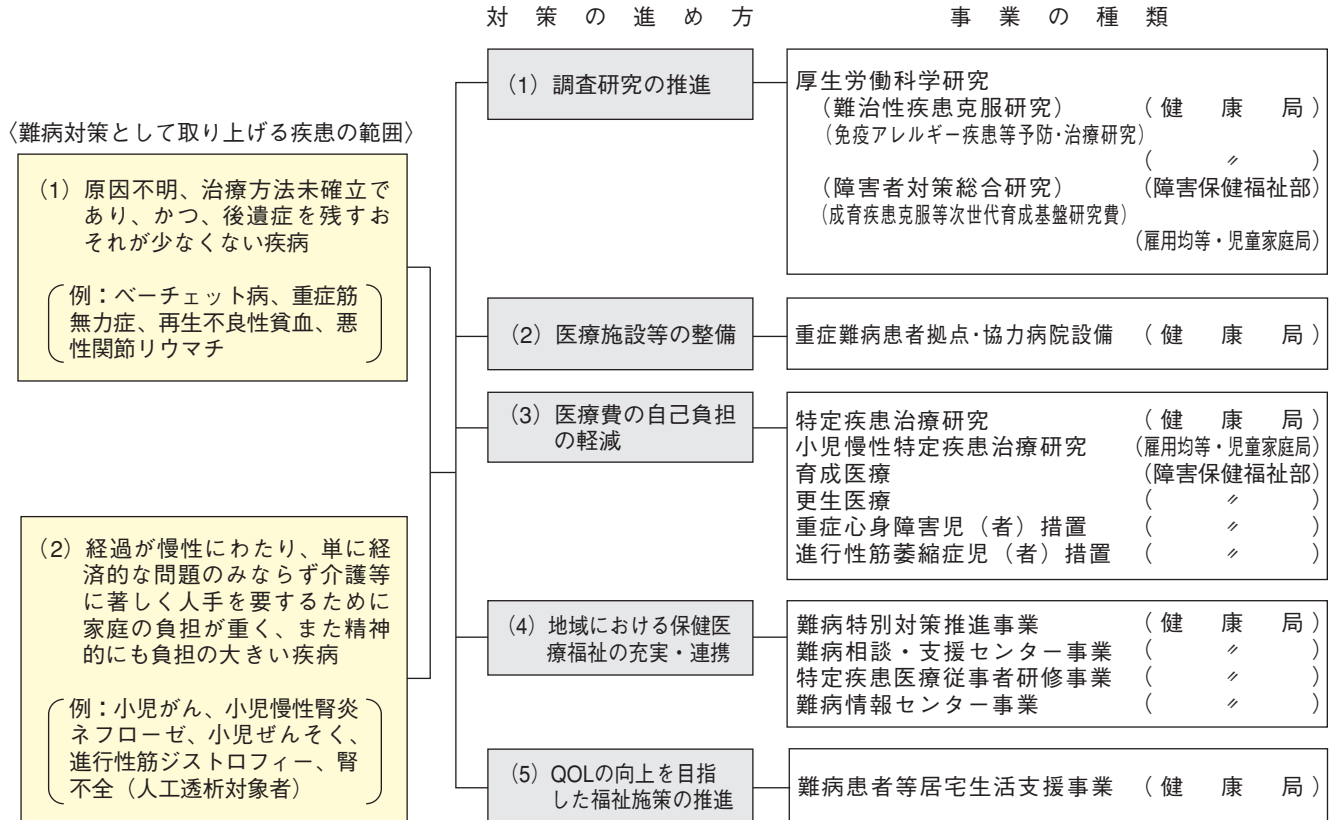
保健医療

# 難病対策

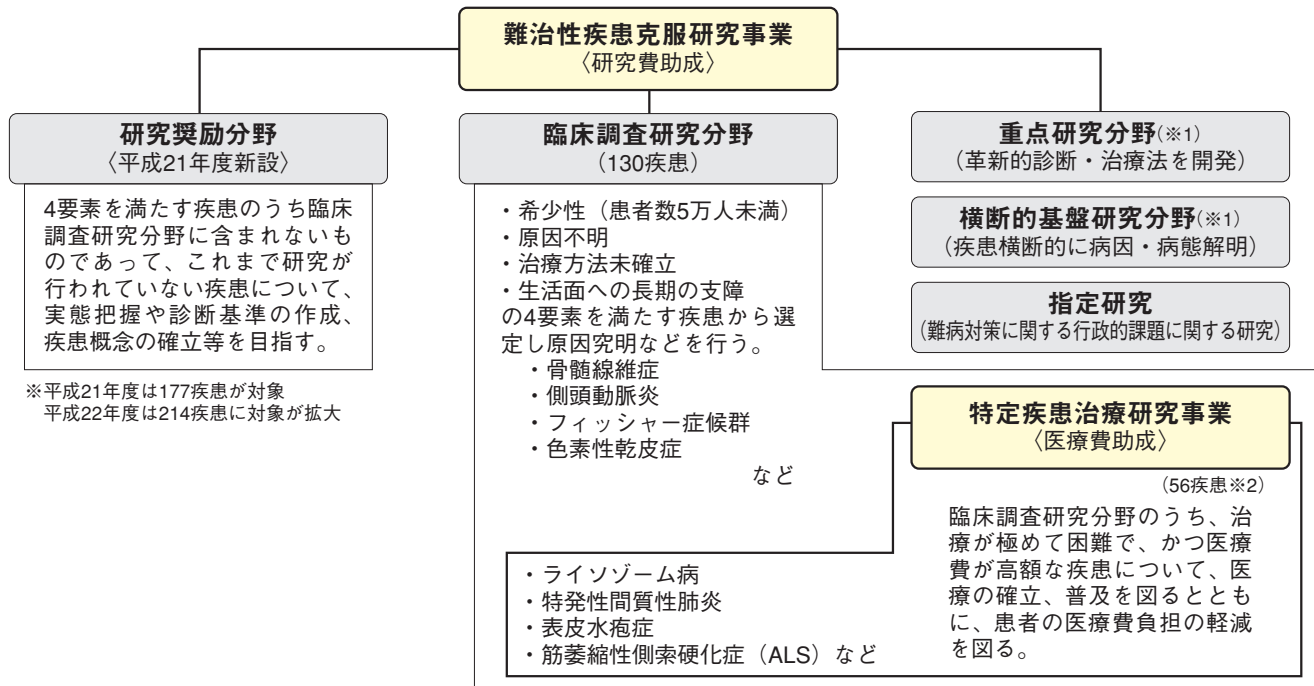
## 概要

## 難病対策の概要

難病対策については、昭和47年に定められた「難病対策要綱」を踏まえ各種の事業を推進している。



## 難治性疾患克服研究事業



※1 重点研究分野及び横断的基盤研究分野の対象疾患は、臨床調査研究分野の対象疾患と同じ。

※2 特定疾患治療研究事業には56疾患の他、血友病患者等治療研究事業を含む。

## 詳細データ 特定疾患医療受給者証交付件数

疾患番号	疾患名	実施年月	受給者証所持者数
1	ベーチェット病	昭和47年 4月	17,290
2	多発性硬化症	昭和48年 4月	14,492
3	重症筋無力症	昭和47年 4月	17,314
4	全身性エリテマトーデス	〃	56,254
5	スモン	〃	1,628
6	再生不良性貧血	昭和48年 4月	9,417
7	サルコイドーシス	昭和49年10月	20,268
8	筋萎縮性側索硬化症	〃	8,406
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	〃	42,233
10	特発性血小板減少性紫斑病	〃	22,220
11	結節性動脈周囲炎	昭和50年10月	7,600
12	潰瘍性大腸炎	〃	117,855
13	大動脈炎症候群	〃	5,438
14	ビュルガー病	〃	7,147
15	天疱瘡	〃	4,648
16	脊髄小脳変性症	昭和51年10月	23,290
17	クローン病	〃	31,652
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	〃	210
19	悪性関節リウマチ	昭和52年10月	5,891
20	パーキンソン病関連疾患	〃	106,637
①	進行性核上性麻痺	平成15年10月	
②	大脳皮質基底核変性症	平成15年10月	
③	パーキンソン病	昭和53年10月	
21	アミロイドーシス	昭和54年10月	1,505
22	後縦靭帯骨化症	昭和55年12月	29,647
23	ハンチントン病	昭和56年10月	798
24	モヤモヤ病（ウイルス動脈輪閉塞症）	昭和57年10月	12,992
25	ウェゲナー肉芽腫症	昭和59年 1月	1,671
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	昭和60年 1月	22,123
27	多系統萎縮症	〃	11,096
①	線条体黒質変性症	平成15年10月	
②	オリブ橋小脳萎縮症	昭和51年10月	
③	シャイ・ドレーガー症候群	昭和61年 1月	
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	昭和62年 1月	315
29	膿疱性乾癬	昭和63年 1月	1,679
30	広範脊柱管狭窄症	昭和64年 1月	4,218
31	原発性胆汁性肝硬変	平成 2年 1月	17,298
32	重症急性膵炎	平成 3年 1月	1,132
33	特発性大腿骨頭壊死症	平成 4年 1月	13,476
34	混合性結合組織病	平成 5年 1月	9,028
35	原発性免疫不全症候群	平成 6年 1月	1,147
36	特発性間質性肺炎	平成 7年 1月	5,896
37	網膜色素変性症	平成 8年 1月	25,296
38	プリオン病	平成14年6月統合	492
①	クロイツフェルト・ヤコブ病	平成 9年 1月	
②	ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病	平成14年 6月	
③	致死性家族性不眠症	平成14年 6月	
39	肺動脈性肺高血圧症	平成10年 1月	1,560
40	神経線維腫症	平成10年 5月	3,112
41	亜急性硬化性全脳炎	平成10年12月	87
42	バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群	〃	232
43	慢性血栓性肺高血圧症	〃	1,288
44	ライソゾーム病	平成14年6月統合	760
①	ファブリー病	平成11年 4月	
②	ライソゾーム病	平成13年 5月	
45	副腎白質ジストロフィー	平成12年 4月	173
46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	平成21年10月	120
47	脊髄性筋萎縮症	平成21年10月	514
48	球脊髄性筋萎縮症	平成21年10月	686
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	平成21年10月	2,328
50	肥大型心筋症	平成21年10月	2,239
51	拘束型心筋症	平成21年10月	18
52	ミトコンドリア病	平成21年10月	764
53	リンパ管筋腫症（LAM）	平成21年10月	335
54	重症多形滲出性紅斑（急性期）	平成21年10月	48
55	黄色靭帯骨化症	平成21年10月	993
56	間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）	平成21年10月	11,764
	総計		706,720

平成22年度末現在

(注) 東日本大震災の影響により、宮城県及び福島県が含まれていない。

出典：衛生行政報告例

※対象疾患は平成22年4月1日現在における対象疾患である。

## 感染症対策

### 概要

### 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の概要

(平成10年9月28日成立、平成11年4月1日施行)

#### 感染症の発生・拡大に備えた事前対応型行政の構築

- 感染症発生動向調査体制の整備・確立
- 国、都道府県における総合的な取組みの推進  
(関係各方面の連携を図るため、国が感染症予防の基本指針、都道府県が予防計画を予め策定、公表)
- インフルエンザ、性感染症、エイズ、結核、麻しん特定感染症予防指針の策定  
(特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、国が原因の究明、発生の予防、まん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携に関する指針を策定、公表)

#### 感染症類型と医療体制

感染症類型	主な対応	医療体制	医療費負担
新感染症	入院	特定感染症指定医療機関 (国が指定、全国に数か所)	全額公費(医療保険の適用なし)
1類感染症(ペスト、エボラ出血熱、南米出血熱等)		第1種感染症指定医療機関 [都道府県知事が指定。各都道府県に1か所]	医療保険適用残額は公費で負担(入院について)
2類感染症(鳥インフルエンザ(H5N1)、結核、SARS等)		第2種感染症指定医療機関 [都道府県知事が指定。各2次医療圏に1か所]	
3類感染症(コレラ、腸管出血性大腸菌感染症等)	特定業務への就業制限	一般の医療機関	医療保険適用(自己負担あり)
4類感染症(鳥インフルエンザ(H5N1を除く)、ウエストナイル熱等)	消毒等の対物措置		
5類感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、エイズ、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)等)	発生動向の把握・提供		
新型インフルエンザ等感染症	入院	特定感染症指定医療機関・第1種感染症指定医療機関・第2種感染症指定医療機関	医療保険適用残額は公費で負担(入院について)

※ 1～3類感染症以外で緊急の対応の必要が生じた感染症についても、「指定感染症」として、政令で指定し、原則1年限りで1～3類の感染症に準じた対応を行う。

#### 患者等の人権を尊重した入院手続の整備

- 感染症類型に応じた就業制限、入院
- 患者の意思に基づく入院を促す入院勧告制度の導入
- 都道府県知事(保健所長)による72時間を限度とする入院
- 保健所に設置する感染症の診査に関する協議会の意見を聴いた上での10日(結核については30日)ごとの入院
- 都道府県知事に対する、入院時の処遇についての苦情の申出
- 30日を超える長期入院患者からの行政不服審査請求に対し、5日以内に裁決を行う手続の特例を規定
- 緊急時に、国の責任において患者の入院等について都道府県等に対し必要な指示を行う

#### 感染症のまん延防止に資する必要十分な消毒等の措置の整備

- 1～4類感染症及び新型インフルエンザ等感染症のまん延防止のための消毒等の措置
- 1類感染症のまん延防止のための建物に対する立入制限等の措置
- 緊急時に、国の責任において消毒等の措置について都道府県等に対し必要な指示を行う

## 動物由来感染症対策の整備



- サルの輸入禁止及び輸入検疫制度
- ハクビシン、コウモリ、ヤワゲネズミ、プレーリードッグ等の輸入禁止
- 獣医師の届出対象となる感染症としてエボラ出血熱等10疾病を指定
- 生きた哺乳類・鳥類又はげっ歯目・うさぎ目の死体を輸入する者は厚生労働大臣（検疫所）に輸出国政府機関が発行する衛生証明書を添付の上、必要事項を届出なければならないこととする「動物の輸入届出制度」

## 病原体等の所持等の規制の整備



- 1～4種病原体等の分類に応じた、所持等の禁止、許可、届出、施設等の基準の遵守による規制
- 病原体等の分類に応じた施設等の基準の設定
- 感染症発生予防規程の整備、病原体等取扱主任者の選任、運搬の届出等の所持者等の義務
- 病原体等取扱施設への立入検査、滅菌譲渡の方法の変更等の措置を命じること等厚生労働大臣等が当該施設等を監督

## 新型インフルエンザ対策の整備



- 入院等の措置を実施するとともに、政令により1類感染症相当の措置も可能とする
- 感染したおそれのある者に対する健康状況報告要請・外出自粛要請
- 発生及び実施する措置等に関する情報の公表
- 都道府県知事からの経過の報告
- 都道府県知事と検疫所長との連携強化

## 予防接種（個別接種）

### 概 要

### 定期の予防接種の対象疾病及び対象者

疾 病	予防接種対象者
ジフテリア	1 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2 11歳以上13歳未満の者
百日せき	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
麻 し ん	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 3 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
風 し ん	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 3 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
日 本 脳 炎	1 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2 9歳以上13歳未満の者
破 傷 風	1 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2 11歳以上13歳未満の者
結 核	生後6月に至るまでの間にある者
インフルエンザ	1 65歳以上の者 2 60歳以上65歳未満の慢性高度心・呼吸器・腎機能等不全者

※ 平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた方について、20歳未満までの間、日本脳炎の定期の予防接種が可能。

### 詳細データ

### 予防接種健康被害救済制度の給付の種類と額

一類疾病			二類疾病（インフルエンザ）		
種 類	対象者	給付の内容及び支給額	種 類	対象者	給付の内容及び支給額
医療費	予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者	健康保険の例により算定した額のうち自己負担相当額	医療費	予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者	健康保険の例により算定した額のうち自己負担相当額
医療手当	医療費に同じ	入院 1か月のうち8日以上(月額) 35,600円 入院 1か月のうち8日未満(月額) 33,600円 通院 1か月のうち3日以上(月額) 35,600円 通院 1か月のうち3日未満(月額) 33,600円 同一月入通院 (月額) 35,600円	医療手当	医療費に同じ	入院 1か月のうち8日以上(月額) 35,600円 入院 1か月のうち8日未満(月額) 33,600円 通院 1か月のうち3日以上(月額) 35,600円 通院 1か月のうち3日未満(月額) 33,600円 同一月入通院 (月額) 35,600円
障害児養育年金	予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳未満の者を養育する者	1級 (介護加算額) (年額) 1,520,400円 (年額) (834,200円) 2級 (介護加算額) (年額) 1,215,600円 (年額) (556,200円)	障害年金	予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳以上の者	1級 (年額) 2,700,000円 2級 (年額) 2,160,000円
障害年金	予防接種による障害の状態となり、一定の障害を有する18歳以上の者	1級 (介護加算額) (年額) 4,860,000円 (年額) (834,200円) 2級 (介護加算額) (年額) 3,888,000円 (年額) (556,200円) 3級 (年額) 2,916,000円	遺族年金	予防接種により死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。(支給は、10年間を限度とする。)	(年額) 2,361,600円
死亡一時金	予防接種による疾病により死亡した者の遺族	42,500,000円	遺族一時金	予防接種により死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。	7,084,800円
葬祭料	予防接種による疾病により死亡した者の葬祭を行う者	201,000円	葬祭料	予防接種による疾病により死亡した者の葬祭を行う者	201,000円

※ 二類疾病による健康被害の請求の期限

(注) 1. 医療費及び医療手当の請求の期限は、対象となる費用の支払いが行われた時から5年とする。

2. 遺族年金及び遺族一時金の請求の期限は、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる疾病又は障害について、医療費、医療手当又は障害年金の支給があった場合には、その死亡の時から2年、それ以外の場合には、その死亡の時から5年とする。

## 結核対策

## 概 要

## 結核予防対策の概要

- ア. 定期的健康診断 (ツ反応、エックス線検査等) ————— 高齢者、生徒 (高校生)・学生、学校、病院等の従事者、施設入所者
- イ. 定期的予防接種 (BCG) ————— 生後6月に至るまでの間にある者
- ウ. 患者管理 —————
- 届 出 ——— 診断時、入院退院時
  - 登 録 ——— 結核登録票、患者の現状把握
  - 保 健 指 導 ——— 家庭訪問、衛生教育等
  - 管 理 検 診 ——— 要経過観察者、治療中断患者等
- エ. 発生予防・まん延防止 —————
- 就 業 制 限 等 ——— 結核のまん延防止のための患者の就業制限、入院勧告・措置
  - 消 毒 等 の 措 置 ——— 家屋の消毒、物件の消毒廃棄等
  - 立 入 調 査 ——— 患者調査等
- オ. 医 療 (公費負担) —————
- 入 院 医 療 ——— 入院勧告・措置に係る結核患者の医療療養費
  - 適 正 医 療 ——— 結核の適正な医療を普及するための医療費

## 詳細データ① 結核新登録患者数、罹患率、死亡数の推移

	新登録患者数 (人)	罹患率 (人口10万対)	死亡数 (人)	死亡率 (人口10万対)
1960 (昭和35) 年	489,715	524.2	31,959	34.2
65 ( 40)	304,556	309.9	22,366	22.8
70 ( 45)	178,940	172.3	15,899	15.4
75 ( 50)	108,088	96.6	10,567	9.5
80 ( 55)	70,916	60.7	6,439	5.5
85 ( 60)	58,567	48.4	4,692	3.9
90 (平成 2)	51,821	41.9	3,664	3.0
95 ( 7)	43,078	34.3	3,178	2.6
99 ( 11)	43,818	34.6	2,935	2.3
2000 ( 12)	39,384	31.0	2,656	2.1
01 ( 13)	35,489	27.9	2,491	2.0
02 ( 14)	32,828	25.8	2,317	1.8
03 ( 15)	31,638	24.8	2,337	1.9
04 ( 16)	29,736	23.3	2,330	1.8
05 ( 17)	28,319	22.2	2,296	1.8
06 ( 18)	26,384	20.6	2,269	1.8
07 ( 19)	25,311	19.8	2,194	1.7
08 ( 20)	24,760	19.4	2,220	1.8
09 ( 21)	24,170	19.0	2,159	1.7
10 ( 22)	23,261	18.2	2,129	1.7
11 ( 23)	22,681	17.7	2,162	1.7

資料：厚生労働省健康局「結核登録者情報調査年報集計結果」

厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

(注) 平成10年以降のデータについては、非定型抗酸菌陽性を除く数値である。  
2011(平成23)年の死亡数、死亡率は概数である。



詳細データ② 結核罹患率の都道府県別主な順位（平成23年末現在）

	都道府県名	罹患率
罹患率の低い5県	岩手県	8.9
	宮城県	9.8
	長野県	10.1
	群馬県	11.2
	山形県	11.3
罹患率の高い5県	大阪府	28.0
	徳島県	23.6
	和歌山県	23.5
	東京都	22.9
	岐阜県	21.0

詳細データ③ 結核罹患率の国際比較

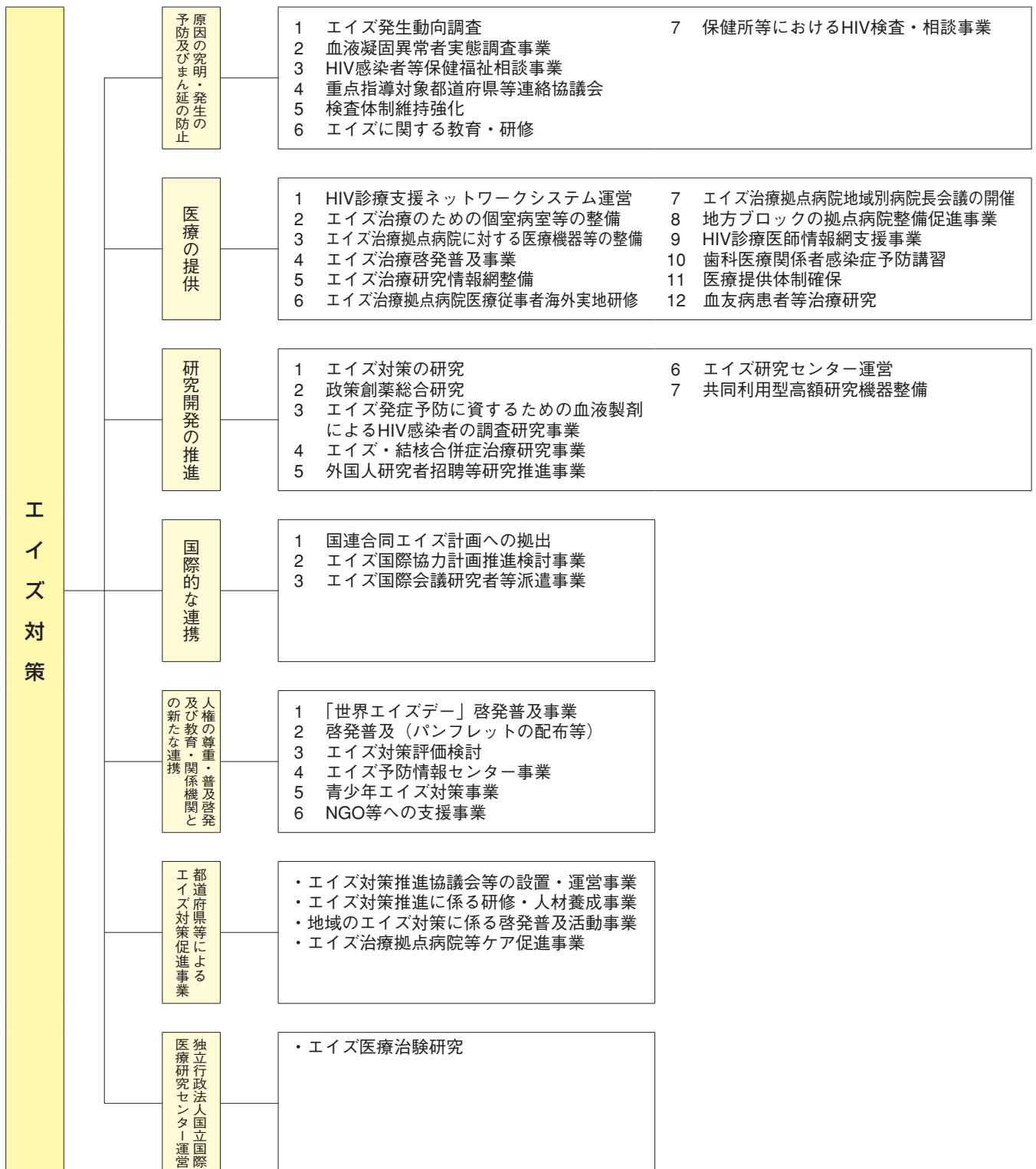
国名	罹患率	年次
アメリカ	4.1	2010年
カナダ	4.7	2010年
スウェーデン	6.8	2010年
オーストラリア	6.3	2010年
オランダ	7.3	2010年
ドイツ	4.8	2010年
デンマーク	6.0	2010年
イタリア	4.9	2010年
フランス	9.3	2010年
イギリス	13.0	2010年
日本	17.7	2011年

資料：Global Tuberculosis Control WHO Report 2011

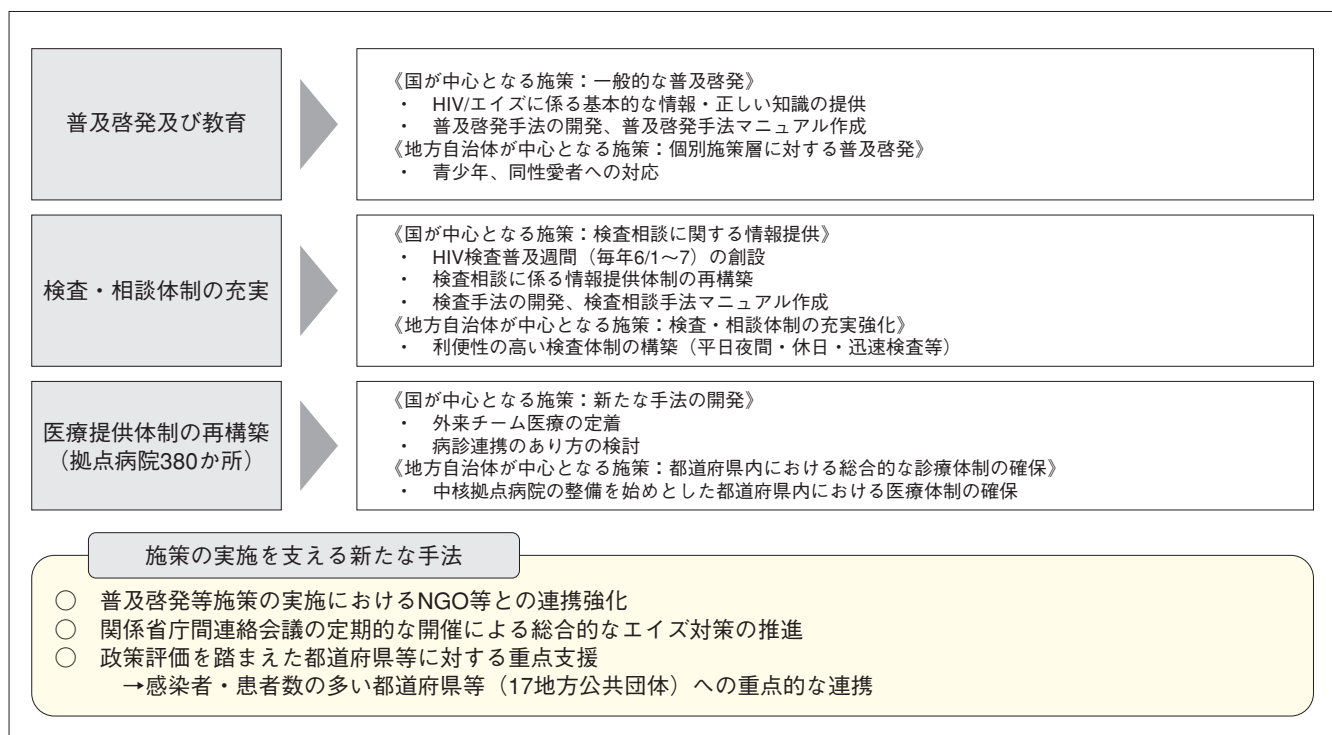
## エイズ対策

## 概要

## エイズ対策の概要



## 施策の重点化を図るべき3分野



## 詳細データ① HIV感染者及びAIDS患者の国籍、性別推移

診断区分	国籍	性別	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	合計	合計の%
HIV	日本	男	0	0	34	15	35	27	52	108	102	134	147	189	234	261	379	336	475	481	525	636	709	787	931	999	894	956	9,446	74.7
		女	0	0	11	4	18	10	17	16	22	32	19	41	34	36	45	32	50	40	32	44	32	49	38	34	38	41	735	5.8
		計	0	0	45	19	53	37	69	124	124	166	166	230	268	297	424	368	525	521	557	680	741	836	969	1,033	932	997	10,181	80.5
	外国	男	0	0	10	4	21	11	26	45	33	37	47	65	49	58	39	53	59	55	48	62	60	76	76	60	71	59	1,124	8.9
		女	0	0	0	0	6	18	105	273	120	95	64	81	80	67	67	41	37	38	35	38	31	40	37	33	18	19	1,343	10.6
		計	0	0	10	4	27	29	131	318	153	132	111	146	129	125	106	94	96	93	83	100	91	116	113	93	89	78	2,467	19.5
合計		0	0	55	23	80	66	200	442	277	298	277	376	397	422	530	462	621	614	640	780	832	952	1,082	1,126	1,021	1,075	12,648	100	
AIDS	日本	男	5	3	6	9	15	18	24	36	53	91	108	156	170	158	212	239	221	232	252	290	291	335	343	359	386	421	4,433	76.4
		女	0	0	3	2	2	3	0	1	5	9	11	15	12	10	12	21	24	20	19	19	11	20	22	19	15	15	290	5.0
		計	5	3	9	11	17	21	24	37	58	100	119	171	182	168	224	260	245	252	271	309	302	355	365	378	401	436	4,723	81.4
	外国	男	1	2	3	3	4	10	14	13	19	28	33	45	39	42	46	41	61	36	39	54	49	33	34	32	21	29	731	12.6
		女	0	0	2	0	0	0	0	1	9	8	17	18	29	21	31	28	26	20	26	22	16	18	19	21	9	4	345	5.9
		計	1	2	5	3	4	10	14	14	28	36	50	63	68	63	77	69	87	56	65	76	65	51	53	53	30	33	1,076	18.6
合計		6	5	14	14	21	31	38	51	86	136	169	234	250	231	301	329	332	308	336	385	367	406	418	431	431	469	5,799	100	

資料：厚生労働省エイズ動向委員会「平成22年エイズ発生動向年報」

(注) 凝固因子製剤による感染者・患者数を除く。

## 詳細データ② 世界のエイズ患者の状況(2010年末現在、UNAIDS報告)

地域		HIV感染者数 (成人・子供)	新規HIV感染者数 (成人・子供)	成人HIV陽性率(%)	AIDSによる死者数 (成人・子供)
サハラ以南アフリカ	2010年	2,290万 [2,160-2,410万]	190万 [170-210万]	5.0 [4.7-5.2]	120万 [110-140万]
	2001年	2,050万 [1,910-2,220万]	220万 [210-240万]	5.9 [5.6-6.4]	140万 [130-160万]
中東・北アフリカ	2010年	47万 [35-57万]	59,000 [40,000-73,000]	0.2 [0.2-0.3]	35,000 [25,000-42,000]
	2001年	32万 [19-45万]	43,000 [31,000-57,000]	0.2 [0.1-0.3]	22,000 [9,700-38,000]
南アジア・東南アジア	2010年	400万 [360-450万]	27万 [23-34万]	0.3 [0.3-0.3]	25万 [21-28万]
	2001年	380万 [340-420万]	38万 [34-42万]	0.3 [0.3-0.4]	23万 [20-28万]
東アジア	2010年	79万 [58-110万]	88,000 [48,000-160,000]	0.1 [0.1-0.1]	56,000 [40,000-76,000]
	2001年	38万 [28-53万]	74,000 [54,000-100,000]	<0.1 [<0.1-0.1]	24,000 [16,000-45,000]
オセアニア	2010年	54,000 [48,000-62,000]	3,300 [2,400-4,200]	0.3 [0.2-0.3]	1,600 [1,200-2,000]
	2001年	41,000 [34,000-50,000]	4,000 [3,300-4,600]	0.2 [0.2-0.3]	1,800 [1,300-2,900]
ラテンアメリカ	2010年	150万 [120-170万]	10万 [73,000-140,000]	0.4 [0.3-0.5]	67,000 [45,000-92,000]
	2001年	130万 [100-170万]	99,000 [75,000-130,000]	0.4 [0.3-0.5]	83,000 [3-13万]
カリブ海沿岸	2010年	20万 [17-22万]	12,000 [9,400-17,000]	0.9 [0.8-1.0]	9,000 [6,900-12,000]
	2001年	21万 [17-24万]	19,000 [16,000-22,000]	1.0 [0.9-1.2]	18,000 [14,000-22,000]
東欧・中央アジア	2010年	150万 [130-170万]	16万 [11-20万]	0.9 [0.8-1.1]	9万 [74,000-110,000]
	2001年	41万 [34-49万]	21万 [17-24万]	0.3 [0.2-0.3]	7,800 [6,000-11,000]
西欧・中欧	2010年	84万 [77-93万]	3万 [22,000-39,000]	0.2 [0.2-0.2]	9,900 [8,900-11,000]
	2001年	63万 [58-69万]	3万 [26,000-34,000]	0.2 [0.2-0.2]	1万 [9,500-11,000]
北アメリカ	2010年	130万 [100-190万]	58,000 [24,000-130,000]	0.6 [0.5-0.9]	2万 [16,000-27,000]
	2001年	98万 [78-120万]	49,000 [34,000-70,000]	0.5 [0.4-0.7]	19,000 [15,000-24,000]
合計	2010年	3,400万 [3,160-3,520万]	270万 [240-290万]	0.8 [0.8-0.8]	180万 [160-190万]
	2001年	2,860万 [2,670-3,090万]	310万 [300-330万]	0.8 [0.7-0.8]	190万 [170-220万]

( ) 内の範囲に実際の数値が存在する。推計値・範囲は現在入手可能な最良のデータを基にして算出された。

資料：UNAIDS WORLD AIDS DAY REPORT 2011による。

## 新型インフルエンザ対策

### 概要

### 新型インフルエンザ対策

#### 新型インフルエンザについて

これまで人の中で流行を起こしたことがないインフルエンザウイルスが、新たに人から人に感染するようになったものを新型インフルエンザという。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。近年、アジア、中東、アフリカを中心に鳥から人に感染する高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）が散発的に発生している。そのウイルスが変異して人から人に感染するようになった場合、国民の生命及び健康、並びに国民生活及び国民経済に重大な影響を与えるおそれがあるため、国として下記の対策を行っている。

（政府行動計画上の想定）

医療機関を受診する患者数	最大2,500万人
入院患者数	53～200万人
死亡者数	17～64万人

#### 主な経緯

2005年12月	「新型インフルエンザ対策行動計画」策定（鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）
2008年5月	感染症法・検疫法改正（新型インフルエンザについて、新たな感染症の類型として「新型インフルエンザ等感染症」を規定し、入院勧告等の措置、停留等の水際対策などを法的に整備。また鳥一人感染のH5N1型インフルエンザを「鳥インフルエンザ（H5N1）」として二類感染症に規定）
2009年2月	感染症法の改正を受け、「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）を抜本的に改定
2009年4月	新型インフルエンザ（A/H1N1）発生
2011年3月	3月31日をもって、感染症法における「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を行い、通常の季節性インフルエンザ対策に移行
2011年7月	予防接種法改正（新型インフルエンザ（A/H1N1）と同等の感染力は強いが、病原性の高い新型インフルエンザを想定した新たな臨時接種について規定）
2011年9月	新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等も踏まえ、「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ対策閣僚会議）を改定
2012年4月	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が成立（新型インフルエンザ等の発生時の特別な措置等を法的に整備）

#### 主な予算事業

新型インフルエンザ医療機関等の体制整備	都道府県が確保した新型インフルエンザ患者入院医療機関等において、必要な病床及び医療資機材等の整備
新型インフルエンザ対策の普及啓発	個人や一般家庭、事業者などに対する普及啓発、医療現場などに国からの情報を直接届けるためのメールマガジンの発行
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	平成24年度までに国と都道府県を合わせて約6,000万人分を備蓄
プレパンデミックワクチンの製造・備蓄	平成23年度までに約2,000万人分を備蓄、平成23年度補正予算で約1,000万人分を追加備蓄予定
パンデミックワクチンの生産体制整備	全国民分を約半年で生産できるよう細胞培養法の実用化体制整備

臓器移植及び造血幹細胞移植

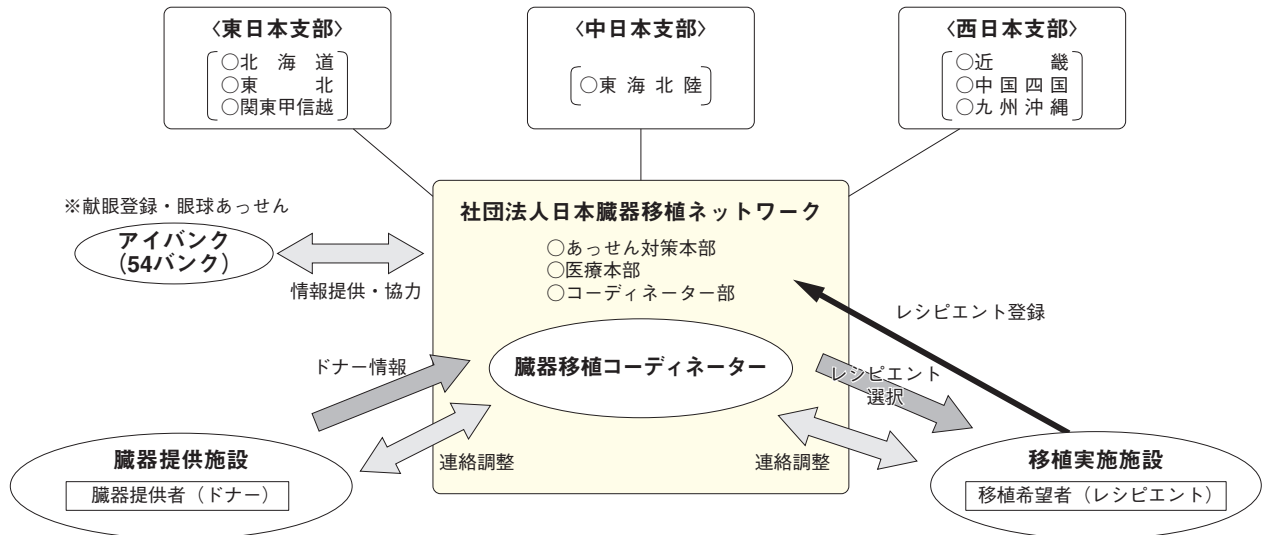
概要

臓器移植体制

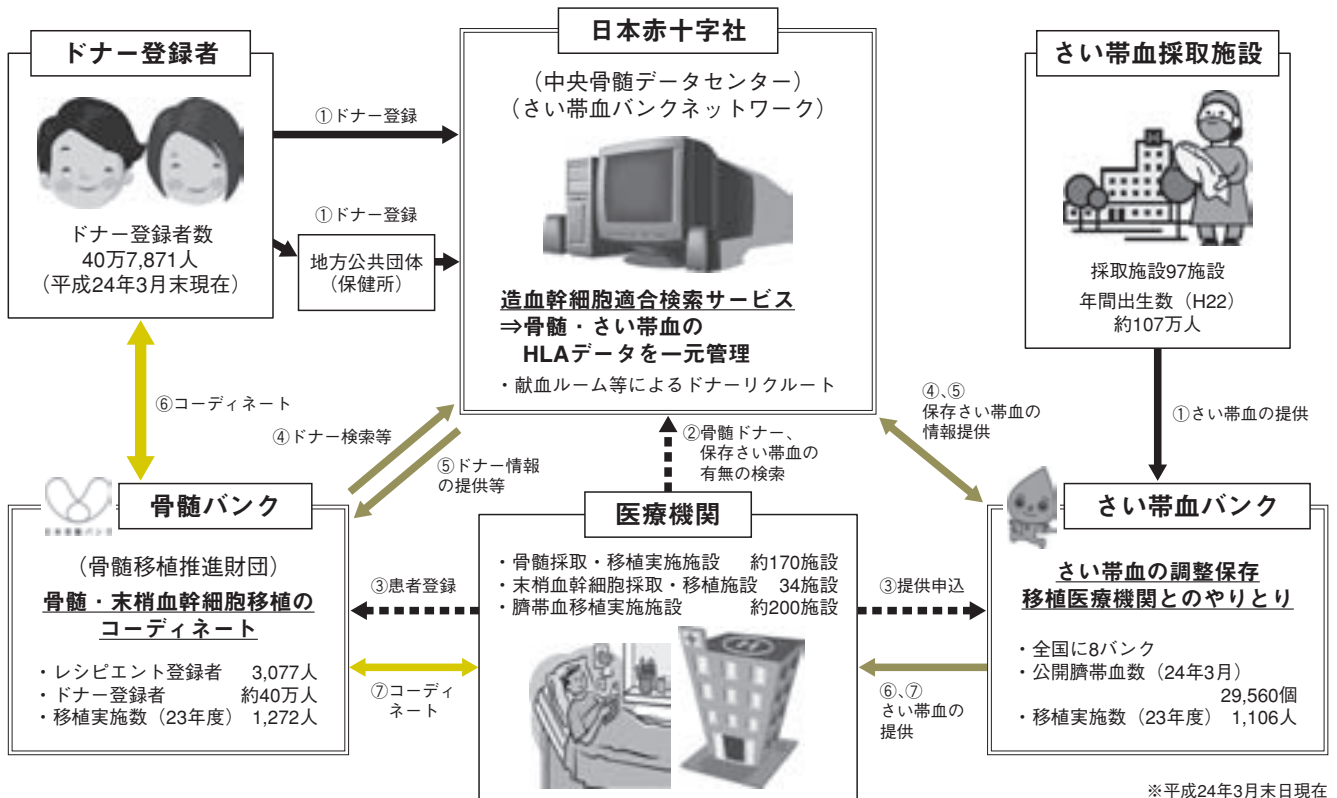
[臓器移植体制]

従前の腎臓移植体制を見直し、平成7年度から新たに全国を一元化した腎臓移植体制（ネットワーク）が発足した。さらに、平成9年10月に施行された「臓器の移植に関する法律」により多臓器移植が可能となり、それに対応したネットワークへと拡大を図った。現在、臓器移植については社団法人日本臓器移植ネットワークが中心となり、統一的な基準に基づき移植を受ける患者を選択するなど、公平かつ適正な臓器のあっせんを行っている。また、眼球（角膜等）の移植については別途全国54カ所のアイバンクが普及啓発を含むあっせん業務を行っている。

日本臓器移植ネットワーク体系図



造血幹細胞移植の実施体制



※平成24年3月末日現在

## 詳細データ① 臓器移植の累計件数

	臓器提供者数		移植実施件数		待機患者数
		うち脳死下		うち脳死下	
心臓	126名	126名	126件	126件	207名
肺	109名	109名	134件	134件	181名
肝臓	137名	137名	145件	145件	404名
腎臓	1,348名	159名	2,488件	313件	12,542名
膵臓	125名	123名	125件	123件	201名
小腸	12名	12名	12件	12件	3名
眼球（角膜）	14,006名	66名	22,659件	127件	2,365名

資料：（社）日本臓器移植ネットワーク、（財）日本アイバンク協会調べ

- （注） 1. 臓器提供者数、移植実施件数は、平成9年10月16日（臓器移植法施行の日）から平成24年3月31日までの累計、移植待機患者数は平成24年3月31日現在数である。
2. 臓器移植法に基づく脳死判定事例は、臓器移植法の施行の日から平成24年3月31日までに全国で169例行われている。なお、第8例目については、法的脳死判定が行われ法的に脳死と判定されたが、医学的理由により臓器の摘出が行われなかったため、臓器提供者数には含まれていない。
3. 膵臓及び腎臓の臓器提供者数、移植実施件数及び待機患者数については膵臓と腎臓の同時移植を含む。
4. 心臓及び肺の臓器提供者数、移植実施件数及び待機患者数については心臓と肺の同時移植を含む。

## 詳細データ② 造血幹細胞移植の実施件数の推移

	ドナー（提供者）		移植件数		
	骨髄提供登録者数	さい帯血公開数	骨髄	末梢血幹細胞	さい帯血
平成3年度	3,176	—	—	—	—
平成4年度	19,829	—	8	—	—
平成5年度	46,224	—	112	—	—
平成6年度	62,482	—	231	—	—
平成7年度	71,174	—	358	—	—
平成8年度	81,922	—	363	—	1
平成9年度	94,822	—	405	—	19
平成10年度	114,354	—	482	—	77
平成11年度	127,556	—	588	—	114
平成12年度	135,873	4,343	716	—	169
平成13年度	152,339	8,384	749	—	220
平成14年度	168,413	13,431	739	—	297
平成15年度	186,153	18,424	737	—	702
平成16年度	204,710	21,335	851	—	678
平成17年度	242,858	24,309	908	—	658
平成18年度	276,847	26,816	963	—	754
平成19年度	306,397	29,197	1,027	—	778
平成20年度	335,052	31,149	1,118	—	875
平成21年度	357,378	32,793	1,232	—	907
平成22年度	380,457	32,994	1,191	1	1,074
平成23年度	407,871	29,560	1,269	3	1,106
平成24年度	412,908	28,887	320	3	313
累計	—	—	14,367	7	8,742

※平成8～10年度のさい帯血関係データはさい帯血バンクネットワーク設立前に各バンクが扱った数

※平成24年度については、6月末時点の数値

※平成24年度より宮城さい帯血バンクが日赤北海道さい帯血バンク及び日赤関東甲信越さい帯血バンクに、中国四国さい帯血バンクが日赤九州さい帯血バンクにそれぞれ事業移管している。

※宮城さい帯血バンク及び中国四国さい帯血バンク分のさい帯血は、移管先での手続き等のため公開を一時停止している。

※ドナー登録要件の緩和：

平成17年3月1日～ 登録年齢の下限を20歳から18歳へ引き下げ（提供は20歳から）、登録受付時の「家族の同意」条件の削除、パンフレット「チャンス」を読み、骨髄提供の内容を理解している場合は登録時の説明をビデオ視聴を省略できる

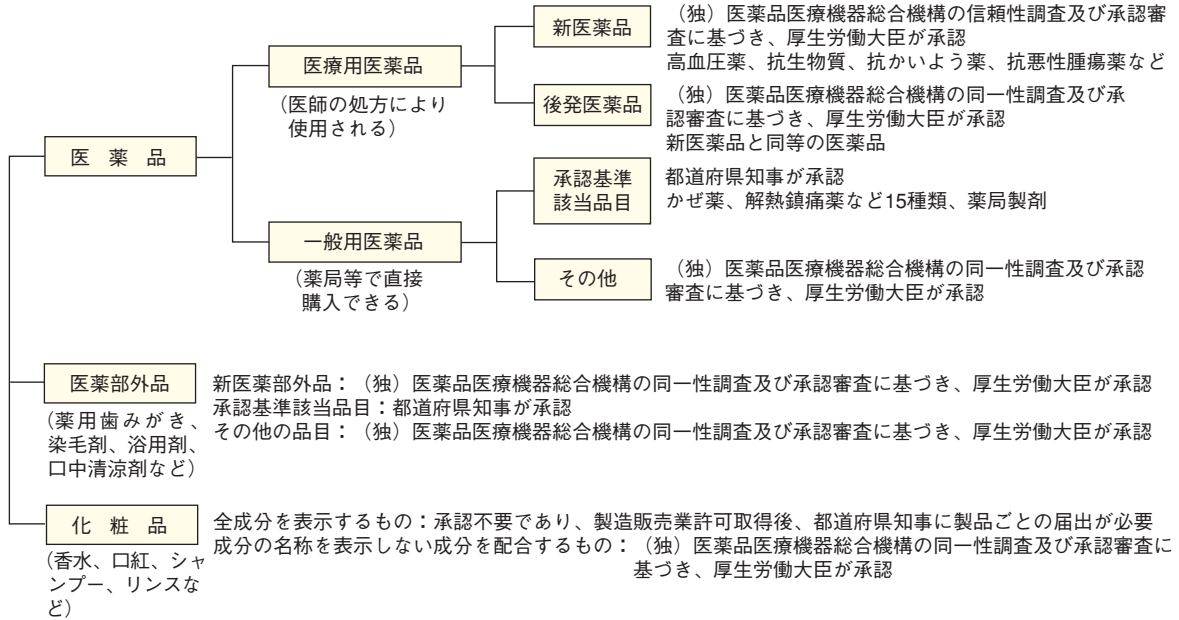
平成17年9月1日～ 登録年齢の上限を50歳から54歳へ引き上げ（提供は55歳まで）

## (4) 医薬品等

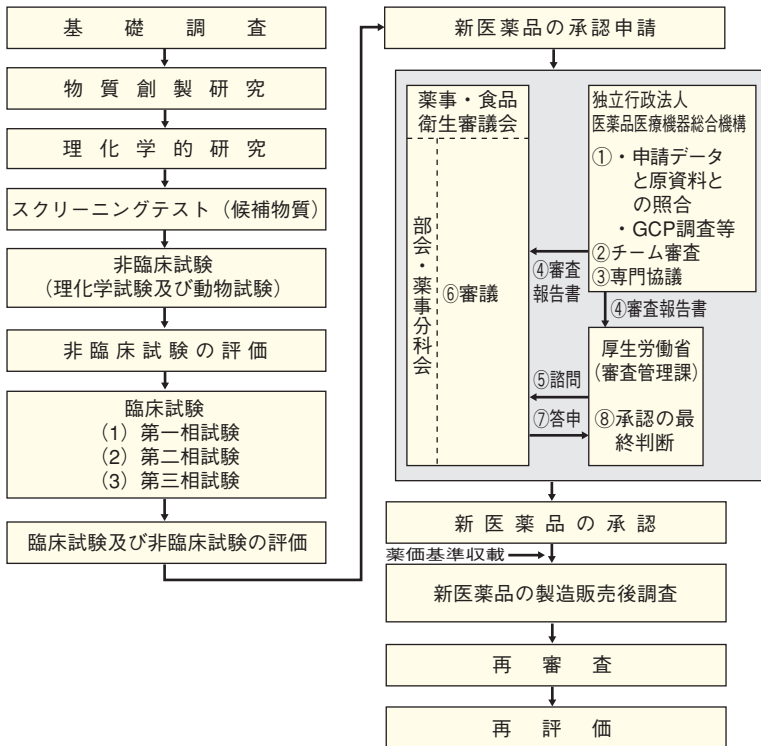
## 医薬品・医薬部外品・化粧品の承認・許可制度

## 概要

## 医薬品等の承認審査の分類



## 新医薬品の承認審査の仕組み



## [新医薬品の承認審査]

新医薬品の品質・有効性及び安全性については、特に慎重な検討を必要とするため、基礎や臨床関係の多くの資料に基づいて、医学・薬学・獣医学・統計学の専門家からなる薬事・食品衛生審議会(厚生労働大臣の諮問機関)で審議を行い、その結果に基づいて厚生労働大臣が承認の可否を決定する仕組みとなっている。

非臨床試験のうち、動物(を用いた毒性)試験の実施に対しては「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準」、臨床試験の実施に対しては「医薬品の臨床試験の実施の基準」が省令で定められており、それぞれの試験が適正に実施されるように規制されている。

## [医薬品等の製造販売業、製造業の許可]

医薬品等の承認・許可制度が見直され、平成17年4月から、製品を市場へ出荷する製造販売業と、製造行為を行う製造業とに分離された。

許可に当たっては、製造販売業は品質管理、製造販売後安全管理の方法について、また、製造業は製造所の構造設備、製造管理及び品質管理の方法について、基準に適合することが調査される。

製造販売業の許可、一部の高度な製造技術を要するものを除く製造業の許可は、都道府県知事が与える。

(注) 新医薬品の承認申請のため必要とされる試験は、大きく分けて、非臨床試験(理化学試験及び動物試験)と臨床試験に分けられる。臨床試験は、上図のように、第一相試験(少数の健康人が対象)、第二相試験(少数の患者が対象)、第三相試験(多数の患者が対象)と順を追って実施される。



### 詳細データ① 医薬品等の製造販売業許可数

(平成23年末現在)

種別	医薬品		医薬部外品	化粧品	計	
	第1種医薬品	第2種医薬品				
製造販売業	1,212	253	959	1,331	3,404	5,947

資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

(注) 都道府県知事が許可を与えることとなっている。(平成17年4月1日～)

### 詳細データ② 医薬品等の製造・輸入・製造販売の承認の実績(平成23年)

		医療用医薬品	一般用医薬品	医薬部外品	化粧品
製造	承認	0	5	0	0
	一部変更承認	65	3	0	0
	計	65	8	0	0
輸入	承認	0	2	0	0
	一部変更承認	8	0	0	0
	計	8	2	0	0
製造販売承認	承認	1,173	744	1,643	0
	一部変更承認	2,107	281	291	0
	計	3,280	1,025	1,934	0

資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

(注) 体外診断用医薬品を除く。

### 詳細データ③ 医薬品等の製造業許可数

(平成23年末現在)

区分	医薬品	医薬部外品	化粧品	計
製造業	2,414	1,641	3,374	7,429

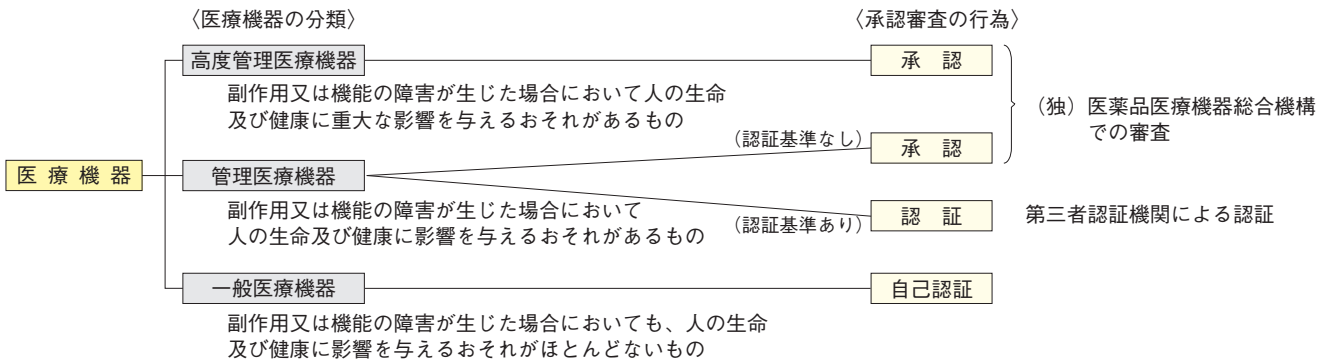
資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

(注) 平成7年4月1日から、都道府県知事が許可を与えることとなった。(但し、医薬品の一部を除く)

## 医療機器の承認・許可制度

## 概 要

## 医療機器の承認審査の仕組み



## 詳細データ① 医療機器の製造販売業許可数

(平成23年末現在)

種 別	第1種医療機器	第2種医療機器	第3種医療機器	計
製造販売業	616	925	927	2,468

資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

(注) 都道府県知事が許可を与えることとなっている。(平成17年4月1日～)

## 詳細データ② 医療機器の製造・輸入・製造販売の承認の実績 (平成23年)

		医療機器
製造	承認	0
	一部変更承認	10
	計	10
輸入	承認	73
	一部変更承認	21
	計	94
製造販売承認	承認	632
	一部変更承認	536
	計	1,168

資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

## 詳細データ③ 医療機器の製造業等許可数

	医療機器
製造業	3,571
修理業	6,268

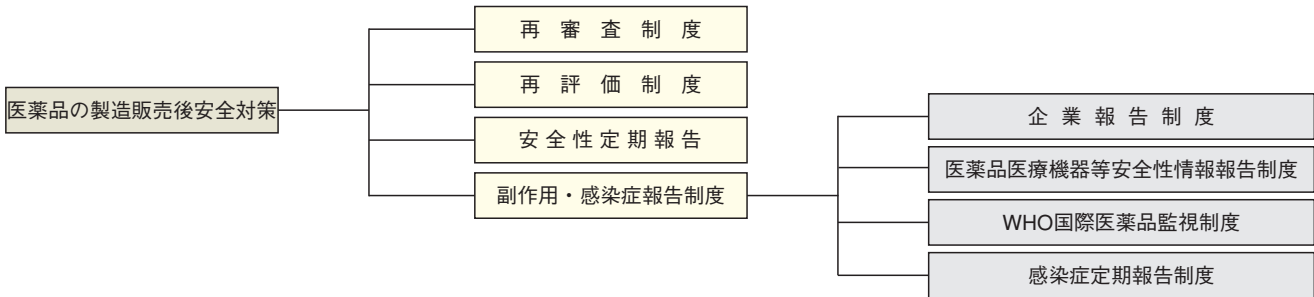
資料：厚生労働省医薬食品局調べ。(平成23年末現在)

(注) 平成9年4月から、都道府県知事が許可を与えることとなった。(但し、一部を除く)

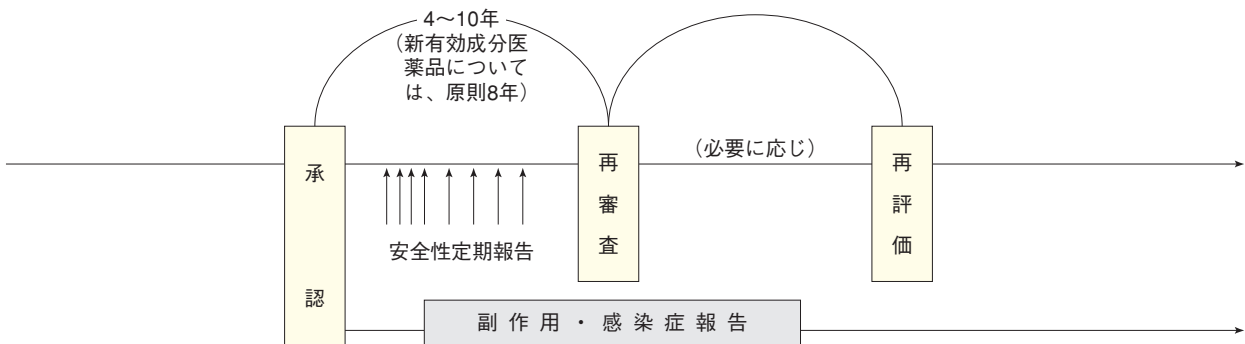
# 医薬品・医療機器の製造販売後対策

## 概要

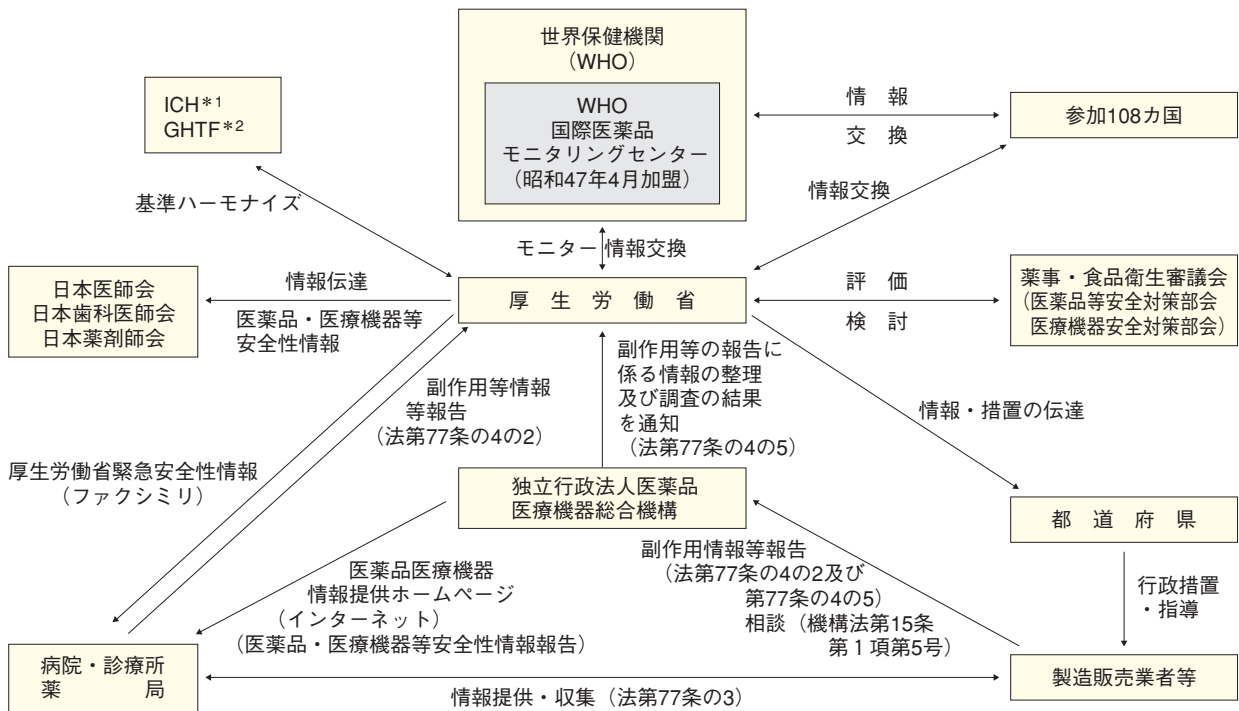
### 医薬品の製造販売後の安全対策の仕組み



### 医薬品の製造販売後調査と再審査・再評価の流れ



### 副作用等報告制度の概略



\*1：日米EU医薬品規制ハーモナイゼーション国際会議

\*2：医療機器規制国際整合化会合（2013年よりIMDRF（International Medical Device Regulators Forum）に移行予定）

## 詳細データ① 医療用医薬品再審査結果一覧表

(平成23年度末現在)

有用性が認められるもの		承認事項の一部を変更すれば有用性が認められるもの		有用性が認められないもの	
成分数	品目数	成分数	品目数	成分数	品目数
1,107	3,058	50	142	0	0

資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

## 詳細データ② 医療用医薬品再評価結果一覧表

(平成23年度末現在)

	総合評価（品目数）				
	有用性が認められるもの	承認事項の一部を変更すれば有用性が認められるもの	有用性が認められないもの	再評価申請後申請者が承認を整理したもの	計
第1次再評価	11,098	7,330	1,116	305	19,849 (19,612)
第2次再評価	105	1,579	42	134	1,860
新再評価	4,608	3,315	66	864	8,853

資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

- (注) 1. ( ) 内は1品目で2回以上結果公示されているものを調整した数。  
 2. 第1次再評価：昭和42年9月30日以前に承認された成分を対象。  
 3. 第2次再評価：昭和42年10月1日以降昭和55年3月31日までに承認された成分を対象。  
 4. 新再評価：すべての成分を対象。

## 詳細データ③ 最近5年間の医薬品の副作用等報告件数の推移

(単位：件)

年 度	製造販売業者からの報告				医薬関係者からの副作用報告	
	副作用報告	研究報告	外国措置報告	感染症定期報告	4ワクチン*	
平成19年度	28,231	858	695	1,092	3,891	
20年度	31,455	855	869	1,074	3,839	
21年度	30,814	933	930	1,108	3,721	2,460
22年度	34,578	940	1,033	1,101	3,656	1,153
23年度	36,641	841	1,347	1,089	3,388	1,843

\*4ワクチン：インフルエンザワクチン（新型を含む。）の予防接種法上の任意接種、接種事業における副反応及び子宮頸がん予防ワクチン、Hib（ヒブ）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのワクチン接種緊急促進事業における副反応について、厚生労働省で一元的に報告を収集したもの。

資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

## 詳細データ④ 最近5年間の医療機器の不具合等報告件数の推移

(単位：件)

年 度	製造販売業者からの報告				医薬関係者からの不具合報告
	不具合報告	研究報告	外国措置報告	感染症定期報告	
平成19年度	16,550	15	525	52	434
20年度	6,351	10	748	64	410
21年度	6,446	6	831	59	363
22年度	14,811	27	978	58	374
23年度	16,068	2	1,060	62	385

資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

## 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度

### 概 要

#### [医薬品副作用被害救済制度]

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による健康被害に対し、民事責任とは切り離して、各種の救済給付を行い、患者または家族の迅速な救済を図ることを目的としている。

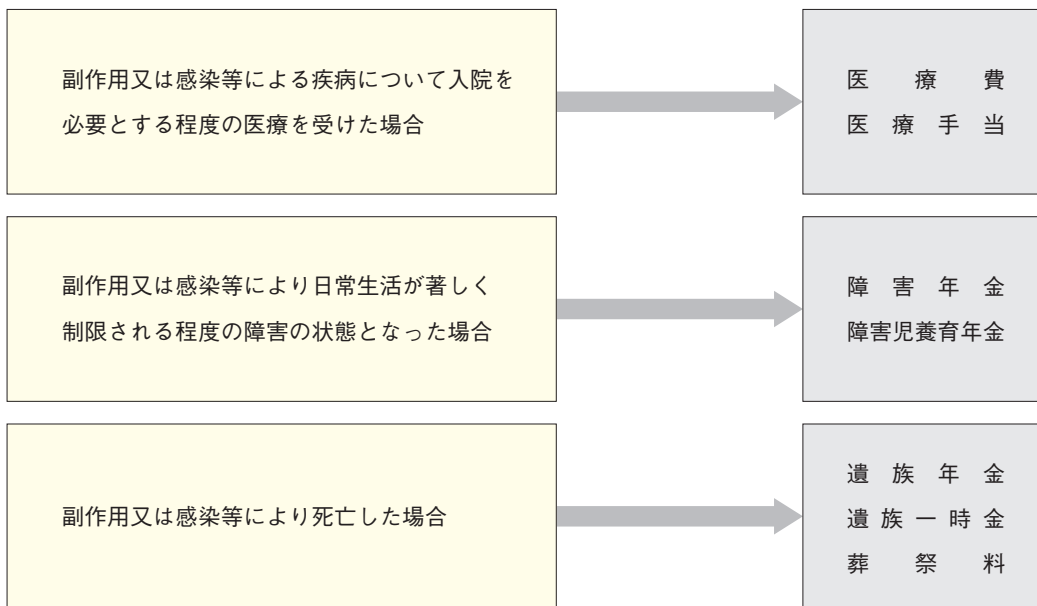
#### [生物由来製品感染等被害救済制度]

生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず発生した感染等による健康被害に対し、民事責任とは切り離して、各種の救済給付を行い、患者または家族の迅速な救済を図ることを目的としている。

#### [実施主体]

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

#### [救済給付の種類]



#### [既発生被害の救済に関する業務]

昭和54年から、スモン被害の和解患者に対して製薬企業及び国から委託を受け、健康管理手当等の支払などを行っている。

#### [血液製剤によるエイズ患者等のための救済事業等]

平成5年度から、エイズ発症前の血液製剤によるHIV（エイズウイルス）感染者に対し、日常生活の中での発症予防・健康管理のため、健康管理費用を支給し、健康状態を報告してもらうことによりHIV感染者の発症予防に役立てるための調査研究を行っている。また、平成8年度からエイズ発症者で裁判上の和解が成立した者に対し、エイズ発症に伴う健康の管理に必要な費用の負担を軽減するための健康管理支援事業を行っている。

### 詳細データ

#### 医薬品副作用被害救済給付状況の推移（各年度末現在）

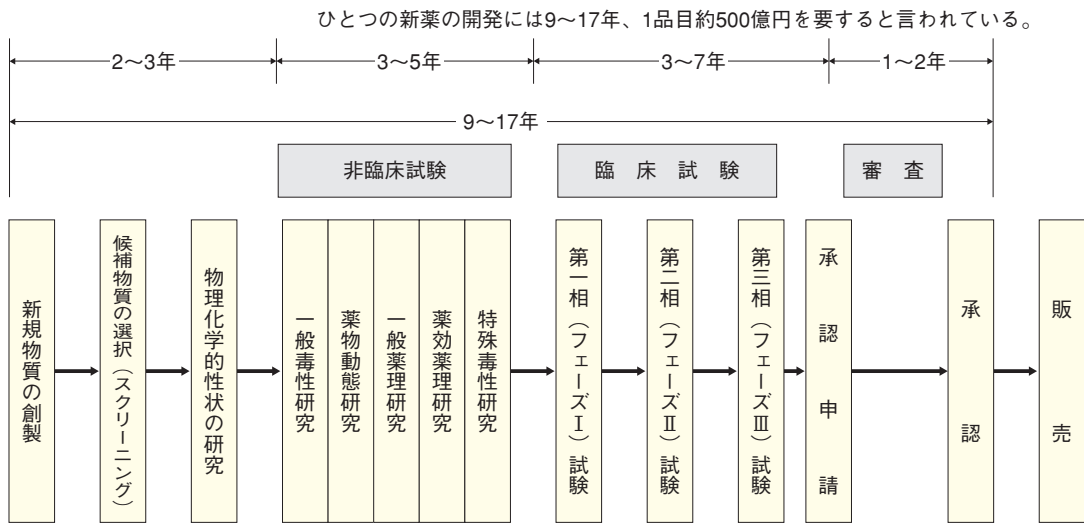
	1980(昭和55) ～96(平成8)年度	1997 (平成9)	1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
支給金額（千円）	6,058,217	797,557	928,986	920,419	935,148	1,022,185	1,055,985	1,204,243	1,262,647	1,587,567	1,582,956	1,696,525	1,798,706	1,783,783	1,867,190	2,058,389
請求件数（件）	2,665	399	361	389	480	483	629	793	769	760	788	908	926	1,052	1,018	1,075
支給件数（件）	2,076	294	306	289	343	352	352	465	513	836	676	718	782	861	897	959

資料：独立行政法人医薬品医療機器総合機構調べ。

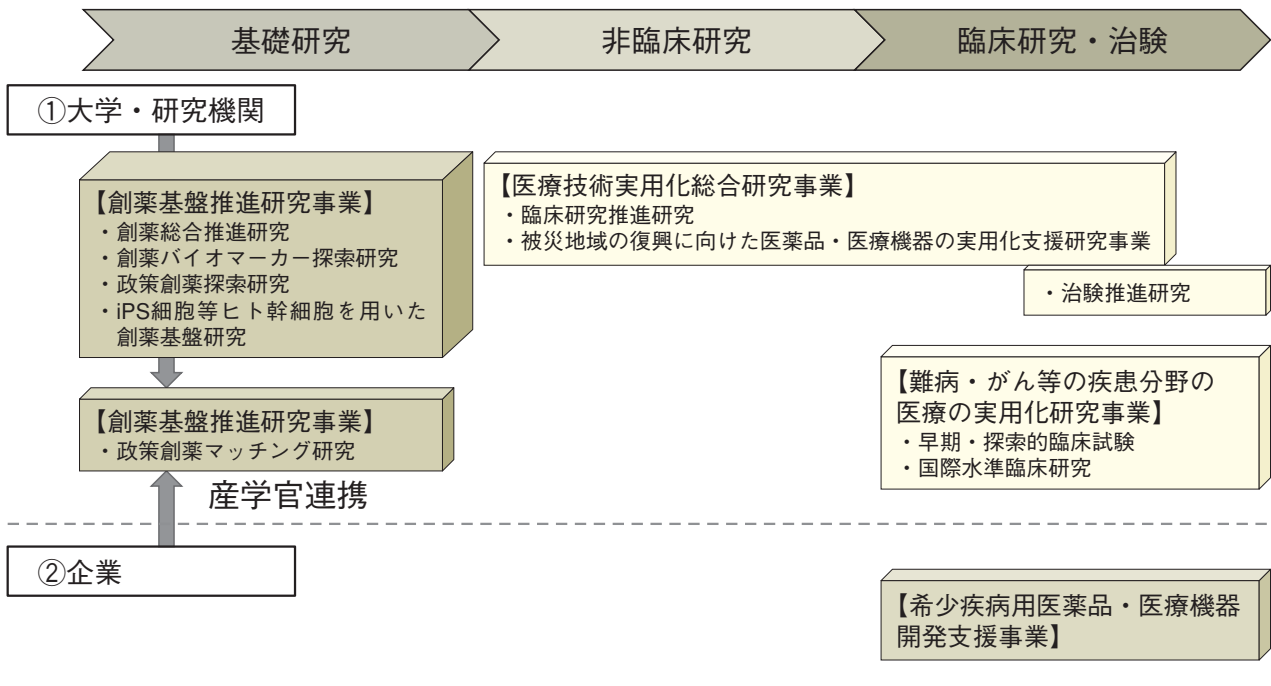
## 医薬品の研究開発と医薬品産業

## 概要

## 新薬開発の過程と期間



## 医薬品分野の研究支援



## 詳細データ

## 医薬品製造販売業等の規模別内訳

区分	企業数(社)		医薬品売上高(億円)		うち医療用医薬品(億円)	
		構成比		構成比		構成比
資本金1億円未満	188	50.0%	3,377	2.9%	1,839	2.0%
1～50億円	128	34.0%	30,382	25.8%	23,840	26.3%
50億円以上	60	16.0%	83,934	71.3%	65,028	71.7%
合計	376	100.0%	117,693	100.0%	90,707	100.0%

資料：厚生労働省医政局「平成22年度医薬品産業実態調査報告書」

(注) 平成23年3月31日現在において薬事法に基づき医薬品製造販売業の許可を受けて医薬品を製造販売している者のうち、日本製薬団体連合会の業態別団体(14団体)に加盟している企業を対象とした。

## 医療機器

### 概 要

### 医療機器の生産額等

(単位：億円、%)

年 次	生産額	前年比	輸出額	輸入額	国内出荷額
1979 (昭和54) 年	5,669	23.1	—	—	—
1989 (平成元) 年	12,195	9.9	2,266	2,972	12,819
2002 (平成14) 年	15,035	-0.9	3,769	8,400	19,755
2003 (平成15) 年	14,989	-0.3	4,203	8,836	19,407
2004 (平成16) 年	15,344	2.4	4,301	9,553	21,102
2005 (平成17) 年	15,724	2.5	4,739	10,120	20,695
2006 (平成18) 年	16,883	7.4	5,275	10,979	24,170
2007 (平成19) 年	16,845	-0.2	5,750	10,220	21,727
2008 (平成20) 年	16,924	0.5	5,592	10,907	22,001
2009 (平成21) 年	15,762	-6.9	4,752	10,750	21,829
2010 (平成22) 年	17,134	8.7	4,534	10,554	22,856

資料：厚生労働省医政局「薬事工業生産動態統計年報」

### 詳細データ

### 医療機器分類別生産金額

(単位：億円、%)

分 類	生産金額	構成比	代表例
1 処置用機器	4,277	25.0	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル、 滅菌済み輸液セット
2 画像診断システム	2,743	16.0	全身用X線CT装置、 汎用超音波画像診断装置
3 生体機能補助・代行機器	2,288	13.4	ステント 人工股関節
4 生体現象計測・監視システム	2,091	12.2	電子内視鏡、 血圧計
5 歯科材料	1,121	6.5	歯科鑄造用金銀パラジウム合金、 歯科用セラミックス
6 医用検体検査機器	1,035	6.0	ディスクリット方式臨床化学自動分析装置、 免疫発光測定装置
7 家庭用医療機器	947	5.5	家庭用電気マッサージ器、 耳穴型補聴器
8 画像診断用X線関連装置及び用具	786	4.6	画像記録用フィルム、 直接撮影用フィルム
9 眼科用品及び関連製品	588	3.4	視力補正用眼鏡レンズ コンタクトレンズ
10 その他	1,258	7.3	
合 計	17,134	100.0	

資料：厚生労働省医政局「平成22年薬事工業生産動態統計年報」

## 医薬分業

### 概要

### 医薬分業の体制

医薬分業とは、医師が患者に処方せんを交付し、薬局の薬剤師がその処方せんに基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し国民医療の質的向上を図るものである。

#### [医薬分業の利点]

- 1) 使用したい医薬品が手元に無くても、患者に必要な医薬品を医師・歯科医師が自由に処方できること。
- 2) 処方せんを患者に交付することにより、患者自身が服用している薬について知ることができること。
- 3) 「かかりつけ薬局」において薬歴管理を行うことにより、複数診療科受診による重複投薬、相互作用の有無の確認などができ、薬物療法の有効性・安全性が向上すること。
- 4) 病院薬剤師の外来調剤業務が軽減することにより、本来病院薬剤師が行うべき入院患者に対する病棟活動が可能となること。
- 5) 薬の効果、副作用、用法などについて薬剤師が、処方した医師・歯科医師と連携して、患者に説明（服薬指導）することにより、患者の薬に対する理解が深まり、調剤された薬を用法どおり服用することが期待でき、薬物療法の有効性、安全性が向上すること。

### 詳細データ 薬局数及び処方せん枚数の推移

年次	薬局数	処方せん枚数 (万枚/年)	1,000人当たり処方 せん枚数(枚/月)	医薬分業率全国平均 (%)
1989(平成元)年度	36,670	13,542	95.2	11.3
1990(平成2)年度	36,981	14,573	105.4	12.0
1991(平成3)年度	36,979	15,957	111.7	12.8
1992(平成4)年度	37,532	17,897	125.8	14.1
1993(平成5)年度	38,077	20,149	140.6	15.8
1994(平成6)年度	38,773	23,501	161.0	18.1
1995(平成7)年度	39,433	26,508	182.5	20.3
1996(平成8)年度	40,310	29,643	210.0	22.5
1997(平成9)年度	42,412	33,782	238.1	26.0
1998(平成10)年度	44,085	40,006	278.8	30.5
1999(平成11)年度	45,171	45,537	307.3	34.8
2000(平成12)年度	46,763	50,620	348.6	39.5
2001(平成13)年度	48,252	55,960	393.7	44.5
2002(平成14)年度	49,332	58,462	393.0	48.8
2003(平成15)年度	49,956	59,812	418.8	51.6
2004(平成16)年度	50,600	61,889	368.7	53.8
2005(平成17)年度	51,233	64,508	425.2	54.1
2006(平成18)年度	51,952	66,083	442.5	55.8
2007(平成19)年度	52,539	68,375	481.0	57.2
2008(平成20)年度	53,304	69,436	483.0	59.1
2009(平成21)年度	53,642	70,222	494.1	60.7
2010(平成22)年度	53,067※	72,939	486.6	63.1

資料：薬局数（厚生労働省医薬食品局調べ、1996年までは各年度12月31日現在、1997年以降は、各年度末現在）処方せん枚数、1,000人当たり処方せん枚数、医薬分業率（日本薬剤師会調べ）

(注) 医薬分業率の計算の仕方

$$\text{医薬分業率}(\%) = \frac{\text{薬局への処方せん枚数}}{\text{外来処方件数(全体)}} \times 100$$

※東日本大震災の影響で宮城県は含まれていない。



# 血液事業

## 概要

### [血液製剤]

血液製剤とは人の血液からつくられた医薬品を総称して呼び、輸血用血液製剤、血漿分画製剤に大別される。このうち輸血用血液製剤はそのすべてを献血により確保している。

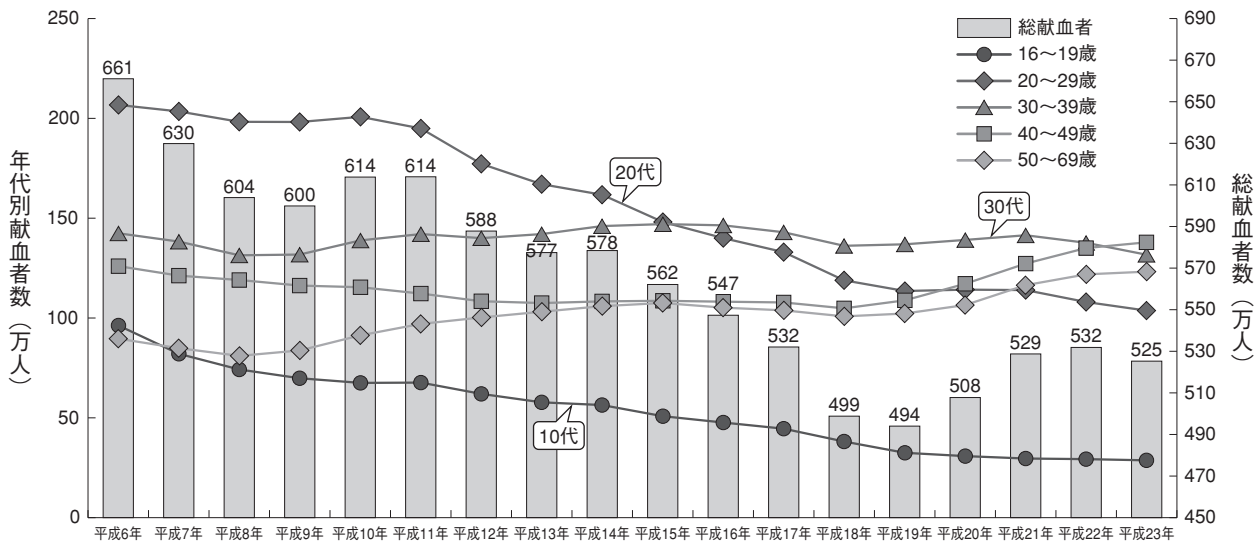
一方、血漿分画製剤のうち、血液凝固因子製剤については一部の特殊な製剤を除き国内自給を達成しているが、その他アルブミン製剤、抗HBs人免疫グロブリン製剤等については、いまだ多くを海外から輸入しており倫理性、安定供給の面からも問題を指摘されている。このため、これらの血漿分画製剤についても国内自給を図るための取組を行っている。

分類	種類	適応症
輸血用血液製剤	赤血球製剤	造血器疾患に由来する貧血、慢性出血等
	血漿製剤	肝障害、播種性血管内凝固(DIC)、血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)、溶血性尿毒症症候群(HUS)等
	血小板製剤	活動性出血、外科手術の術前状態、大量輸血時、播種性血管内凝固(DIC)、血液疾患等
血漿分画製剤	アルブミン製剤	出血性ショック、ネフローゼ症候群、難治性腹水を伴う肝硬変等
	免疫グロブリン製剤	無または低グロブリン血症等
	血液凝固因子製剤	血液凝固因子欠乏症患者に対する凝固因子の補充

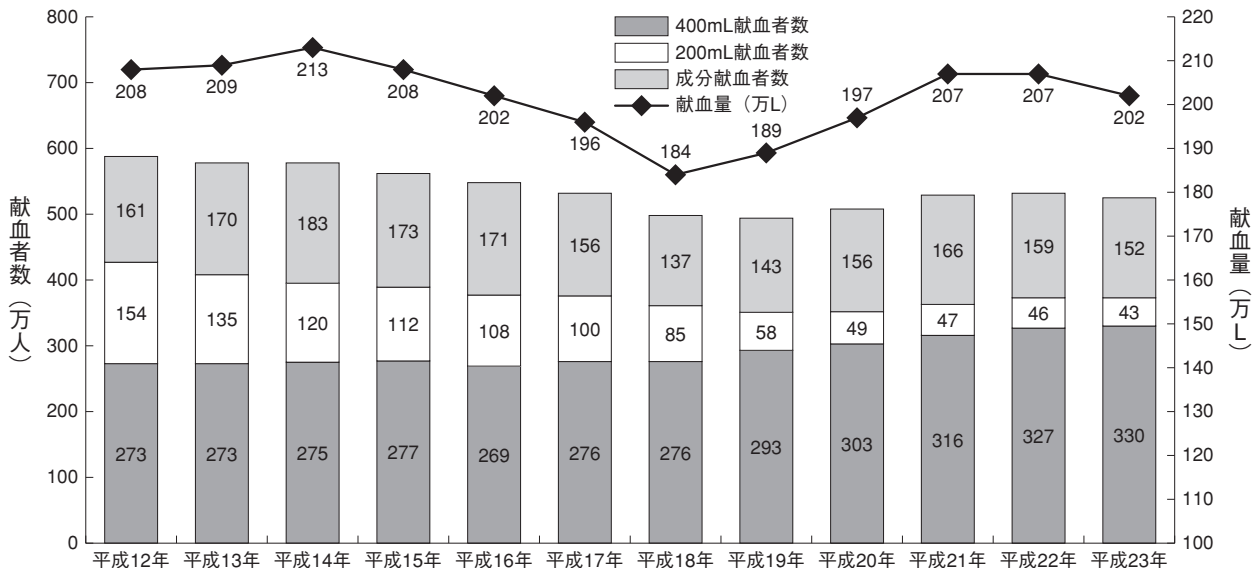
### [献血の状況]

平成20年に献血者数は増加に転じたが、10代・20代の若年層の献血者数の減少傾向は引き続いている。また、従来より献血は200mLのほか、400mL献血及び成分献血が導入されているが、近年では、400mL献血及び成分献血が主流になっている。

### 詳細データ① 献血者の推移



### 詳細データ② 血液確保量及び採血種類別採血人数



## (5) 健康危機管理体制

## 健康危機管理体制

## 概要

## 厚生労働省健康危機管理体制のイメージ図

